

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
1	7/10	大きくくり化された科目において、その一部（現行の教科に関する科目に相当する科目の一部）を、学科の必修科目又は選択科目として配当せず、教職課程履修者のみを対象とした科目として配当することは可能か。	①課程認定基準	教職課程の科目は、大学で開講されている科目である必要があるため、大学の学則等において当該学科等の学生が履修可能な科目として規定されている必要がある。（免許状取得に係る履修規程ではない。）
2	7/10	今回の再課程認定において、既に認定を受けている教職課程の『学科等の目的・性格と免許状との相当関係』は改めて審査されないと解してよいか。	①課程認定基準	再課程認定申請においては書類の提出及び審査を省略するが、各大学において、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が満たされていると確認をした上で申請を行っていただきたい。
3	7/10	改正後の必要専任教員数の取り扱いはどうなるのか、また旧課程と新課程が並存する場合の専任教員の取り扱いはどうなるのか。	①課程認定基準	○専任教員の算定基準については手引きを参照。 ○認定を行うのは新基準による平成31年度以降の課程となるため、平成30年度以前の課程と専任教員が重複することは可能。
4	7/10	各科目に定める必要事項1項目に対して1科目を割り当てる必要があるのか。	①課程認定基準	○改正後の施行規則において修得単位数が指定されていない事項については、同一科目区分内（「教育の基礎的理解に関する科目」など）において複数事項をまとめて開設することが可能。また、「教育課程の意義及び編成の方法」については、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に含むことを要しない。 ○ただし、最低修得単位数が規定されている事項（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」など）については、他の事項を含めず当該事項のみで構成される科目を最低修得単位数以上（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」においては1単位以上）開設しなければならない。
5	7/21	「道徳教育の理論と指導法」について、1科目として実施するのではなく、「道徳理論」「道徳教育法」（それぞれ2単位）として実施することは可能か。	①課程認定基準	可能である。
6	7/10	教育実習の単位は、従来通り、隣接する校種で実習を行うことが可能か。可能な場合、ある校種で実習を行うことで、隣接する校種の免許に係る実習は必要ないと認識でよいのか。例えば、小学校で実習をした場合、幼稚園や中学校で実習をしなくとも、幼稚園や中学校の免許の取得が可能か。	①課程認定基準	○共通開設が可能な範囲内において、各教育実習を共通開設することができる。（基準4-8、4-9） ○施行規則においては、教育実習は隣接する校種での実習を中心とするものとする旨規定されているが、教職課程の認定にあたって、隣接する校種での実習を前提とした教育課程の編成は認められないため、留意していただきたい。
7	7/10	現在は、教科に関する科目、教職に関する科目それぞれに、専任教員の必要人数が示されていたが、教科・教職の科目区分を撤廃することだが、専任教員数についてはどのようにするのか。また、教員の兼任に関する取扱いは、変更しないのか。	①課程認定基準	○専任教員の配置基準については、手引きを参照。 ○専任、兼任、兼任教員の取扱いに変更はない。
8	7/10	養護教諭の科目を共通開設するにあたって、「進路指導」を含めた科目との共通開設はできないのか。	①課程認定基準	○養護教諭（栄養教諭）の教職課程において「進路指導」は含めるべき事項として規定されていないため、原則は「進路指導」を含めた科目との共通開設はできない。 ○ただし、養護教諭（栄養教諭）の教職課程における各事項において進路指導の要素を含めることを一切排除するものではないため、共通開設が可能な事項と授業科目の主たる内容が適合している場合は、共通開設が可能と考えられる。
9	7/10	小学校二種免許状において、教科に関する専門的事項や各教科の指導法における外国語は必修にしなければならないのか。	①課程認定基準	○課程認定基準においては、二種免許状であっても全ての科目の開設が必須となる。 ○ただし改正後の施行規則において小学校二種免許を取得するための要件として全科目の修得が必須とはならないため、外国語を必修科目に位置づけることまでは必須ではない。 ○なお、小学校教諭免許状の外国語（英語）コアカリキュラムの提出対象は必修科目及び選択必修科目であるため、留意していただきたい。
10	7/10	現在の課程認定基準における、中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する科目」は、施行規則第4条（第5条）表に定める科目の半数までは、自学科以外での学科等にて授業科目を充てることが出来るとなっていますが、これも同様の解釈で良いか。	①課程認定基準	同様の解釈でよい。
11	7/10	「教科及び教科の指導法に関する科目」において、現行の科目区分の概念は引き継がれるのか。（例えば「国語」の場合、「国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）」、「国文学（国文学史を含む。）」、「漢文学」「書道（書写を中心とする。）」の4科目区分があるが、「各教科の指導法」を加えて5科目区分になるのか。）	①課程認定基準	現行の科目区分の概念が引き継がれるため、「各教科の指導法」は「教科に関する専門的事項」の区分には算入されない。
12	7/10	教職課程の認定後から翌年度開始するまでの計画を変更する場合の取り扱いについては、平成30年度開設用の手引きのP172に記載があるが、この度の再課程認定においても同様となるのか。	①課程認定基準	同様となるが、平成31年度開設の教職課程の認定書の送付時期が平成31年2～3月となる予定のため、申請時期などについて従前と取扱いが変更となる見込みである。詳細については検討中。
13	7/10	「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の各科目区分において含めることが必要な事項について、1単位で開講することは可能か。	①課程認定基準	各科目区分において含めることが必要な事項について、1単位の科目で開講しても差し支えない。
14	7/10	「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において各科目に含めることが必要な事項を、1つの科目にまとめて開講することは可能か。また、名称の事例を示していただきたい。	①課程認定基準	○「教育の基礎的理解に関する科目」等については、必修単位数が指定されていない事項については、同一科目区分内（「教育の基礎的理解に関する科目」など）において複数事項をまとめて開設することが可能。ただし「教育課程の意義及び編成の方法」については、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に含むことを要しない。 ○複数の事項を取り扱う科目の名称例を示す予定はない。科目の名称については、課程認定申請の手引き（平成30年度開設用）を参考に、その科目で扱う内容を適切に表現した名称としていただきたい。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
15	7/10	「見直しのイメージ」における「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」における「各科目に含めることが必要な事項」は、すべての内容を含み、また、単位数を満たしていれば、設置する科目、科目名称等は大学の裁量に任せられるという理解でよいのか。	①課程認定基準	○施行規則及び課程認定基準に規定する範囲内において、大学で自由に科目を設置して差し支えない。 ○科目の名称については、課程認定申請の手引き（平成30年度開設用）を参考に、その科目で扱う内容を適切に表現した名称としていただきたい。 ○「教育の基礎的理解に関する科目」等については、必修単位数が指定されていない事項については同一科目区分内において複数事項をまとめて開設することが可能。
16	7/10	施行規則の改正に伴い追加となった事項について、既存の授業科目に内容を追加することで対応することは可能か。その場合、科目名称の変更は必要か。	①課程認定基準	○既存科目の内容変更により対応することは可能である。 ○また、当該科目の趣旨を大きく損ねるものでない限りにおいて、科目名称の変更も不要。（例えば、現行の「道徳の指導法」の科目名に「理論」を加えることや、「教育社会学」の科目名に「学校と地域の連携」などを加えることは必須ではない） ○ただし、既存事項に新規事項を追加する（「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」の事項を加えるなど）場合においては、科目内容もそれに準じて変更されているはずなので、当該科目の趣旨を踏まえた名称に変更することが望ましい。（「特別活動の指導法」から「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」など）
17	7/10	従来同様、各科目の名称例を示す予定はあるか。	①課程認定基準	○科目の名称の例示については、今後検討を行う予定。 ○なお、科目の名称については、課程認定申請の手引き（平成30年度開設用）を参考に、その科目で扱う内容を適切に表現した名称を検討いただきたい。
18	7/10	改正法の「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の合計単位数は中一種免の場合は27単位となっているが、大学で設定するカリキュラムが27単位を超えることは問題ないか。	①課程認定基準	問題ない。
19	7/10	教職課程認定審査の確認事項2教育課程関係（3）には各教科の指導法は中学校8単位以上、高等学校4単位以上の授業科目を開設することを原則とするという確認事項はどのような取扱いとなるか。	①課程認定基準	課程認定基準に規定している。
20	7/10	「小中免許状の併有を支援するための教職課程基準の改正」について、平成31年度以降も当面は制度が継続される予定か。	①課程認定基準	継続して規定している。
21	7/10	教職課程認定基準4-3（2）及び4-4（2）において、「施行規則第4条（又は第5条）表に定める科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の学科等（以下「他学科等」という。）又は当該学科等を有する学部以外の学部学科等（以下「他学部他学科等」という。）において開設する授業科目をあてることができる」とあるが、みなし専任教員については、他学科等又は他学部他学科等の授業科目及び専任教員を当該教職課程に配置しているため、「施行規則第4条（又は第5条）表に定める科目の半数まで」に該当するという解釈でよいのか。	①課程認定基準	該当している。
22	7/10	教職課程認定基準4-3、4-4において「他学科等又は他学部他学科等において開設する授業科目を充てる場合、当該他学科等又は当該他学部他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる」とあるが、以下の例の場合、配置される教員の取り扱いについては一つの学部学科等における1教職課程において、「みなし専任教員」でもあり、「兼任教員」でもあると解釈してよいのか。 例）A学部数学科における高一種免（情報）において、「情報社会及び情報倫理」はA学部教養において開設されている授業科目であり、A学部教養所属の教授が授業担当している。これをA学部数学科高一種免（情報）のための授業科目とする場合、当該教員は当該課程において「みなし専任教員」と取り扱うこととなる。 また、当該教員が、当該課程におけるA学部数学科開講の別の授業科目「情報システム概論」の授業を担当する場合、当該教員は「兼任教員」と取り扱うこととなる。 上記のように、同一課程において、一人の教員が「みなし専任教員」かつ「兼任教員」となることは問題ないか。	①課程認定基準	問題ない。
23	7/10	中一種免（数学）、高一種免（数学）、高一種免（情報）の課程認定を受けている学部学科を基礎とする研究科専攻において、中専免（数学）、高専免（数学）の課程認定を受ける場合、当該学部学科において高一種免（情報）に該当する授業科目を担当する教員が大学院において高専免（数学）に該当する授業科目の担当をすることは可能か。	①課程認定基準	学部学科において高一種免（情報）に該当する授業科目の担当教員が、大学院において高専免（数学）に該当する授業科目の担当をすることは、当該教員にその高専免（数学）に該当する授業科目に関する業績を有しているのであれば、課程認定基準5-8（4）によりそれぞれの教職課程の専任教員とすることが可能。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
24	7/10	教育職員免許法施行規則第4条及び第5条において、中一種免又は高一種免における「教科に関する科目」は、最低20単位修得することとなっているが、様式第2号に記載する単位数「教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」と「教員の免許状取得のための選択科目」の合計が20単位以上であれば問題ないか。 例) 中一種免、高一種免の課程において 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）が10単位、教員の免許状取得のための選択科目が20単位 例) 中専免、高専免の課程において 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）が0単位、教員の免許状取得のための選択科目が30単位	①課程認定基準	○現行法下においては、「教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」が20単位以上でなければならない。 ○改正後は、「教科及び教科の指導法に関する科目」区分における「教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」を施行規則で定める単位数以上修得する必要がある。
25	7/10	大きくくり化された「教科及び教科の指導法に関する科目」において、教科の指導法は当該学部学科で開設しなければならないか。	①課程認定基準	「各教科の指導法」の共通開設の基準は現行より変更はないため、課程認定基準4-9により他学部他学科等との共通開設が可能。
26	7/21	再課程認定申請において作成し提出した書類（教育課程及び教員組織等）の記載内容が新たな指導の対象となることがあるか。	①課程認定基準	既に認定を受けている課程であることを前提として審査を行うため、書類の一部の提出及びその審査を省略するが、必要専任教員数の不足など明らかに課程認定基準を満たしていない状態で申請書を提出された場合においては、指摘する場合があるため留意していただきたい。
27	7/21	再課程認定において提出を省略する書類に係る内容については審査も省略し、各申請大学について審査事項・観点及び審査基準を満たしていることを確認の上で再課程認定申請を行うこととされているが、書類の提出がなくても学科名と免許種の組み合わせなどから学科と免許の相当関係に疑義があるような場合については、文科省・課程認定委員会においてどのようにチェックされるのか。	①課程認定基準	学科等の目的・性格と免許状との相当関係について、再課程認定申請においては書類の提出及びその審査を省略するが、各大学においては、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が満たされていると確認をした上で申請を行っていただきたい。
28	7/21	「免許状に関連する科目が相当程度含まれているか」の「相当程度」とはどの程度の割合なのか。	①課程認定基準	○個別の判断を要するものとなるため、明確な割合を示すものではない。 ○相当性に関する考え方については、手引きP95～101及び再課程認定説明会の資料3を参照のうえ、大学において確認を行っていただきたい。
29	7/21	教職科目と関連科目（下支え科目）で当該免許教科の学習指導要領の全てを網羅する必要があるか。	①課程認定基準	学習指導要領の全てを網羅しているかどうかの確認は行わないが、学校現場では学習指導要領に基づいて指導が行われることとなるため、各大学において教員の資質能力を身につけるにふさわしい科目を設定することが期待される。
30	7/21	教科に関する科目の一般包括科目について、以前の課程認定で「日本史Ⅰだけでは一般的包括的内容を網羅していないので日本史Ⅱも含めて一般的包括的科目とすること」などの指摘を受けた。昨年度新聞報道された例でも、日本史の通史的内容を扱っていなかったことが問題であったと認識している。一方、手引きに記載されている例は「日本史概論」と「日本史Ⅰ」で一般包括科目となっており、日本史Ⅱが入っていないが、なぜか。以前と扱いが異なる（日本史Ⅰだけで一般的包括的内容を満たせる）ということか。	①課程認定基準	○手引きに記載の記入例はあくまで例であり、特定の授業内容を想定して作成したものではない。 ○科目名称のみで一般的包括的内容の全てを判断するものではない。（例えば、「日本史Ⅰ」のみで一般的包括的内容を含んでいるのであればそのみをもって一般的包括的内容として指定することができる。） ○ただし、「古代史」など明らかに特定分野のみを取り扱うと思われるような科目名称においては、一般的包括的内容を満たしている場合であっても、科目名称の変更を求める場合がある。 ○また、一般的包括的内容を満たしている分においては、大学の判断において科目の追加履修を必修とすることができる。
31	8/4	中・高の教科に関する専門的事項の科目の一部を他学科開設科目をもって充てる場合、担当教員はそれぞれの学科の専任教員としてカウントできるのか。	①課程認定基準	○可能である。ただし、必要専任教員数の半数以上（うち1人以上は教授）は、自学科の専任教員を充てる必要があるため留意していただきたい。 ○なお、もって充てる科目が自学科と他学科（あるいは、他学科同士）で共通開設されている場合においては、課程認定基準4-9（4）のとおり、当該教員は両方の学科等の専任教員となることはできない。
32	7/21	科目区分の半数まで他学科の開設科目を充てることのできる規定について、教科の指導法や複合科目も含めて半数までという理解でよいか。	①課程認定基準	「科目区分の半数まで」というのは「教科に関する専門的事項」についてのものである。（課程認定基準4-3（2）、4-4（2））「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科の指導法」の共通開設については、4-8（2）、4-9（2）による。
33	7/21	学科毎に科目を開設する際、高校で物理を履修していない「化学科」と「生物学科」の学生について、習熟度を考慮して一般的包括的科目の「物理学」を2クラスに分ける場合、学科の単位ではなく、習熟度でクラス分けをした場合も共通開設になるのか。学科毎・習熟度毎にすると4クラスにする必要があるのか。	①課程認定基準	○当該科目が複数の学科等で共通に開設している科目であれば、「他学科開設科目」として扱う。 ○クラス分けをしている科目については、各クラスで一般的包括的内容を含んでいる必要があるため、留意していただきたい。
34	7/21	共通開設の特例において、4-8と4-9の基準を「組み合わせて適用することが出来ない」ことについて、例えば、幼・小・中・高の教員免許が取得可能なA学科において、「教育の方法及び技術」の科目を学科内の複数免許種に共通に開設し、中・高・養の免許取得が可能なB学科においても同様に学科内の複数免許種に共通に開設した場合、A学科の当該科目と、B学科の当該科目は別科目として立てる必要がある（A-B学科間で共通開設できない）ということか。	①課程認定基準	御質問のとおり。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
35	7/21	再課程認定において、通学課程と通信教育課程の科目・教員の同一性は、どこまで合致が必要か。	①課程認定基準	○通信課程に係る「通学課程と通信課程の同一性」に関する考え方に変更はなく、課程認定規準8(2)を適用する場合には、原則として、通学課程と通信課程の教育課程及び教員組織は完全に同じであることが必要となる。 ○一方、通学課程と通信課程の教育課程及び教員組織が「同一」とみなされる範囲内においては、通信課程の特色上必要な修正を加えた場合であっても、課程認定基準8(2)の適用の範囲内となる。
36	7/21	教育の基礎的理解に関する科目の内、新設する科目名称は異なる課程においても同一の科目名称として構わないか。	①課程認定基準	同一の名称として構わないが、同一名称科目において認定されている教職課程が異なる場合(A学科では幼小課程、B学科では中高課程の認定を受けている、など)は、学生への履修指導や学力に関する証明書等への記載において間違いのないように留意していただきたい。
37	7/21	専門職短期大学とは、別の位置付けと考えてもよいか。教師も専門職といえると思う。	①課程認定基準	専門職大学(短期大学)についても、学校教育法上の「大学」に該当する。
38	7/21	課程認定基準4-6(3)ii)に「4-3(5)ii)の定めるとおり」とあるが、養護教諭と栄養教諭において中高と事項の名称が異なる場合は近い区分に置き換えて考えればよいか。	①課程認定基準	御質問のとおり。
39	7/21	幼稚園教諭の教職課程で、昼間の課程(一部)といわゆる昼間定時制の三部を併設する場合、三部に置く必要専任教員の数は、一部の半分又は、一部と三部の両部を合わせ入学定員に応じた専任教員の数と考えればよいか。	①課程認定基準	○課程認定基準の7を適用する場合には、両部に置く必要専任教員数の合計が、両部の入学定員の合計数に応じた人数となる。 ○課程認定基準の7を適用しない場合には、第1部と第3部でそれぞれ必要専任教員数を満たす必要がある。
40	7/21	同一学科に幼小の養成課程を置く場合、共通の教育実習の開設は可能と理解しているが、その場合の実習先は、小学校と幼稚園のどちらでも良いか。	①課程認定基準	施行規則及び課程認定基準上においてはいずれの学校種でも構わないが、異なる学校種を前提とした(幼小課程を設置している課程において小学校しか実習先を確保していない、等)配置を行うことは教育課程上適切ではないため、認められていない。
41	7/21	以前は(2)「必要専任教員数から1人を差し引いた数までは、中等教育教員養成の「教職に関する科目」の専任教員とすることができる。」の記載があったが、平成31年度開設用の手引きにはその記載がないように思える。本特例は廃止されたのか。	①課程認定基準	同一学科等における科目の共通開設に係る基準が整備され、幼小課程と中高課程をまたいで科目の共通開設が可能となったため、当該規定は削除されている。
42	7/21	認定後のやむを得ない事由による事項の変更があった場合は、「教職課程認定審査運営内規」に基づき行うことでよいか。又、教員の職位変更などは変更届により変更するというでよいか。	①課程認定基準	○「教職課程認定審査運営内規」に基づく変更については、平成31年度開設の教職課程の認定書の送付時期が平成31年2月～3月となる予定のため、申請時期などについて従前と取扱いが変更となる見込みである。詳細については検討中。 ○平成31年4月以降に生じる変更については、変更届による変更となる。
43	7/21	「教科及び教科の指導法」の理解の仕方は、現行の「教科に関する科目」および「各教科の指導法に関する科目」でよいか。従って、前段の「教科」の科目には「指導法」は含まれない運用で、「指導法」を含むかたちで「各教科の指導法に関する科目」を申請することでもよろしいか。	①課程認定基準	○「各教科の指導法」と「教科に関する専門的事項」については、現行の「各教科の指導法」と「教科に関する科目」と同様の考え方による。 ○「各教科の指導法」と「教科に関する専門的事項」の両方を含む科目については、「複合科目」に設置する。
44	7/21	課程認定基準3-(6)より、幼稚園教諭養成課程に必要な教授の最低数は、「領域に関する専門的事項」の中に1名、「保育内容の指導法」と「教育の基礎的理解に関する科目」と「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の中に1名の計2名の理解で間違いはないか。	①課程認定基準	御質問のとおり、課程認定基準3(6)に規定している。
45	7/21	領域と小学校の教科に関する専門的事項の併存が可能であれば、当該事項に係る必要専任教員数のカウントは、5領域+6教科のうち3つの領域(教科含む)以上にわたり・・・と解釈してもよいか。	①課程認定基準	○幼稚園の「領域に関する専門的事項」の必要最低専任教員数は「3名」、小学校の「教科に関する専門的事項」の必要最低専任教員数は「5名」となる。(入学定員が50名の場合) ○小学校の「教科に関する専門的事項」を担当する教員が幼稚園の「領域に関する専門的事項」も担当する場合には、それぞれの専任教員とすることができる。(ただし当該担当教員が両方の科目の担当者としての業績を有していることが前提となる)
46	7/21	領域に関する専門的事項(幼)、教科に関する専門的事項(小・中・高)の最低修得単位数(各事項の単位、各科目の単位の、最低修得“合計”単位数)は示さないのか。中1種免の場合、課程認定基準4-3(1)では教科に関する専門的事項については20単位以上“開設”が必要となっているが、これは大学側の科目開設の必須条件であって、学生が修得すべき単位は一般的包括的科目の単位を含んだ上で、20単位を下回ってもよいと考えよいか。	①課程認定基準	○御質問のとおり、課程認定基準上における「教科に関する専門的事項」は科目の開設を規定している。 ○改正後の施行規則においては、別表第1を根拠とする免許状授与のための所要資格(施行規則にて規定する内容)を満たす限りにおいては、「教科に関する専門的事項」の20単位以上の修得は必須の要件とはならない。
47	7/21	教科に関する専門的事項の最低修得“合計”単位数を規定しないならば、中1種免の場合、指導法8単位を除く残り20単位の中に、教科に関する専門的事項と指導法との融合科目(教科内容構成研究の科目)の単位を算入できると考えてよいか。	①課程認定基準	御質問のとおり。
48	7/21	中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目について、課程認定基準において開設単位数が規定されているが、その中に「複合科目」を含めることは可能か。	①課程認定基準	課程認定基準4-3(1)及び4-4(1)に定める「教科に関する専門的事項」の必要開設単位数に複合科目を含めることはできない。
49	7/21	施行規則において、各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)は中一種で8単位以上、高一種で4単位以上修得するものとして規定されているが、認定基準の4-3(3)と4-4(3)において、同単位以上開設するものとする。つまり、各課程において最低単位を開設すればよいということか。	①課程認定基準	課程認定基準上においては科目を開設し、施行規則上においては科目を修得する必要があるとそれぞれ規定することとなる。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
50	7/21	教育職員免許法施行規則において、高等学校教諭免許（工業）の場合、「各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目などの単位数の全部または一部の単位は、教科に関する専門的事項の科目について修得できるとあるが、指導法などの科目を開設しなくて良いということではなく、規則に規定する事項については開設しなければならないという解釈が良いのか。	①課程認定基準	課程認定基準4-4（6）のとおり。
51	7/21	「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができるが、中学校（技術）の指導法と高等学校（工業）の指導法は共通開設が可能なのか。	①課程認定基準	課程認定基準4-8及び4-9に記載されていない組合せのため、共通開設は認められない。
52	7/21	小学校と中学校の教職課程に共通科目を開設する場合（例えば、教育の基礎的理解に関する科目「教育の思想と歴史」を共通開設する場合）、その科目の内容は小学校と中学校の内容を含む必要があると思うが、その理解で合っているのか。また、名称は「教育の思想と歴史（初等・中等）」などとした方が良いのか。	①課程認定基準	御質問のとおり。
53	7/21	科目の履修年次について、「1年次から卒業までに知識を積み上げるイメージ」に基づき、このとおりに定めていかなくてはならないか。大学による独自性や特色を出しても良いか。	①課程認定基準	○教科及び教職に関する科目において、その履修順は体系的に編成されている必要があるが、体系性を損なわない範囲内においては大学の裁量による。 ○ただし教職課程の最初に学ぶべき科目（「教職の意義及び教員の役割」など）と指導法の科目の順序が逆であったり、「教職実践演習」を教職課程の最後に配置していないなど、明らかに体系的ではない履修順となっている場合においては、実地視察等で指摘されているため、留意していただきたい。
54	7/21	複数の学科等において教職に関する科目を共通に開設できる場合の特例における「団地間の距離の考え方」について、3以上の団地で共通に開設する場合、主たる団地で必要専任教員数を満たしていればそこを中心とした50kmの円周の内側と考えて良いか。それとももっとも遠い団地間の距離が50km未満でなければならないか。また、メディアを高度に利用して同時に授業を行いそれぞれの団地で専任教員とする場合、授業を開設する団地数に制限はあるか。	①課程認定基準	○主たる団地から50kmの範囲内となる。 ○多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合における、授業を開設する団地数に制限はない。
55	7/21	小学校一種において、教科に関する専門的事項と各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）が合わせて30単位ということだが、新設の外国語についての教科に関する専門的事項1単位、教科の指導法外国語を1単位の開講としても、総単位数が満たせれば問題無いのか。	①課程認定基準	問題ない。
56	7/21	教職カリキュラムの「大きくくり化」について、幼稚園（教諭免許）の場合、「領域に関する専門的事項」に該当する科目を必修とした場合（10単位）、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」における取得単位数が16単位以上であるため、「保育内容の指導法」は取得単位数を6単位以上としてよいのか。その場合、保育内容の指導法は全ての領域をカバーしなくてよいのか。	①課程認定基準	○施行規則における「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の修得単位数を満たしている限りにおいては、「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」各単位数は大学の裁量により設定することができる。 ○「保育内容の指導法」の内容については、少なくとも教職課程コアカリキュラムの内容を満たしている限りにおいて、大学で自由に設定することができる。
57	7/21	教職カリキュラムの「大きくくり化」について、小学校の場合、「教科の指導法」を全て必修として総計20単位という設定であれば、「教科に関する科目」に関しての必修単位数は10単位以上であればよいのか。	①課程認定基準	施行規則における「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修条件を満たしている限りにおいては、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」の各単位数は大学の裁量により設定することができる。
58	8/4	「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法について、例えば中一種免（28単位修得）の場合、「各教科の指導法」を4単位必修かつ4単位選択必修とした場合においては、「教科に関する専門的事項」は、20単位以上必修と設定すればよいのか。	①課程認定基準	○そのとおりに設定しても構わない。 ○「教科及び教科の指導法に関する科目」については、施行規則に定める免許状取得において含むべき事項と単位数を満たした上で、残りの単位数の修得方法を大学により設定することが可能。 ○また、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」は課程認定基準において最低開設単位数を規定しており、施行規則において最低修得単位数を規定している。 ○幼稚園の「領域及び保育内容の指導法」においても同様。
59	7/21	「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、「総合的な学習の時間の指導法」は新設すべきであると考えますが、その場合、小・中・高等学校免許取得に関わりなく一括しての科目として設定することは可能か。そうでなくて学校種ごとに開設するのか。	①課程認定基準	○科目の共通開設については課程認定基準を参照。 ○学校種をまたいだ共通開設を行う場合は、全ての学校種に対応した内容とすることが必要となる。
60	7/21	「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、教育の方法および技術に関わる科目として、「教育方法論」あるいは「教育方法学」という名称で構わないのか、あるいは、今般の再課程認定の趣旨を踏まえて新たに「情報教育」などの科目を設定すべきなのか。	①課程認定基準	従前どおりの名称とすることができる。
61	7/21	「道徳の理論及び指導法」の区分において開設する科目について、例えば「道徳教育指導法」などの名称にすべきなのか。	①課程認定基準	従前どおりの名称とすることができる。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
62	7/21	教育に関する社会的、制度的または経営的事項の開設及び教員について、(1-3)教育に関する経営的事項、(2)学校と地域との連携、(3)学校安全への対応の全ての内容を含んでいけば、「学校安全」という授業科目を開設せず、1つの授業科目(例えば教育経営学)の開設でよいとの解釈でよいか。また、1つの科目で開設してよい場合、(3)学校安全への対応の部分について、これまで教育経営学を担当してきた教員が担当する事は可能であるか。	①課程認定基準	○必要な事項を全て含んでいる場合は、1科目で開設することができる。(「学校安全」を単独で開設することは必須ではない。) ○教員業績の考え方については、説明会資料を参照。
63	7/21	教職課程認定基準(暫定版)4-2-(3)において、「指導法に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第二条第1項表に規定する事項(「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」など)ごとに開設されなければならない。」と規定されている。一方、質問回答集では「改正後の施行規則において修得単位数が指定されていない事項については、同一科目区分内(「教育の基礎的理解に関する科目」など)において複数事項をまとめて開設することが可能。」と回答しており課程認定基準(暫定版)と矛盾しているが、今後、課程認定基準を質問回答集の回答内容に合わせて修正を行う予定はあるのか。	①課程認定基準	○改正後の施行規則において修得単位数が指定されていない事項については、同一科目区分内(「教育の基礎的理解に関する科目」など)において複数事項をまとめて開設することが可能。 ○ただし「教育課程の意義及び編成の方法」については、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に含むことを要しない。 ○複数の事項を含む科目の開設方法については、現行から変更はない。御指摘の、手引き(暫定版)P58~59記載の事項(課程認定基準4-1(2)など)については、施行規則の公布にあわせて修正を行っている。
64	7/21	複合科目を担当する専任教員は「教科(領域)に関する専門的事項」の専任教員数に含まれるということだが、「各教科(保育内容)の指導法」の専任教員数には含まれないということか。	①課程認定基準	御質問のとおり。
65	7/21	専修免許状の課程においても教科を横断した科目を配置することは可能か。	①課程認定基準	○専修免許状課程においては、「教科及び教科の指導法に関する科目」などに準ずる科目の設置ができないため、教科や校種を横断した科目の開設はできない。 ○ただし隣接校種や近接教科についての内容を含めることを一切排除するものではないため、大学の裁量により他校種や教科間の連携の内容を意識した構成とすることは差し支えない。
66	7/21	新免許法で養護教諭に必要となる「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」に関して、現在の「道徳及び特別活動論」を開講しているものに「総合的な学習の時間に関する内容」を加えて、科目「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動論」とすることが可能か。可能な場合は、やはり「新設科目」となるのか。  「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」に関して、現在の「道徳及び特別活動論」を開設し、新設科目「総合的な学習の時間の指導法」の開設と併せることで、必要な事項を満たすことになるのか。	①課程認定基準	○科目の開設は可能であり、新設科目となる。 ○「道徳及び特別活動論」と「総合的な学習の時間の指導法」の2科目の開設により、必要事項を満たすこともできる。
67	8/4	必要専任教員数は、幼稚園教諭の場合指導法に関する科目等では50人までの場合3人以上、50人を超えることに1人ずつ増員となっている。様式2号では「保育内容の指導法」部分と「教育の基礎理解に関する科目等」部分が分かれているが、2つの表の専任教員数の合計が必要専任教員数を満たしていれば良いのか。	①課程認定基準	必要専任教員数は従前通り「保育内容の指導法」と「教育の基礎的理解に関する科目等」の合算にて満たすこととなる。
68	8/4	基礎となる学部では「高一種免(情報)」で専任教員としてカウントしている場合で、研究科専攻においては「高専免(数学)」を担当し、かつ専任教員としてカウントはできるのか。	①課程認定基準	課程認定基準5-8のとおり、大学の学科等が有する学校種が同一の場合はそれぞれの教職課程の専任教員として取り扱うことができる。
69	8/4	①担当教員の業績が前提であるが、「特別活動の指導法」及び「総合的な学習の時間の指導法」に加え、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」を含んで一科目として開設することは可能か。 ②「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」を「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に含めるにあたって、幼稚園小学校教職課程と中学校高等学校の教職課程で事項が異なっても構わないか。(幼小は「特別活動」中高は「生徒指導」など)	①課程認定基準	①課程認定基準4-1などに定めるとおり、「教育課程の意義及び編成の方法」については「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の区分の科目に含めることが可能。ただし、特に幼小中高の一種免許状の課程においては1科目(15回、2単位)に3事項を含めた科目の開設は相対的に各事項の内容が薄くなってしまいうため、科目を分けて開設するよう過去の審査会において指摘されたことがあるため、科目の開設にあたっては留意いただきたい。 ②幼小と中高の課程において別に「指導法に関する科目等」(現「教職に関する科目」)を設定している場合においては「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」と合わせて開設する事項が異なっても問題ないが、履修指導においては履修漏れや同じ内容を複数回学ぶことのないよう、留意していただきたい。
70	8/4	「複数の学部学科等の共同で開設する授業科目」とは、学部学科等が各々の学則又は履修規程において同一の授業科目を位置付け、共同で運用している科目を指すのか。	①課程認定基準	○複数の学科で共同で開設している科目や全学共通開設科目については、自学科開設科目の扱いとはならない。 ○同一名称の科目であっても、学科の独自科目として学士プログラム(履修規定)に位置付けられているのであれば、自学科開設科目として扱う。
71	8/4	科目が「英米文学」から「英語文学」への変更になることから、科目名称は「英米文学講義」などから「英語文学講義」などに変更が必要か。	①課程認定基準	名称の変更は必須ではないが、科目内容に応じて適切な名称に変更いただきたい。
72	8/4	同一学科ではなく同一学部であった場合、認定基準4-8を適用して、小学校教諭と栄養教諭の「教育の方法および技術」「生徒指導」「教育相談」を共通に開設することは可能か。	①課程認定基準	大学設置基準上の学部や学科が同一であっても、課程認定上の区分(単位)が異なるのであれば、基準4-9を適用して共通開設を行う。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
73	8/4	専任教員2名によるオムニバス授業を担当し、単独の科目を担当しない場合は、専任教員2名として必要専任教員数に含めることは可能か。	①課程認定基準	可能である。
74	8/4	専任教員Aと兼任教員Bによる複数授業を開設した場合、専任教員Aは必要専任教員数の1人に含めることは可能か。	①課程認定基準	可能である。
75	8/4	専任教員の配置について、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において1名以上とされているのは、各科目区分に1名ずつの配置が必須ではなく、いずれかの区分に2名以上を配置してもよいと解釈してよいのか。	①課程認定基準	御質問のとおり。
76	8/4	学則上、全学共通科目として規程されているが、実際は単独の学科のみにしか履修を認めていない科目がある場合、別の資料等を添付することで、自学科開設科目とみなすことは可能か。	①課程認定基準	履修規定や学則において自学科開設科目として確認できることが必要である。
77	8/4	専任教員数の考え方について。たとえば、A学部B学科、A学部C学科、A学部D学科の3つの学部学科で課程認定を受けている場合、A学部B学科のE教員が、A学部D学科を基とする大学院F専攻で科目を担当する場合、認定基準5-8(4)は使用できず、E教員は「専任」ではなく、「兼任」になるという見解でよろしいか。	①課程認定基準	大学院の基礎となる学科と異なる学科に所属している場合においては、課程認定基準5-8の適用範囲外となりB学科とC学科の教員は大学院F専攻の専任教員となることはできず、兼任教員となる。
78	8/4	「各教科に関する指導法」の必要単位数（例：中一種8単位）のうち半分を教科内容と教科の指導法の融合科目として配置することは可能か。	①課程認定基準	複合科目をもって、各教科の指導法の必要単位数としてあてることができない。「各教科の指導法」として必要単位数を満たす必要がある。
79	8/4	現状の科目名を変更する必要はどの程度あるのか、例えば、現在設置している教職課程の科目で○○○(○○)の( )書きの部分について、変更しなくてもシラバスに内容が含まれていればよいのか。	①課程認定基準	括弧書きの部分科目名称に含むことは必須ではない。
80	8/4	小学校の教科および教科の指導法に関する科目のなかで、教科に関する専門事項を含む科目の名称は、小学校の科目名と同じ方がよいのか（「理科」「社会」など）。それとも学問体系としての領域の名称（「歴史学」「生物」「化学」など）としてもよいのか。	①課程認定基準	○小学校の教職課程においては、施行規則上も小学校の科目名称により事項名が設定されているため、小学校の科目名称と同一にすることが望ましい。 ○例えば、区分「社会」に属する科目の名称を「歴史学」とした場合、学習指導要領に即した包括的な内容が含まれているかどうか名称からは判別ができないため、（内容が適切であっても）名称変更の指摘が行われる可能性が高いため、留意していただきたい。
81	8/4	教育の基礎的理解に関する科目「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」と、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」をまとめて一つの科目として開設してよいのか。	①課程認定基準	一つの科目として開設できる。ただし、その場合には「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法」の区分に「教育課程の意義及び編成」を含める形で開設することが必要。（施行規則上、「教育の方法及び技術」を「教員の基礎的理解に関する科目」として開設することはできないため。）
82	8/4	①「各教科の指導法」8単位を2科目（各4単位）として開講することは可能か。 ②上記が可能な場合、当該科目を隔年開講とすることは可能か。	①課程認定基準	①②いずれも可能であるが、学生が免許状の要件を揃えるにあたって、卒業までに履修機会が1回しかない（当該必修科目の開講期に履修及び単位修得ができない場合、その時点で卒業時の免許状の取得が事実上不可能になる）ことのないよう、留意していただきたい。
83	8/4	施行規則第二十二條第三項により、他の大学の授業科目として開設される科目を開設科目としてみなす場合、遠隔授業による開設は可能か。	①課程認定基準	可能である。
84	8/4	認定基準5-8(4)では、学部と教職大学院それぞれの教職課程において専任教員として取り扱うことができると規定されている。一方専門職大学院設置基準においては、平成30年度末をもってダブルカウントはできない取り扱いとなっている。ダブルカウントの取り扱いについて現在検討されていることは承知しているが、今回の再課程認定においては、人数等の制限なく教職大学院専任教員を学部専任教員として配置して差し支えないか。	①課程認定基準	御質問のとおり。
85	8/4	「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」の3つを1科目（2単位）で開設してもよいのか。また、その科目を【栄養教諭】「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）」「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の特別活動及び総合的な学習の内容部分の科目として共通開設することは可能か。	①課程認定基準	○少なくとも各事項においてコアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、3事項を含めた科目の開設は可能である。 ○「教育の方法及び技術」と「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の特別活動部分と総合的な学習の部分を栄養教諭免許状の科目と共通開設することは可能である。 ○ただし、特に幼小中高の一種免許状の課程においては1科目（15回、2単位）に3事項を含めた科目の開設は相対的に各事項の内容が薄くなってしまうため、科目を分けて開設するよう過去の審査会において指摘されたことがあるため、科目の開設にあたっては留意していただきたい。
86	8/4	栄養教諭の「道徳、特別活動および総合的な学習の時間に関する内容」についてP169脚注※2および※3でそれぞれ「総合的な学習の時間に関する内容部分のみ」「特別活動に関する内容部分のみ」であれば併せて共通開設可と記載されている。P42の作成例のように「特別活動及び総合的な学習時間の指導法」1科目（2単位）を中高との共通開設で対応できると考えてよいのか。	①課程認定基準	御質問のとおり。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
87	8/4	現行において「教育課程の意義及び編成方法」（教育課程論）に専任教員を配置している場合、以下についてはどのように取り扱うのか。 ①「教育課程の意義及び編成の方法」の科目区分が変更となることにより、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に新たに専任教員を配置する必要があるか。 ②①の場合、現在兼任教員を平成31年度から専任教員と変更する場合、授業概要の変更等もない場合でも担当教員の変更にあたるか。	①課程認定基準	①御質問のとおり、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に専任教員を配置する必要がある。 ②平成30年度4月時点で当該科目を担当しているのであれば、教員変更に関せず、専任・兼任・兼任の別に関わらず業績書等の提出も不要となる。
88	8/4	「各教科の指導法」は、中一種免許の場合に8単位以上の開設を求められている。これは開設であって、8単位以上の修得を求めているのではないと解釈して良いか。	①課程認定基準	中一種免については、課程認定基準により8単位以上の開設が必要であり、また、施行規則により8単位の修得が必要となる。
89	8/4	課程認定を受けていない学科に属する教員が、教育の基礎的理解に関する科目「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」や「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目を担当するに相応しい業績がある場合、課程認定を受けている学科の専任教員とすることができるか。	①課程認定基準	課程認定基準3（4）のとおり、専任教員は当該学科等に籍を有する者でなければならない。
90	8/28	①通学課程における50km以上離れたサテライトキャンパスは、“団地”として位置づけ、「指導法に関する科目等」を開設し、専任教員を配置するということでよいか。 ②その場合、大学設置基準第25条第2項により多様なメディアを高度に利用して授業を行っているため、専任教員数は、一の団地の半数以上ということによいか。 ③「指導法に関する科目等」とは、現行法における「教職に関する科目」と同じという理解でよいか。 ④「領域・教科に関する専門的事項」の団地に関する申請手続きは、必要ないのか。	①課程認定基準	①～③御質問のとおり。 ④専任教員を配置している各団地ごとに「指導法に関する科目等」（現「教職に関する科目」）の新旧対照表を作成する。また、「教科に関する専門的事項」の団地に関する申請手続は不要。
91	8/4	質問① 「…団地間の距離が50kmを超える場合は…」とあるが、50kmの測定方法についてご教示いただきたい。 質問② 1年次は共通の団地で学び、特定の学科については2年次以降は50km以上離れた団地に移動する教育体制となっている場合、当該学科については、仮に1年次に「指導法に関する科目等」をすべて履修できる体制とすれば、50kmを超えた団地に「指導法に関する科目等」を開設する必要はないのか、ご教示いただきたい。	①課程認定基準	①キャンパス間の直線距離が50kmを超える場合と解される。 ②御質問のとおりだが、教育実習及び教職実践演習があるため、「指導法に関する科目等」（現「教職に関する科目」）を1年次のみで全て修得することは実際においてはほぼ不可能であると解される。
92	8/4	この度の教職課程認定基準の改正で団地間の距離が50kmを超える場合は、「指導法に関する科目等」については団地ごとに専任教員の配置が必要な旨明記された。しかしながら、それ以外の科目（「教科に関する専門的事項」、「領域に関する専門的事項」、「特別支援教育に関する科目」、「養護に関する科目」）については規定されていないため、「指導法に関する科目等」以外の科目については、団地ごとではなく、学則で入学定員が定められた「学科等」の単位で教職課程認定基準に規定する必要専任教員数を満たせばよいという理解でよいか。	①課程認定基準	団地間の距離が50kmを超える場合において、団地ごとに専任教員の配置が必要なのは「指導法に関する科目等」（現「教職に関する科目」）であるため、御質問のとおり、それ以外の「養護に関する科目」や「教科に関する専門的事項」は団地ごとに専任教員を配置することは必須ではない。
93	8/4	養護教諭（一種免許）養成課程において、現在、道徳教育と特別活動に関する内容を、同一科目（「道徳教育と特別活動」1単位）として開講している。この科目の中で、総合的な学習に関する内容を取り扱うことは可能という理解で正しいか。	①課程認定基準	可能である。
94	8/4	昼間の課程と夜間の課程で同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合、カリキュラムや免許の教科は同一であるものの、昼間と夜間の学科名称が異なっても、基準7の特例が適用されるか。	①課程認定基準	名称の同一性までは規定していないため、課程認定基準7の特例は適用されると解される。
95	8/4	手引き（H30年度開設用）のQ&A No21においては、専任教員の定義のひとつとして「②当該学科等の教育課程の編成に参画すること」とある。教職課程認定審査の確認事項の3（1）②では、「当該学科等の教職課程の編成に参画」となっている。必ずしも学科全体の教育課程の編成に参画しなければならないわけではなく、教職課程の編成に参画すればよい、との理解でよいか。	①課程認定基準	御質問のとおり、当該学科の「教職課程」の編成に参画していればよく、教育課程（卒業や修了要件）に参画することまでを求めるものではない。
96	8/4	教職課程認定審査の確認事項の3「教員組織関係」（1）には、「基準3（4）に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科等に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。① 当該学科等の教職課程の授業を担当、② 当該学科等の教職課程の編成に参画、③ 当該学科等の学生の教職指導を担当」とある。本学では教員組織と教育組織に分かれており、それぞれの教員は、学部横断の教員組織に所属した上で、複数の教育組織の授業科目を担当している。このような場合、教職課程の学科等の「専任教員」となるためには、担当教員が①～③の事項を満たしていれば問題ないという解釈でよいか。	①課程認定基準	御質問のとおり。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
97	8/4	「各科目に含めることが必要な事項」を、異なる科目区分や事項に組み込むことは可能か。	①課程認定基準	○「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目」などの各科目区分ごとに必要修得単位数が規定されるため、科目区分をまたがって複数の事項を含めた科目を設定することはできない。 ○また、同一科目区分の1つの事項に他の事項の一部を含めた科目を設定することは可能であるが、1科目に複数の事項を含めた科目を開設した場合においては、各事項の体系性を確認することが難しくなり、また、各事項で扱う内容が相対的に薄くなってしまいうため、事項ごとに内容を整理する（あるいは、科目を別に設定する）よう過去の審査会において指摘されたことがあるため、科目の設定にあたっては留意いただきたい。
98	8/4	教職課程認定基準4-9を適用し、全学共通科目（一般教養科目）を教科に関する専門的事項に位置付けてよいか。また、教職課程認定基準4-3（2）から、みなし専任教員とすることができるか。	①課程認定基準	○課程認定基準4-3（2）などの範囲内において、全学共通科目を教科に関する専門的事項に設定することは可能である。 ○当該科目の担当教員をみなし専任教員とすることは可能だが、課程認定基準4-9（4）のとおり、複数の教職課程それぞれの専任教員とすることはできない。
99	8/4	「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含んで開設した場合、「教育の基礎的理解に関する科目」は、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含まずに、10単位以上を開設すればよしいのか。また、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含んで10単位以上開設すればよしいのか。	①課程認定基準	○「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含んで開設した場合は、（中1種免の場合）それを含んで10単位開設する必要がある。一方、「教育の基礎的理解に関する科目」は「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含まずに10単位開設する必要がある。
100	8/4	課程認定基準4-3（4）i）（※2）、4-4（4）i）（※2）に基づく「教科に関する専門的事項」におけるみなし専任教員について、質問回答で一人の教員が自学科の専任教員と他学科のみなし専任教員を兼ねることが可能である旨が回答されているが、他学科が複数ある場合でも全ての他学科でみなし専任教員とすることが可能であるとの理解でよいか。	①課程認定基準	○課程認定基準4-9（4）のとおり、「教科に関する専門的事項」については規定がないため複数の教職課程それぞれの専任教員とすることはできない。（過去回答についても追記を行っている） ○なお、「指導法に関する科目等」（現「教職に関する科目」）と「複合科目」については、課程認定基準4-9（4）のとおり、それぞれの課程において専任教員とすることができる。
101	8/4	課程認定基準4-3（4）i）（※2）、4-4（4）i）（※2）に基づく「教科に関する専門的事項」におけるみなし専任教員について確認したい。A学科において、B学科所属の専任教員Cと開設する授業科目Dをあてているが、B学科が教職課程を見直す際に授業科目Dを認定科目から削除した場合（ただし、B学科の科目として専任教員Cが授業を担当する）、専任教員CをA学科の専任教員としてみなすことはできるか。	①課程認定基準	○授業科目DがA学科とB学科で共通に開設されている場合は、専任教員CはA学科のみなし専任かB学科の専任教員のいずれかとなる。（課程認定基準4-9（4）のとおり、両方の専任教員には数えられない） ○授業科目DをB学科の認定科目から削除した場合においては、専任教員CはA学科のみなし専任教員として含めることができる。
102	8/4	共通開設可としている教科で、2つ以上の教科について、みなし専任としてもよいか。例えば中学校（国語）と高校（国語）の両方でみなし専任にしてもよいか、いずれか一方だけか。	①課程認定基準	課程認定基準4-9により共通開設を行う場合において、「教科に関する科目（専門的事項）」はそれぞれの課程において専任教員とすることが可能である旨規定していないため、いずれか一つの課程にしかみなし専任教員とすることができない。（課程認定基準4-9（4））
103	8/28	施行規則の改正により、中一種免においては「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の必修単位数が8単位となるが、教育実習に行く要件としてこの8単位を全て修得する必要があるのか。	①課程認定基準	教育実習を行う上では、学校現場の教壇に立つにあたって必要な事項（教科専門や指導法に関する内容）を修得する必要があり、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」についても学修しておくことが適当であるが、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を8単位修得することは必須ではない。
104	8/28	再課程認定の審査において、「共通開設科目」が平成22年3月23日付けの事務連絡『教職課程認定基準で定める「共通開設科目」の取扱いについて』の基準を満たしているかどうか改めて審査されると考えてよいか。	①課程認定基準	○再課程認定においては、既に認定を受けている課程が対象となるため、現行の課程認定基準を充足する状態であることが前提である。 ○審査は今回施行規則や課程認定基準が改正された点を中心に行うが、改正されていない点に係る部分についても提出された資料から明らかに課程認定基準を満たしていないことが確認できる場合（専任教員の配置や科目の開設など）は、基準を充足するよう改善を求めるとなる。 ○各大学においては、改正される箇所のみではなく現行の課程認定基準も充足している状態にあることを確認した上で、申請書を提出するよう留意していただきたい。
105	10/27	「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は、「単独で1単位分開設する必要がある」「他の事項と併せての開設はできない」とある。これは、例えば「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」1単位分と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」1単位分を含む2単位の科目を開設することは、認められないという理解で間違いはないか。施行規則には「1単位以上を修得するもの」と記載があるので、「単独で」や「他の事項と併せて開設できない」などの記載はないため、その根拠がどこにあるかを教えていただきたい。	①課程認定基準	○「道徳の指導法」など、施行規則において修得単位数が明記されている事項については、当該事項を含む科目が免許法施行規則に規定する必要修得単位数を満たしていることを明示的に確認するため、教職課程認定においてはこれらの事項については単独での科目開設を求めてきたところである。このことは、今回「教職課程認定審査の確認事項」にて明文化する予定。 ○新規事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」についても、「道徳の指導法」などと同様に、当該事項を1単位以上を修得する旨規定するため、単独で1単位以上の開設を求めるとなる。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
106	10/27	<p>栄養教諭（二種）の課程において、現在、「教育課程の意義及び編成の方法」と「道徳及び特別活動に関する内容」に関する科目として、科目名「教育課程論（特別活動・道徳を含む）」を設けている。</p> <p>小学校教諭、中学校教諭においては、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）を含む場合、教育の基礎的理解に関する科目に、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）を含むことを要しない規定がある。この規定は、栄養教諭（二種）の課程においても準用されると解釈し、「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」に「教育の基礎的理解に関する科目」区分の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」の内容を含めた科目（1単位）を配置してよいか。</p>	①課程認定基準	<p>施行規則の改正にあたって、養護教諭及び栄養教諭免許状取得要件についても、幼小中高と同様に「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」に「教育の基礎的理解に関する科目」区分の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」の内容を含む場合においては、「教育の基礎的理解に関する科目」区分に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」を含めることは要しない旨を規定するため、新法により免許状を取得する場合においては、栄養教諭（及び養護教諭）において、「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」に「教育の基礎的理解に関する科目」区分の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」の内容を含めた科目を配置することが可能となるよう、課程認定基準において定める。</p>
107	7/21	<p>外国語（英語）コアカリキュラムの学習項目に「英文法」とあるが、「英語コミュニケーション」「英語学」「英語文学」「異文化理解」すべての分野において授業内で英文法を取り扱っている場合でも独立した科目を開講する必要はあるのか。</p>	②コアカリキュラム/シラバス	<p>独立した科目を開講することは必須ではない。</p>
108	7/10	<p>一般目標・到達目標はどの範囲まで授業科目に入れないといけないのか。目標数が多い科目があるが、すべての目標を網羅して授業科目（1科目あるいは複数科目）を設定しなければならないのか。</p>	②コアカリキュラム/シラバス	<p>コアカリキュラムとシラバスの関係については、説明会資料2「再課程認定申請について」のP4～5を参照。</p>
109	7/10	<p>平成30年度開設用手引きの、「情報機器及び教材の活用」のところで、「コンピュータ等の新しい情報手段」と表現されていますが、この新しい情報手段に「電子黒板」は含まれると考えてよいか。</p>	②コアカリキュラム/シラバス	<p>含まれる。</p>
110	7/10	<p>コアカリキュラムに示す「一般目標」又は「到達目標」を満たす上で、 ① 単独の事項において、到達目標1）（または一般目標（1））を科目Aに、到達目標2）（または一般目標（2））を科目Bに分けて設定することは可能か。 ② 単独の事項において、到達目標1）（または一般目標（1））に示す内容を、科目Aと科目Bに分けて設定することは可能か。 ③ 事項AとBの両方を扱う科目Cにおいて、Aの到達目標1）（または一般目標（1））に示す内容と、Bの到達目標1）（または一般目標（1））に示す内容を両方含めた授業回を設定することは可能か。</p>	②コアカリキュラム/シラバス	<p>○①～③いずれについても、「一般目標」または「到達目標」いずれの場合も可能である。 ○ただし、それらの科目は必修又は選択必修科目として位置づけ、免許状取得の要件を満たす上で必ず修得するように位置付ける必要がある。</p>
111	7/10	<p>教職課程コア・カリキュラムに示された内容は、どのようにして申請書類に反映させればよいか。とくに「全体目標」「一般目標」「到達目標」それぞれの形式的な取り扱い方について。</p>	②コアカリキュラム/シラバス	<p>各科目のシラバスを確認のうえ、「コアカリキュラム対応表」に各「到達目標」について取り扱う授業回に○又は◎を記入する。</p>
112	8/4	<p>[養護教諭]及び[栄養教諭]に対するコアカリキュラムはいつごろ分かるのか。また、[栄養教諭]に対するコアカリキュラムの対象学校種は何になるのか。</p>	②コアカリキュラム/シラバス	<p>○今回の（再）課程認定においては、教職課程コアカリキュラムと外国語（英語）コアカリキュラムを活用することとしており、「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」のコアカリキュラムについては、今後の検討課題としている。 ○養護教諭及び栄養教諭の「教職に関する科目」のコアカリキュラムについては、「教職課程コアカリキュラム」による。なお、対象学校種の指定はない。 ○「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」のコアカリキュラムについては、それぞれ「道徳の理論及び指導法」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」のコアカリキュラムの注記を参照。</p>
113	7/10	<p>コアカリキュラムに示す内容は必修科目で扱う必要があるのか。選択科目も含めてもよいのか。</p>	②コアカリキュラム/シラバス	<p>教員免許状の取得に必要な必修科目、選択必修科目において満たすことが必要である。</p>
114	7/10	<p>専攻科にて、二種免と一種免の差分のみの科目を設置する場合において、コアカリキュラムの内容を満たす必要があるのか。</p>	②コアカリキュラム/シラバス	<p>当該科目が必修又は選択必修科目である場合においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。</p>
115	1/9	<p>本学は「中国語」と「イスパニア語」の教職課程が設置されており、英語に準ずる形式での運用が行われることが多々あるが、今回の再課程認定においては「中国語」「イスパニア語」は今回の「英語コアカリキュラム」の内容に準じて検討する必要があるのか。</p>	②コアカリキュラム/シラバス	<p>○英語以外の外国語については、「外国語（英語）コアカリキュラム」を満たす必要はなく「外国語（英語）コアカリキュラム対応表」の提出対象外となる。 ○英語以外の外国語については、「教職課程コアカリキュラム」の「各教科の指導法」を満たす必要があり、これに係るコアカリキュラム対応表の提出は必要となる。</p>
116	7/10	<p>中教審答申の見直しのイメージ表の欄外に『「教科及び教科の指導法（領域及び保育内容の指導法）に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。』とある。この「アクティブ・ラーニングの視点」は、教職課程の科目においてどのような位置付けとなるか（「各科目に含めることが必要な事項」として扱われるなど）。課程認定審査においてどのように扱われることとなるか。</p>	②コアカリキュラム/シラバス	<p>教職課程コアカリキュラム対応表及び当該必修及び選択必修科目全体により施行規則に定める「学習指導要領に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の内容」が含まれているか判断することとなる。</p>

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
117	7/10	外国語（英語）コアカリキュラム（案）によると、小学校教員養成課程の外国語指導法は【2単位程度を想定】とある。一方、中教審答申の別紙、見直しのイメージでは「（各教科それぞれ1単位以上修得）」とある。また、中・高等学校教員養成課程の英語科指導法は【8単位程度を想定】とある。一方、中教審答申の別紙、見直しのイメージでは「（一定の単位数以上修得すること）」とある。今後、コアカリキュラム（案）と見直しのイメージの関係（考え方）が、何らかの形で整理され、示されることになるか（施行規則改正や課程認定基準において、単位数が規定されるなど）。	②コアカリキュラム／シラバス	当該単位数はコアカリキュラムの策定に際して想定した単位数を示したものにすぎず、施行規則に規定する最低修得単位数や課程認定基準に規定する最低開設単位数を上回っていれば大学の判断で自由な単位数設定・授業開設が可能である。なお、課程認定に際してはコアカリキュラムに規定する内容が含まれているか等を審査するものであるため、コアカリキュラムで想定した単位数に縛られる必要はない。
118	7/10	「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、コアカリキュラムでの到達目標数は中高ともに10であるが、このことは、大学での科目の設定において必要単位数を中高ともに同一にすることが求められているとの理解なのか。また、英語のコアカリキュラム案では、「各教科の指導法」の単位は中高ともに8単位程度を想定しているが8単位の修得が必須なのか。また、英語以外の「各教科の指導法」に関しても同様の取扱いとなるのか。	②コアカリキュラム／シラバス	コアカリキュラムは大学における修得単位数を制限するものではなく、修得単位数の設定は施行規則に規定する範囲内であれば大学の裁量による。
119	7/10	外国語（英語）コアカリキュラムの「教科に関する専門的事項（英語）」に記載のある【20単位程度を想定】について、カリキュラム（申請書）上において明確にする必要があるか。	②コアカリキュラム／シラバス	○コアカリキュラムに示す単位数はあくまで「想定」のため、必ずしも20単位で構成する必要はない。 ○なお、外国語（英語）の「教科に関する専門的事項」のコアカリキュラム対応表には「一般的包括的科目」について各到達目標に記載している内容が含まれているか確認の上、記載する。
120	7/10	「情報機器の活用」の部分は、「教科教育法」などの教職に関する科目の中で直接関係する科目のシラバスにその内容が含まれなければならないのか。あるいは、各学科の「教科に関する科目」としているものに、情報機器の活用をテーマとする科目が含まれていればそれで十分か。	②コアカリキュラム／シラバス	「情報機器及び教材の活用」は、「各教科の指導法」に含める必要があるため、「教科に関する専門的事項」に含めることでは足りない。
121	8/28	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）として各教科共通にメディアリテラシーを扱う科目を置くことは可能か。	②コアカリキュラム／シラバス	○小学校の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」における「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目として、国語、算数などの各教科をまたがった、メディアリテラシーを扱う科目を設置することは可能。（幼稚園の「保育内容の指導法」も同様に、領域をまたがった科目を設置することが可能） ○「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」においては、教職課程コアカリキュラムに記載のとおり「当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法・・・」について取り扱う必要があるため、留意していただきたい。（「保育内容の指導法」も同様） ○なお、「当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法」を取り扱うことが必要となることから、中高の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、教科を横断した「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目の設置はできない。 ○教科を横断した教育方法・技術やメディアリテラシーなどを取り扱う科目については、その内容により「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」や「大学が独自に設定する科目」への位置づけが可能と考えられる。
122	7/10	情報機器及び教材の活用については、教科の指導法にも含めることになったが、これは、当該教科に関するPC教材、電子教材をどのように情報機器を使って指導に含めていくか、ということを行うもので、必ずしも情報機器の操作を指導するのではない、ということでしょうか。	②コアカリキュラム／シラバス	御質問のとおり。
123	7/10	教科及び教科の指導法に関する科目の「領域に関する専門的事項」または「教科に関する専門的事項」の区分に置く科目すべてに対して、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れる必要があるのか。取り入れる場合、シラバスの提出は必要か。	②コアカリキュラム／シラバス	○アクティブ・ラーニングについては、改正免許法施行規則において「学習指導要領（幼稚園教育要領）に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容」としており、これらを含めることを規定しているのは、改正後の施行規則第2条第1項表備考第二号、第三条第1項表備考第二号、第四条第1項表備考第五号及び第五条第1項表備考第二号となるため、「教科（領域）に関する専門的事項」については含めることが必要な科目ではない。 ○「教科（領域）に関する専門的事項」に当該内容を含めることは差し支えない。 ○平成30年度までと同一の教員が担当する場合において、シラバスの提出は不要となるが詳細は手引きを参照。
124	7/10	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の差異は具体的に示されるのか。	②コアカリキュラム／シラバス	各コアカリキュラムを参照。（各教科の指導法は、当該教科の特性に応じた内容である必要がある）
125	7/10	平成29年度及び平成30年度の新学科の教職課程認定申請の際に届出た（及び届出予定）の「教職に関する科目」は、31年度のコアカリキュラムの内容への変更（再申請）を必要とするのか。（その場合、「教職に関する科目」は、学内的には2本のカリキュラムを運営するが。）	②コアカリキュラム／シラバス	○コアカリキュラムの対象科目は再課程認定の対象である。 ○再課程認定は平成31年度入学生から適用となるため、平成30年度以前の入学生とは異なる課程となる。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
126	7/10	「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の到達目標の合計数は17個となるが、到達目標数が授業回数を上回っているも、目標を達成するための授業内容に無理がない構成であると大学が判断する場合において1科目(1回90分全15回)の中で、生徒指導と進路指導の複数事項を取り扱っても差支えないか。	②コアカリキュラム/シラバス	○少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、差し支えない。 ○なお、1科目で複数事項をまとめて開設する場合の留意点は、No. 97を参照のこと。
127	7/10	1コマ90分半期15週実施している講義科目について、例えば1コマ105分半期13週とし、現状(135分)より学習時間は増加する(1365分)ような場合には、15回を下回る授業回数でシラバスを作成して構わないか。	②コアカリキュラム/シラバス	学則などにより、大学設置基準第21条などで定める単位認定に必要な学修時間を満たしていることが明記されていれば、15回を下回る授業回数でもシラバスを作成することができる。
128	7/10	実習科目について、180分×12回分の授業により1単位を認定する科目を設定してもよいのか。	②コアカリキュラム/シラバス	大学設置基準第二十一条などで定める、単位認定に必要な学修時間を満たしていることが明記されていれば、15回に満たない回数で授業を構成することができる。
129	7/10	同一教科のクラス分け科目について、シラバスの内容が同一であれば、一方のクラスは専任教員、もう一方は兼任教員等の別の担当者であってもコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わないか。	②コアカリキュラム/シラバス	○同一科目のクラス分け科目について、教員が異なってもシラバスが同一であれば、シラバス及びコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わない。 ○同一科目で担当教員によりシラバスの内容が異なる場合においては、シラバス及びコアカリキュラム対応表はそれぞれ提出する必要がある。
130	7/21	「外国語(英語)に関する専門的事項」において、外国語(英語)コアカリキュラムでは1単位程度の想定となっているが、1単位であれば計画として8回の授業回数でよいのか。また、単位数を2単位にするなど大学で設定してもよいのか。	②コアカリキュラム/シラバス	コアカリキュラムは大学における修得単位数を制限するものではなく、修得単位数の認定は施行規則に規定する範囲内であれば大学の裁量による。
131	7/21	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項について、3つの事項を含む科目として本学では「教育経営学」という科目を設置している。教職課程コアカリキュラムでは、「この3つのうちいずれかを習得し、…」とあるので、3つの含むべき事項のうちいずれかの内容が不足していてもよいのか。また、「この3つのうち2つ以上含んでシラバスを編成する場合は、1)から3)までを含むこと」とある。これは、1つの内容でシラバスを編成する場合は、4)も含めなければならないのか。	②コアカリキュラム/シラバス	○事項「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全を含む。)」については、(1-1)(1-2)(1-3)のいずれか1つ以上と(2)(3)を含める必要がある。 ○大学の判断により(1-1)(1-2)(1-3)の2つ以上を含める場合は、それぞれの到達目標の1)から3)までの内容を含めることが必要となる。 ○(1-1)(1-2)(1-3)のいずれか1つを含める場合は、それぞれの到達目標の1)から4)までの内容を含めることが必要となる。
132	7/21	現行のカリキュラム上、「教職に関する科目」として、含めることが必要な事項の一部を含む授業科目が選択科目として開設されているが、新カリキュラムにおいても、コアカリキュラムの一部のみを含む授業を、引続き選択科目として開設して差し支えないか。開設可の場合、コアカリキュラム対応表の提出は必要か。	②コアカリキュラム/シラバス	○選択科目として開設して差し支えない。 ○コアカリキュラム対応表の提出対象は、「必修科目及び選択必修科目」となり、コアカリキュラムは必修科目又は選択必修科目で満たすことが必要である。
133	7/21	同タイトルで別々の教員が担当している授業があった場合にそれぞれでコアカリキュラム対応表を作成する必要があるか。	②コアカリキュラム/シラバス	○同一名称の授業科目において、クラス分けなどにより複数の教員が担当する場合においては、各教員において授業計画の内容が異なる場合においては各クラスに対応するコアカリキュラム対応表の提出が必要となる。 ○クラス分け科目であっても、全く同じ授業計画に基づくのであれば、コアカリキュラム対応表を複数提出する必要はない。
134	7/21	今回、提示された教職課程のコアカリキュラムについて、各科目の「全体目標」、「一般目標」、「到達目標」をそれぞれシラバスの「授業の概要」、「授業のテーマ及び到達目標」にもれなく反映させなければならないのか。	②コアカリキュラム/シラバス	○対応表にて確認を行うのは、コアカリキュラムに示す各到達目標と個別の授業計画となる。 ○シラバス審査にあたっては、「授業のテーマ及び到達目標」などシラバス全体の記載において、各事項に定める内容が含まれているか全体的に確認を行う。
135	7/21	英語コアカリキュラムの英語コミュニケーションにおいて、以前は会話(リスニング及びスピーキング)を中心とした内容を一般的包括的な内容を含むものとしていたが、新課程ではリーディング及びライティングも不可欠となるのか。また、この変更は、施行規則第六十六条の六の外国語コミュニケーションにも影響するのか。	②コアカリキュラム/シラバス	○「英語コミュニケーション」の科目全てにおいて4技能の内容を含めることは必須ではなく、一般的包括的内容を含む科目の必修及び選択必修科目において4技能の内容を含めることが必要となる。 ○また、従来の審査においても「今後の英語教育の改善・充実方策について 報告 ～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～」(平成26年9月26日英語教育の在り方に関する有識者会議)のとおり、「英語コミュニケーション」においては英語4技能における「一般的包括的内容」が含まれているかどうか、審査を行ってきたところであるため、外国語(英語)コアカリキュラム策定後においても同様の取扱いとなる。 ○施行規則第六十六条の六における「外国語コミュニケーション」については、現行通りの取扱いとなる。
136	7/21	英語のコアカリキュラムの考え方について、いわゆる「教科に関する科目」として十分に網羅した内容で開講するだけでなく、「一般的包括的な内容」に確実に内容を含み、必修科目として確実に修得している状況になければならない、ということか。	②コアカリキュラム/シラバス	一般的包括的内容を含む必修科目及び選択必修科目において、外国語(英語)コアカリキュラムに定める内容が含まれているか確認を行う。
137	7/21	コアカリキュラムに示されている事項や単位数は短期大学での二重免許取得における2年間で習得可能な数となっているのか。	②コアカリキュラム/シラバス	コアカリキュラムは大学における修得単位数を制限するものではなく、修得単位数の認定は施行規則に規定する範囲内であれば大学の裁量による。
138	7/21	中高教員養成課程の外国語(英語)コアカリキュラム(案)では、「英語科の指導法」として「8単位程度」が想定されている。再課程認定にあたって、中学校と高等学校の英語の指導法については、8単位分の履修が求められるのか。	②コアカリキュラム/シラバス	コアカリキュラムは大学における修得単位数を制限するものではなく、修得単位数の認定は施行規則に規定する範囲内であれば大学の裁量による。
139	7/21	アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れることについて、 ・具体的には、どのような事例が挙げられるのか。 ・教員資格審査において、アクティブ・ラーニングの視点等に関する業績は必須なのか。	②コアカリキュラム/シラバス	○アクティブ・ラーニングについては、改正免許法施行規則において「学習指導要領(幼稚園教育要領)に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容」としており、その視点については、各コアカリキュラムに記載のとおりである。 ○業績審査の考え方については、説明会資料の資料2を参照のこと。
140	7/21	「各科目に含めることが必要な事項」は何回程度授業に含める必要があるのか。	②コアカリキュラム/シラバス	教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、授業回数を縛るものではない。
141	7/21	各事項のカッコ書きの部分(「情報機器及び教材の活用を含む。」など)は、何回程度授業に含める必要があるのか。	②コアカリキュラム/シラバス	教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、授業回数を縛るものではない。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
142	7/21	科目名称及び内容が同様であればシラバスの提出は不要だが、コアカリを網羅すると、同一とみなされないのか。 ※外国語コアカリも含む	②コアカリキュラム/シラバス	コアカリキュラムが策定された科目については、シラバスの提出対象となっている。
143	7/21	同一科目を2クラス編成で異なる教員が行っている科目についてシラバスが異なっている場合においても差し支えないか。	②コアカリキュラム/シラバス	差し支えないが、同一科目とみなせない程度にシラバスの内容が異なっている場合においては、科目を分けて設置するよう審査会において指摘がなされる可能性がある。
144	7/21	教職課程コアカリキュラムと外国語（英語）コアカリキュラムの両方が適用となる「各教科の指導法（英語）」は、どのようにして対応表を作成するのか。	②コアカリキュラム/シラバス	外国語（英語）コアカリキュラムにより確認を行うため、対応表も外国語（英語）コアカリキュラムのみ作成する。
145	7/21	○養護教諭課程の最低単位数について 「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」のそれぞれに関して、養護教諭課程についても必要最低単位数の詳細を教えてください。またここで、コアカリキュラムの示す一般目標及び到達目標をすべて含めるべきか。	②コアカリキュラム/シラバス	○最低修得単位数の詳細については、説明会資料の資料1-2を参照。 ○養護教諭及び栄養教諭の課程においても、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。 ○なお、養護教諭及び栄養教諭の留意事項については、教職課程コアカリキュラムを参照。
146	7/21	専修免許状の課程について、「教職課程コアカリキュラム対応表」の提出は必要か。	②コアカリキュラム/シラバス	不要である。
147	7/21	現在、コアカリキュラムが公表されているのは、教職に関する科目と英語のみで、英語以外の各教科のコアカリキュラムはまだ公表されてない。この場合、英語以外の各教科は基本的にこれまでのシラバスを踏襲すればよいか。それとも英語以外の各教科のコアカリキュラムが今後、公表され、取り込んでいく必要があるか。	②コアカリキュラム/シラバス	○再課程認定申請においては、英語以外の教科に関する専門的事項における内容については従前通りの考え方による。 ○英語以外の教科のコアカリキュラムについては、今後の検討課題となっている。
148	7/21	教員養成にあたる大学としては、既存の教職科目群の科目名称と単位数はそのままにし、教職課程の担当教員一人一人が担当科目のシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、教職課程コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計・実施すればよろしいのか。 すなわち、あえて単純化して言えば、特に各シラバスの内容に、今回のコアカリキュラムの趣意を反映させればよろしいのか。 それとも、個々の大学において、教職課程の教職科目群全体を大胆に見直し、より体系性をもった教職課程になるよう各大学におけるカリキュラム設計そのものの再検討を推奨しているのか。 「創意工夫を加え」とあるが、各科目の名称、科目構成、単位数など、ゼロから見直して再構成することが望ましいのか。	②コアカリキュラム/シラバス	○コアカリキュラムのとシラバスの考え方については、説明会資料の資料2を参照。 ○コアカリキュラムの内容が含まれているかを確認するにあたって、各科目の名称や単位数、科目構成をゼロから再構築することまでを求めるものではない。
149	7/21	コアカリキュラムで新設される内容について、目標となる事項についてそれぞれ授業回数の規定はされるのか。また、当該科目の担当教員は、教育研究業績に当該事項のすべてについて活字業績が必要かオムニバスで対応する場合は、当該事項に関係のある部分の業績提出でよろしいか。	②コアカリキュラム/シラバス	○施行規則に規定する最低修得単位数や課程認定基準に規定する最低開設単位数を上回っていれば大学の判断で自由な単位数設定・授業開設が可能である。なお、授業回数コアカリキュラムに応じた項目数に縛られる必要はない。 ○オムニバスで担当する授業科目の場合は、教員審査においても担当部分のみの業績を確認する。
150	8/4	シラバスに記載する評価について、作成例では評価項目ごとの割合が記載されているが、割合で明示すべきか。	②コアカリキュラム/シラバス	学生に授業の内容について事前によりよく認識させ、計画的・体系的な授業科目の選択が可能となるよう、学生に対する評価についても評価方法及び割合を明示することが望ましい。
151	8/4	①今回の改正により「各教科の指導法」に（情報機器及び教材の活用を含む。）という文言が追加されたが、「情報機器の活用」が当該科目の中にどの程度含まれている必要があるのか。 ②「情報機器及び教材の活用」という意味は、「（情報の機器を含む）教材の活用」を扱うということでのよいのか、必ず「情報機器の活用」を扱うことを含んでいる必要があるのか。	②コアカリキュラム/シラバス	①少なくとも、教職課程コアカリキュラムにて示す内容は含む必要がある。 ②情報機器の活用を扱うことが必要となる。
152	8/4	教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）において、「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状取得のための全ての教育実習（教育実習の中に学校体験活動を含める場合においては、学校体験活動も含む。）について各到達目標を満たしていることを確認の上、確認欄に「○」印を記載すること。」とあるが、「全ての教育実習」に養護実習は含まれるのか。	②コアカリキュラム/シラバス	養護実習については教職課程コアカリキュラムにおける「教育実習」とは異なる区分のため、対応表の提出は不要である。
153	8/4	中高の外国語（英語）について、英語科に関する専門的事項でコアカリキュラム（外国語）の対象でない科目についても全てシラバスの提出が必要になるか。	②コアカリキュラム/シラバス	選択科目もシラバスの提出は必要となる。
154	8/4	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）について、情報機器および教材の活用は、どのように各科目に盛り込めばよいか。 (例①) 保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ【必修】に内容を含む。 保健体育科教育法Ⅲ・Ⅳ【中のみ必修】には含まない。 (例②) 保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ【必修】および、保健体育科教育法Ⅲ・Ⅳ【中のみ必修】のすべての科目に内容を含む。	②コアカリキュラム/シラバス	中学校（保健体育科教育法Ⅰ～Ⅳが必修）及び高等学校（保健体育科教育法Ⅰ、Ⅱが必修）の場合において、保健体育科教育法Ⅰ、Ⅱにて教職課程コアカリキュラムの内容を満たすのであれば、例①のように開設することができる。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
155	8/4	国語免許に関係して、高等学校学習指導要領の変更に伴う「論理国語」に関する内容を入れる必要があるか。	②コアカリキュラム／シラバス	○「各教科の指導法」においては、学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。 ○再課程認定の際に、シラバスについては、改訂後の学習指導要領を反映させていただく必要があるが、シラバスに学習指導要領の内容を記載することまで求めるものではなく、改訂後の学習指導要領を用いて授業が行われることが確認できればよい。
156	8/4	教育委員会で作成する「教員育成指標」の内容や、教育委員会が設置する協議会の議論の内容を授業内容に反映することが審査において求められるのか。	②コアカリキュラム／シラバス	再課程認定におけるシラバスの審査では、地域や採用者のニーズに対応した教育内容となっているか否かについて審査を行うわけではない。「地域や採用者のニーズ」を踏まえた内容は大学の判断で自由に加えていただくものである。
157	8/4	【コアカリキュラム対応表について】作成例においては、「教育社会学」第12回目において(2)の1)と(2)の2)が「◎」となっている。複数の到達目標を1回の講義で満たすことは可能という意味と考えるが、この解釈でよろしいか。また、その場合の上限などはどのようにしているか。	②コアカリキュラム／シラバス	○御質問のとおり、授業内容によっては1回の講義で複数の到達目標に「◎」が付される場合も考えられる。 ○1回の講義で複数の到達目標に「◎」が付される場合の上限の設定はない。
158	8/4	【コアカリキュラム対応表について】コアカリキュラム対応表において、例えば作成例における(1-1)の1)と2)であるが、同じ講義回に2つの項目に「○」がつく場合もあると思われるが、可能か。	②コアカリキュラム／シラバス	御質問のとおり、授業内容によっては1回の講義で複数の「○」が付される場合も考えられる。
159	8/4	【コアカリキュラムの構成について】対応表においては、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」は、2科目で構成されているが、例えば教育社会学の中において学校安全を含めば1科目で構成しても問題ないか。	②コアカリキュラム／シラバス	コアカリキュラムに定める事項をカバーするための授業の構成は、各大学の創意工夫によるものであるため、御質問のような構成とすることも可能である。
160	8/4	栄養教諭で「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」のコアカリキュラムの全体目標は「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」の各全体目標を合わせて記載すればよいのか。	②コアカリキュラム／シラバス	「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」のコアカリキュラムについては、それぞれ「道徳の理論及び指導法」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」のコアカリキュラムの注記を参照。
161	8/4	科目に含める事項を2つ含めた科目を開設した場合、コアカリキュラム対応表はどのような書式で作成すればよいのか。それぞれのコアカリキュラムに応じたシラバス対応表なのか、それともシラバスに2つの事項のコアカリキュラムを横に並べるのか。	②コアカリキュラム／シラバス	それぞれのコアカリキュラムに応じた対応表を作成いただく。
162	8/4	コアカリキュラムに対応できる業績のある人を授業担当者に充てようとする、オムニバスで実施される科目が増えてしまうが問題はないのか。またオムニバスの場合、貼りつけ教員は例えば15回中何回担当するなどの制限はあるのか。	②コアカリキュラム／シラバス	○オムニバスで実施する科目数の制限はない。 ○オムニバスで担当する教員の担当授業の回数制限はない。
163	8/4	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)について、本学では中学校の指導法として4科目(各2単位)を修得させるが、4科目すべてに情報機器及び教材の活用を含まなければならないのか。	②コアカリキュラム／シラバス	コアカリキュラムにて示す内容が含まれていれば授業回数を縛るものではないため、必修科目のいずれかに「情報機器及び教材の活用」が含まれていればよい。
164	8/4	コアカリについて、「各科目に含めることが必要な事項」に対応する科目が、例えば3科目としてあり、その中から1科目選択必修とする場合、当該3科目はいずれも対応する「到達目標」を満たすことが必要となるということでしょうか。また、その場合、科目ごとに、シラバス上、到達目標を満たす回が異なってもよいのか。	②コアカリキュラム／シラバス	○御質問のとおり、選択必修科目の全ての組合せにおいてコアカリキュラムに示す内容を含める必要がある。 ○その場合において、選択必修の科目ごとに到達目標を満たす授業回が異なっても差し支えない。
165	8/4	「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」のコアカリキュラムについて、3科目から1科目選択必修の場合において、各科目には(1-1)、(1-2)、(1-3)はいずれかの内容を含めればよいが、(2)学校と地域との連携、(3)学校安全への対応の2項目は3科目全てに含める必要があるということか。	②コアカリキュラム／シラバス	○(1-1)、(1-2)、(1-3)については、各科目においていずれかの内容が含まれていればよい。 ○3科目から1科目を選択必修する場合においては、御質問のとおり、教職課程コアカリキュラムで示す(2)と(3)の内容を選択必修の3科目全てに含める必要がある。
166	8/4	中学校の教職課程では「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」は8単位必修となるようであるが、本学では2単位の科目を4つ設定し、どの科目も必修とする予定である。その場合、情報機器及び教材の活用については、特定の1科目において集中的に取り扱い、他の3科目では扱わないことにして、シラバスを作成して問題はないか。あるいは、どの科目においてもシラバスで触れる必要があるか。また、高等学校の教職課程では、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」は4単位必修となるようであるが、上記と同様に考えてよいのか。	②コアカリキュラム／シラバス	○御質問のとおり開設方法で差し支えない。 ○高等学校の教職課程についても同様である。
167	8/4	現行施行規則第四条および第五条第二欄「英語コミュニケーション」における「一般的包括的内容を含む」科目として『Oral Communication』を開設しているが、リスニング・スピーキングに特化した内容と受け取られる可能性のある科目において科目名称の変更は必要か。シラバスの内容が4技能を統合したものになっていれば名称変更を行わなくても構わないのか。	②コアカリキュラム／シラバス	○記入例はあくまで例であり、特定の授業内容を想定して作成したものではない。 ○科目名称のみで一般的包括的内容の全てを判断するものではないため、科目名称の変更は必須ではない。(例えば、「Oral Communication」のみで一般的包括的内容を含んでいるのであればそれのみをもって一般的包括的内容として指定することができる。) ○ただし、明らかに特定分野のみを取り扱うと思われるような科目名称においては、一般的包括的内容を満たしている場合であっても、審査の結果において科目名称の変更を求められる場合があるため留意いただきたい。
168	8/4	コアカリキュラム対応表において、科目名を縦書きで記入するようになっているが、英語の科目名の場合、アルファベットを一字ずつ縦に記載するということが良いか。	②コアカリキュラム／シラバス	御質問のとおり、コアカリキュラム対応表の科目名称は縦書きを想定して作成しているものであるが、英文の科目名称など必要に応じて横書きで記載しても差し支えない。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
169	8/4	コアカリキュラム対応表において、作成例では、2科目を上下に記載するようになっていたが、必修科目、選択必修の科目設定によっては、4科目以上になることがあり得ると思うが、この場合であっても1枚に収めた方が望ましいのか。2枚以上になっても何ら支障ないものなのか。 その場合（2枚以上にわたっても差し支えない場合）、区分、全体目標、到達目標などは、2枚め以降も必要か。	②コアカリキュラム/シラバス	○コアカリキュラム対応表は、選択必修などにより1つの事項に複数の組合せが存在する場合は、対応表も複数枚提出する必要がある。（「3科目から1科目選択必修」であれば対応表は3枚（科目）必要となる） ○1枚のコアカリキュラム対応表に示す科目が多数に渡る場合は、2枚以上になっても差し支えない。
170	8/28	シラバス作成において、各学習指導要領に掲げる主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点を取り入れていることを明記する必要があるか。	②コアカリキュラム/シラバス	○アクティブ・ラーニングに関する文言をシラバスに明記することは必須ではない。 ○授業内容の構成にあたっては、各学習指導要領及びコアカリキュラムの内容を踏まえて行うことが求められており、アクティブ・ラーニングについてはこれらの審査を通じて確認される。
171	8/28	「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」コアカリキュラムの「（3）情報機器及び教材の活用」における到達目標：2）の情報モラルについて、幼稚園児を対象とするものはどういったものを想定しているのか。	②コアカリキュラム/シラバス	例えば、「情報モラル指導モデルカリキュラム表」に示す、小学校低学年を対象とした情報モラルに関する内容を参考に、幼稚園の課程において、子供たちの情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための指導法について取り扱うことが想定される。 「情報モラル指導モデルカリキュラム表」（平成19年） <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm</a>
172	8/28	通信教育の課程におけるシラバスの授業計画については、通信教育課程の実態に即して、15回に拘らず記載してよいのか。	②コアカリキュラム/シラバス	○通信教育の課程における授業方法及び単位の計算方法については、大学通信教育設置基準三条及び五条において定められており、このうち「放送授業」「面接授業」「メディアを利用して行う授業」については、通学教育の課程と同様に、授業計画に授業回を記載することが必要。その際、授業回数については15回という制限はなく、学則などで大学通信教育設置基準に定める1単位当たりの時間数を満たすことを明記していれば、15回に限られない。 ○また、「印刷教材等による授業」については、授業計画の授業回に代わるものとして、教科書の章立てなどの印刷教材について、ある程度の学修のまとまり毎に記載し、回数については実情に応じて記載していただきたい。 ○コアカリキュラム対応表は、上記のシラバスに記載する授業回又は学修のまとまりに基づいて作成する。
173	8/28	・授業回数が15回に満たない（あるいは、4単位科目で30回の授業を行う）場合において「コアカリキュラム対応表」はどのように作成すればよいのか。 ・また、現地実習など、授業回数が明確に仕分けられない科目についてはどうか。	②コアカリキュラム/シラバス	○当該授業科目において実施される授業回数に応じて、コアカリキュラム対応表の「授業回」の列を削除（追加）して作成する。 ○実習系科目や通信教育課程の印刷教材による学修を行う科目など、授業回が明確に分類できない科目については、シラバスに記載する学修のまとまりに基づいて作成する。
174	10/27	免許法施行規則の改正により、中高英語の免許状において教科に関する専門的事項の「英米文学」が「英語文学」に改められるが、現在の「英米文学」の科目をそのまま「英語文学」の科目として申請することは可能か。あるいは、科目の名称や内容を変更する必要があるのか。	②コアカリキュラム/シラバス	「英米文学」が「英語文学」に変更されたこと、及び、「英語文学」に係るコアカリキュラムが策定されたことを踏まえて、コアカリキュラム対応表に記載する科目については、その内容についてもコアカリキュラムに示す内容を含めることが必要であり、シラバスに示す内容を適切に表現した科目名称を設定することとなる。ただし、「英語文学」の区分において、コアカリキュラム対応表に記載しない科目（選択科目）に既存の「英米文学」の科目を配置することは可能であり、その場合には科目内容及び科目名称の変更は必須ではない。
175	10/27	「英語文学」の一般的包括的内容を含む科目について、既存の「英米文学」の一般的包括的内容を含む科目をそのまま当てはめることは可能なのか。	②コアカリキュラム/シラバス	○外国語（英語）コアカリキュラムの内容を満たしている限りにおいては、既存の「英米文学」の科目をそのまま当てはめることは可能。 ○科目の名称については変更は必須ではないが、コアカリキュラムへの対応により科目内容に大幅な変更を行っている場合においては、当該科目の趣旨を踏まえた名称へ変更することが望ましい。
176	10/27	4年制の大学で一種免許状の認定を受けている課程において、二種免許状の授与要件だけを満たして卒業時に免許状を取得する場合がある。このような場合にも対応できるように、二種免許状に係る科目だけでコアカリキュラムの内容を満たせるように科目を構成しておく必要があるか。	②コアカリキュラム/シラバス	二種免許状の授与要件に係る科目でコアカリキュラムの内容を満たせるように履修することが望ましいが、一種免許状の課程認定においては二種免許状に係る科目だけでコアカリキュラムの内容を満たせるように科目を構成しておくことは求められない。
177	1/9	他大学の新課程で科目の単位を修得した学生を新課程の大学が受入れ、免許状取得に不足する単位を履修させる場合、既修得単位とコアカリキュラムの対応を確認した上で履修指導を行う必要があるか。	②コアカリキュラム/シラバス	免許法及び同法施行規則において、教職課程（外国語（英語））コアカリキュラムの内容を履修することは免許状授与の要件として定められていないため、既修得単位とコアカリキュラムの対応関係まで受け入れた大学が確認しなければならないものではない。
178	1/9	「保育内容の指導法」の事項に、複数の領域について取り扱う授業（「保育内容総論」などを開設しコアカリキュラムの内容を満たす際において、コアカリキュラム対応表にはどのように記載すればよいのか。	②コアカリキュラム/シラバス	当該科目に含まれる事項それぞれの「対応授業科目」欄に記載する。（5領域全ての内容を含む科目であれば、5領域全ての欄にそれぞれ記載する。）
179	7/10	同一学科の場合に異なる免許の教職課程の間で、同じ科目を異なる科目区分に位置づけてもかまわないか。例えば科目Aを、小学校免許では「教育課程及び指導法に関する科目」（特別活動の指導法）にして、幼稚園免許では「領域及び保育内容の指導法に関する科目」（領域「環境」）にすることは可能か。	③幼稚園の教職課程	○科目の共通開設を可能としている区分については、可能である。（基準4－8及び4－9） ○なお、「領域に関する専門的事項」と「特別活動の指導法」は共通開設が認められていないため、同一科目を充てることはできない。
180	8/4	幼稚園教諭免許状取得に関する教職課程における「領域及び保育内容に関する科目」について、従来通り、小学校の教科の専門的事項や指導法に関する科目（国語、生活など）を設定することは可能か。また、同一学科の場合、共通開設が可能か。	③幼稚園の教職課程	○平成34年度入学生までは、改正施行規則附則第7項により、小学校の「教科に関する専門的事項」の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育のうち1以上の科目を修得させることにより、幼稚園の「領域に関する専門的事項」の科目のうち1以上の科目を修得させたとみなすことができる。 ○また、改正施行規則附則第7項による場合は、現行の課程認定基準により共通開設を行うことができる。（課程認定基準12（2））

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
181	7/10	幼稚園カリキュラムにおいて各領域を担当する全教員は「幼児」「幼児教育」「幼稚園教育」についての研究業績等が求められるのか。	③幼稚園の教職課程	教員審査の考え方については、説明会資料を参照。
182	8/4	これまでは同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合に、「教科に関する科目」は小学校全教科・幼稚園全教科のうち、同一の教科に関する授業科目については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程に共通に開設することができたが、幼稚園が「教科」から「領域」になった場合は、それぞれの授業科目を設置し、単位を修得しなければならないのか。	③幼稚園の教職課程	○小学校「教科」と幼稚園「領域」でそれぞれ授業科目を設置し、単位を修得する必要がある。 ○ただし平成34年度入学生までは、改正施行規則附則第7項によることができる。
183	7/10	「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」について、5領域すべての単位修得を免許状授与の要件とするものではないと解してよいか。	③幼稚園の教職課程	○5領域全ての単位修得を免許状授与の要件とするものではない。 ○「保育内容の指導法」については、少なくとも教職課程コアカリキュラムの内容を満たしていることが必要。なお、課程認定基準において最低開設科目数を規定している。
184	7/10	幼稚園の教職課程において「領域に関する専門的事項」の科目を開設した場合、幼稚園及び小学校の教職課程において教科と領域の共通開設が困難になるかと思われるが、それぞれの課程において専任教員を確保しなければならないのか。	③幼稚園の教職課程	○幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」を取り扱う科目の共通開設はできない。 ○ただし幼稚園の「領域に関する専門的事項」（又は「複合領域」）を担当する専任教員と小学校の「教科に関する専門的事項」（又は「複合科目」）の両方を担当する専任教員については、それぞれの課程において専任教員とすることができる。なお、その場合においては、当該担当教員が両方の科目を担当することが適当な業績を有していることが前提となる。
185	7/10	小学校「教科」（例：「初等国語概説」）と幼稚園「領域」（例：「ことば概説」）の2つの科目を担当できる教員は、双方で専任教員としてカウントできるのか。	③幼稚園の教職課程	幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」の両方を担当する教員はそれぞれの課程において専任教員とすることができる。（ただし、当該専任教員が両方の科目の担当者としての業績を有していることが前提となる）
186	7/10	幼稚園（小学校）の「領域（教科）」に関する専門的事項において、小学校（幼稚園）の内容を含めた構成としても構わないか。	③幼稚園の教職課程	○小学校の「教科に関する専門的事項」は小学校の、幼稚園の「領域に関する専門的事項」は幼稚園の内容を主に扱う必要がある。 ○隣接校種についての内容を含めることを一切排除するものではないため、大学の裁量により幼小連携の内容を意識した構成とすることは差し支えない。
187	7/10	幼稚園の「領域に関する専門的事項」について、どのような内容を含めるべきか。また、教員の業績はどのようなものが求められるのか。	③幼稚園の教職課程	○「領域に関する専門的事項」の内容については、幼稚園教育要領を踏まえるとともに、「平成28年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究 一幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考える」報告書も参考にしつつ、各大学において検討いただきたい。なお、同モデルカリキュラムは審査において活用されるものではない。 ( <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385446.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385446.htm</a> ) ○教員審査の考え方については、説明会資料を参照。
188	7/10	幼稚園の教職課程について、現行の「教科に関する科目」で開設した場合の審査基準について。また、平成34年度的事後調査の具体的な内容について。	③幼稚園の教職課程	○審査基準については、現行の幼稚園の教職課程における「教科に関する科目」の審査基準と同様である。 ○事後調査の具体的な内容は検討中。
189	7/21	幼稚園の教職課程において、現行の国語などの「教科に関する科目」と言葉などの「領域に関する専門的事項」の科目をそれぞれ開設することは可能か。	③幼稚園の教職課程	○免許状修得に必要な単位は「領域に関する専門的事項」か現行の「教科に関する科目」のいずれかで構成する必要がある（合算はできない）ため、履修漏れがないよう、十分に留意し履修指導を行う必要がある。 ○「領域に関する専門的事項」を改正施行規則附則第7項による場合において、同時に「領域に関する専門的事項」を開設することは可能である。
190	7/21	幼稚園の「領域に関する専門的事項」を現行の「教科に関する科目」で開設した場合、「領域に関する専門的事項」へいつまでに変更する必要があるのか。また、変更する際にどのような手続を取る必要があるのか。	③幼稚園の教職課程	○経過措置が終了する、平成34年度末までに変更する必要がある。 ○「領域に関する専門的事項」への変更の時期は、平成34年度末までであれば任意の時期で変更することができる。手続方法及び事後調査の内容については検討中。
191	7/10	幼稚園教職課程において、「教科に関する科目」として開設していた科目を「大学が独自に設定する科目」として開設する場合、当該科目を担当する専任教員を「必要専任教員数」に含めることが可能か。	③幼稚園の教職課程	「大学が独自に設定する科目」の区分に開設する科目の担当専任教員を幼稚園の教職課程における必要専任教員数に算入することはできない。
192	7/10	「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」を融合した科目を設置してもよいか。	③幼稚園の教職課程	「複合領域」として設置することが可能。
193	7/10	幼免の「保育内容の指導法」と小免の「各教科の指導法」間での科目の流用は可能なのか。	③幼稚園の教職課程	○改正施行規則第二条第1項表備考第十三号に規定している。 ○ただし、教職課程認定において流用を前提とした教育課程の編成を行うことはできないため、留意していただきたい。
194	7/21	「領域に関する専門的事項」のコアカリキュラムのパブリックコメントが出ていないが、申請することは可能なのか。その際、教職課程認定審査の確認事項2(4)①にある教職課程コアカリキュラムの対象となっていない「領域に関する専門的事項」はどのように審査するのか。	③幼稚園の教職課程	○「領域に関する専門的事項」については、コアカリキュラムが策定されていないため対応表の提出は不要となる。 ○「領域に関する専門的事項」の内容については、幼稚園教育要領を踏まえるとともに、「平成28年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究 一幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考える」報告書も参考にしつつ、各大学において検討する。 ( <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385446.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385446.htm</a> )
195	7/21	幼稚園教諭免許状について、通学課程では「領域に関する専門的事項」を開設し、通信課程では「領域に関する専門的事項」を改正施行規則附則第7項による場合は、通学課程と通信教育課程の同一であると認められるか。	③幼稚園の教職課程	同一とは認められない。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
196	7/21	「幼稚園教諭一種又は二種免許状の申請を行う場合は、i)又はiii)のいずれかにおいて認定基準を満たすよう科目を開設しなければならない」とは、具体的にどのようなことなのか。	③幼稚園の教職課程	施行規則改正後の「領域に関する専門的事項」または改正施行規則附則第7項のいずれかにより、免許法及び施行規則に定める免許状の授与要件及び課程認定基準を満たす必要がある。
197	7/21	幼稚園の領域に関する専門的事項について、平成34年度までは従来の小学校教科による開設も可能となっているが、幼稚園領域及び小学校教科による課程認定基準をそれぞれ満たして、両方の科目群を有する形で幼稚園の課程認定を受けることは可能か。	③幼稚園の教職課程	○可能である。ただし、免許状修得に必要な単位は「領域に関する専門的事項」か「改正施行規則附則第7項」のいずれかで構成する必要がある（合算はできない）ため、履修漏れがないよう、十分に留意し履修指導を行う必要がある。 ○新法下の幼稚園教諭免許状取得要件における現行の「教科に関する科目」については、「大学が独自に設定する科目」への開設は可能。（科目内容は幼小連携を意識した内容とすること）
198	7/21	例えば「幼・領域及び保育内容の指導法①」の「言葉」と「小・教科及び教科の指導法に関する科目①」の「国語」等に関しては共通開設することは可能なのか。	③幼稚園の教職課程	○幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する科目」は共通開設はできない。 ○ただし幼稚園の「領域に関する専門的事項」を担当する専任教員と小学校の「教科に関する専門的事項」を担当する専任教員については、それぞれの課程において専任教員とすることができる。（ただし当該担当教員が、両方の科目を担当することが適当な業績を有していることが前提となる。）
199	7/21	幼稚園の「領域に関する専門的事項」について再課程認定申請で「教科」の科目による場合、経過措置の期間内に変更するのか、それとも経過措置の終了を待って変更するのか。	③幼稚園の教職課程	「領域に関する専門的事項」への変更の時期は、平成34年度末までであれば任意の時期で変更することができる。手続方法については検討中。
200	7/21	「平成31年度教職課程認定審査要領について」の4（2）に「施行規則附則第7項により認定を受けた場合は、平成34年度末に「領域に関する専門的事項」にかかる事後調査を行うこととする。」と課程変更の猶予期間が示されているが、この期間は4年制大学であっても短期大学であっても同じであると理解してよろしいか。	③幼稚園の教職課程	同じである。
201	7/21	現在の教職課程では幼稚園の「教科に関する科目」の専任教員となっている教員を再課程認定では幼稚園の「領域に関する専門的事項」の専任教員とする場合、シラバス及び業績書等の提出は必要となるか。なお、当該教員は再課程認定で担当する科目を現在も担当しており、再課程認定後も引き続き担当するものである。	③幼稚園の教職課程	「領域に関する専門的事項」についてはシラバス及び業績書等の提出が必要となる。
202	7/21	幼稚園の「領域に関する専門的事項」について、保育士養成課程との関連があるが、同課程との調整は、再課程認定申請期限までに行われるのか。	③幼稚園の教職課程	幼稚園教諭の課程認定については、施行規則及び課程認定基準等の各種基準によって認定されるものであり、保育士資格取得にかかる課程等との関連について定める基準等はない。
203	7/21	幼稚園教諭一種免許状の「領域及び保育内容の指導法に関する科目」において、新施行規則では最低修得単位数が16単位となっているが、5領域の「保育内容の指導法」及び「領域に関する専門的事項」について必ず修得する必要があるのか。	③幼稚園の教職課程	○施行規則における「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の修得単位数を満たしている限りにおいては、「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」各単位数は大学の裁量により設定することができる。 ○「保育内容の指導法」の内容については、5領域の内容を含み、教職課程コアカリキュラムの内容を満たしている限りにおいて、大学で自由に設定することができる。
204	7/21	幼稚園の教職課程において「領域に関する科目」の開設必要科目数については記載されているが、「保育内容の指導法」については記載がないように見える。これは、保育内容総論及び5領域の科目について、すべて開設するという理解でよろしいか。	③幼稚園の教職課程	○「保育内容の指導法」の内容については、5領域の内容を含み、教職課程コアカリキュラムの内容を満たしている限りにおいて、大学で自由に設定することができる。 ○「保育内容の指導法」を取り扱う科目の開設については、課程認定基準において規定はしていないため、保育内容総論及び5領域ごとの科目を開設することは必須ではない。
205	7/21	幼稚園第二種免許の課程において「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の授業科目の単位数は全て1単位としてよいのか。	③幼稚園の教職課程	1単位の開設でも差し支えない。
206	8/4	領域に関する専門的事項の科目内容については、幼稚園教育要領で定める領域の内容を全て包括・網羅しなければならないのか。例えば、健康領域の科目は、食育・安全・身体活動・疾病予防等のうち、一部分を取り扱う授業内容でもよいのか。	③幼稚園の教職課程	「領域に関する専門的事項」においては幼稚園教育要領で定める内容を含める必要があるが、全ての内容を包括的・網羅的に扱うことまでは必須とはならない。
207	7/21	幼稚園の教職課程をもつ大学は保育士資格課程を併せ持つ場合が多いが、コアカリキュラムの内容を含めた上で、それぞれの科目を紐づけ、相互に科目の読み替えや名称統一・共用を図ってよいのか。	③幼稚園の教職課程	○当該科目の名称・内容及び担当教員の業績が教職課程の科目として適当であれば、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。 ○また、「保育内容の指導法」についても、少なくとも教職課程コアカリキュラムで必要とする事項を満たしている限りにおいては、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。
208	7/21	本学では従来の「教科に関する科目」に身体表現・造形表現・音楽表現・ピアノ表現を置いている。保育者として獲得すべき実技的な技術を「領域に関する専門的事項」の「表現」に科目として配当してもよいのか。もし含められない場合はどの科目区分に配当したらよいか。また配当する必要性がなくなるのか。	③幼稚園の教職課程	○「領域に関する専門的事項」として適切な内容を扱っているのであれば、「表現」の区分に設置して差し支えない。 ○ただし「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」は共通開設できないため、留意していただきたい。
209	8/4	幼免と小免を併せて取得する場合、幼免「領域に関する専門的事項」は小免「教科に関する専門的事項」をもって充てることができるのか。	③幼稚園の教職課程	○教職課程認定及び免許状取得において、小学校「教科」と幼稚園「領域」でそれぞれ授業科目を開設し、単位を修得する必要がある。（科目の共通開設や読替えはできない。） ○ただし平成34年度入学生までは、幼稚園教諭免許状の「領域に関する専門的事項」は改正施行規則附則第7項によることのできるため、従前通り科目の共通開設を行う場合においては、現「教科に関する科目」を修得することにより、幼免・小免両方の単位とすることが可能。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
210	7/21	「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」においては、該当する全科目のシラバスの内容及び担当教員の研究業績に「情報機器及び教材の活用」が必要となるのか。	③幼稚園の教職課程	○「保育内容の指導法」に開設する全ての必修科目及び選択必修科目において、コアカリキュラムに定める内容が含まれているか確認を行うので、「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目を「保育内容の指導法」と分けて科目を開設することができる。 ○また、教職課程コアカリキュラムの内容を満たす限りにおいては、「保育内容の指導法」として開設する科目の全てに「情報機器及び教材の活用」の内容を含めることは必須ではない。
211	7/21	含む事項の（情報機器及び教材の活用を含む。）について、「保育内容の指導法」と「教育の方法及び技術」の両方に記載があるが、両者を併せて一つの授業科目として開設してよいのか。	③幼稚園の教職課程	「保育内容の指導法」と「教育の方法及び技術」は科目区分が異なるためこれらの事項を併せた科目を開設することはできない。なお、「保育内容の指導法」の（情報機器及び教材の活用を含む。）は、各領域の指導に関連した情報機器及び教材の活用を想定しており、「教育の方法及び技術」の（情報機器及び教材の活用を含む。）は、特定の領域に偏らない内容としての情報機器及び教材の活用を想定したものである。
212	8/4	「教育実践に関する科目」を担当する教員は、幼稚園の教職課程における必要専任教員数に含まれないのか。	③幼稚園の教職課程	幼稚園の教職課程の専任教員については現行の考え方より変更はなく、「教育実践に関する科目」を担当する教員も「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「保育内容の指導法」の合計必要専任教員数に含めることは可能である。なお、課程認定基準4-1（3）に記載のとおり「教育の基礎的理解に関する科目」において1人以上、「保育内容の指導法」又は「道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において1人以上の専任教員を配置する必要がある。
213	8/4	小学校や保育園の教員としての経験を、幼稚園の教職課程科目の担当する際の「教員の職務上の実績」として加えることは可能か。	③幼稚園の教職課程	当該教員が学校現場等において担当授業科目と関連のある実務経験（職歴）を有している場合においては、「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能である。
214	8/4	小学校の各教科の指導法と幼稚園の保育内容の指導法について、「同一学科等において授業科目を共通に開設することができない」となっているが、免許法施行規則では保育内容の指導法の単位のうち、半数までは小学校の各教科の指導法等の単位をもってあてることができることとなっている。あくまで単位の流用の規定であるため、小学校の各教科の指導法のうち、国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育については、保育内容の指導法と共通に開設し、当該科目に配置した専任教員は幼稚園と小学校の両方においてそれぞれ専任教員としてカウントすることはできないという理解でよいのか。	③幼稚園の教職課程	御質問のとおり、小学校の「各教科の指導法」と幼稚園の「保育内容の指導法」は共通開設できない。また、同一の教員が両方の課程の科目を担当している場合であっても、それぞれの課程の専任教員になることはできない。
215	8/4	例えば、「環境と言葉」という「複合領域」の科目を開設した場合、課程認定基準における2領域の科目を開設したことになるか。	③幼稚園の教職課程	領域ごとに授業科目を開設する必要があるため、「複合領域」科目の開設により複数領域を1科目で開設したことはならない。
216	8/4	再課程認定の申請取り下げについて。幼稚園教諭養成課程においては、「領域に関する専門的事項」につき、平成34年度までの猶予期間が認められている。今回の再課程認定に際し、まず新カリキュラムでの申請を行い、審査において「領域に関する専門的事項」のみが「不可」となった（他は全て可となった）場合、改正施行規則附則第7項による科目群と「可」となった科目の組み合わせで教職課程を開講することは可能か。	③幼稚園の教職課程	○再課程認定において、「領域に関する専門的事項」と「改正施行規則附則第7項」の両方の科目を開設することとして申請し、領域に関する専門的事項の科目が審査結果「不可」となった場合であっても、改正施行規則附則第7項及び他の科目が可と判定されれば、認定を受けることは可能である。（ただし、その場合においては「領域に関する専門的事項」の事後調査の対象となる。） ○施行規則附則第7項によらずに「領域に関する専門的事項」のみの構成とし、当該科目の審査結果が「不可」となった場合においては、認定を受けることはできない。
217	8/4	「複合領域」とは何か。「領域に関する専門的事項」の（環境）と（表現）を統合したものか、あるいは「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」を統合したものか。	③幼稚園の教職課程	例えば、「環境」と「表現」領域に関する専門的事項を融合した科目及び「保育内容の指導法（環境）」と「環境」領域に関する専門的事項を融合した科目の開設が可能となる。
218	8/4	幼稚園の「領域に関する専門的事項の科目」を平成34年度末まで経過措置により改正施行規則附則第7項で開設した場合、平成34年度中は改正施行規則附則第7項による科目、平成35年度以降は「領域に関する専門的事項」の科目を修得することで免許状取得の要件を満たすと解せばよいのか。	③幼稚園の教職課程	平成34年度までに入学し引き続き在学する学生には、卒業までは経過措置が適用され、改正施行規則附則第7項により免許状授与の要件を満たすことが可能。
219	8/4	領域に関する専門的事項と保育内容の指導法に関する内容を複合した授業科目を担当する専任教員は、重複しない限り、大学の判断で「領域に関する専門的事項」または「指導法に関する科目等」の教員として申請していいのか。	③幼稚園の教職課程	○「複合領域」を担当する専任教員は、「領域に関する専門的事項」の専任教員数に含めることができる。 ○「複合領域」を担当する教員が、「保育内容の指導法に関する科目」や「領域に関する専門的事項」の科目も担当している場合においては、いずれかの専任教員とすることができる。
220	8/4	幼免において、保育内容総論の開設は必修か。また、保育内容総論を「新設」した場合、保育内容の指導法としての扱いでいいのか、それとも複合科目としての扱いになるのか。	③幼稚園の教職課程	教職課程認定上において「保育内容総論」の科目の開設は必須ではないが、取り扱う内容に応じて、「保育内容の指導法」あるいは「複合領域」のいずれの区分にも開設することが可能。
221	8/4	幼稚園の教職課程について「領域に関する専門的事項」を「改正施行規則附則第7項」で申請する場合、手引き34ページ ii) と iii) を提出すればよいのか。または、手引き34ページ iii) のみの提出となるのか。	③幼稚園の教職課程	幼稚園の教職課程において、 ○新規事項の「領域に関する専門的事項」を開設する場合は、手引きP33の i) の様式により申請を行う。 ○改正施行規則附則第7項による場合は、手引きP34の iii) の様式により申請を行う。 ○「保育内容の指導法」は手引きP34の ii) の様式により申請を行う。
222	8/4	「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」の記載例のように、必修科目を別途設け、そこに「各領域の特性や幼児の体験との関連を考慮した情報機器及び教材の活用法」の理解を目的とした内容を含めることで、コアカリキュラムを満たすことも可能なのか。	③幼稚園の教職課程	「保育内容の指導法」に開設する全ての必修科目及び選択必修科目において、コアカリキュラムに定める内容が含まれているか確認を行うので、各領域における内容を含む「情報機器及び教材の活用」の科目を「領域及び保育内容の指導法」の「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の区分に設置し、コアカリキュラムを満たすよう設定することも可能。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
223	8/28	幼稚園の教職課程のみを有している場合であっても、「領域に関する専門的事項」を現行の「教科に関する科目」で開設してもよいか。	③幼稚園の教職課程	改正施行規則附則第7項に規定する経過措置は「この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣に認定された課程」を対象としている。このため、幼稚園教諭の課程認定における改正施行規則附則第7項の取扱いは以下の通りとなる。（当該学科等への小学校教諭養成課程の設置有無により以下の取扱いに変更はない。） 【平成31年度より開始する教職課程（通常の課程認定及び再課程認定）】 経過措置により、通常の課程認定（幼稚園課程の新規設置及び改組による課程認定の受け直しを含む）、再課程認定いずれの場合も、改正施行規則附則第7項に基づく申請が可能。（旧「教科に関する科目」に加えて「領域に関する専門的事項」の科目を設置することも可能。） 【平成32年度以降に開始する教職課程（通常の課程認定）】 経過措置の適用外となるため、幼稚園課程の新規設置及び改組による課程認定の受け直しいずれの場合も、「領域に関する専門的事項」の科目を設置し申請を行う。（「大学が独自に設定する科目」の科目区分であれば、現「教科に関する科目」を幼稚園教諭の課程に設置することが可能。）
224	1/9	改正施行規則附則第7項による科目と領域に関する専門的事項の両方を担当する教員は両科目において専任教員となることが可能か。	③幼稚園の教職課程	改正免許法施行規則附則第7項による科目と領域に関する専門的事項を担当する教員を両方の専任教員として含めることを可能とする規定はないため、不可である。
225	1/9	「領域に関する専門的事項」と改正施行規則附則第7項の科目を両方開設する場合において、例えば改正施行規則附則第7項の科目により課程認定基準を満たし、領域に関する専門的事項は一部の科目しか開設していない場合であっても、幼稚園教諭の教職課程として認定を受けることができるか。	③幼稚園の教職課程	「領域に関する専門的事項」と改正施行規則附則第7項の科目のいずれかが課程認定基準を満たしていれば、他方は一部しか開設してなくても構わない。なお、改正規則附則第7項により認定を受けた場合は、領域に関する専門的事項を一部開設している場合であっても、事後調査の対象となるため留意いただきたい。
226	1/9	専修免許状の課程において、引き続き小学校の「教科に関する専門的事項」を幼稚園の「領域に関する専門的事項」の区分で共通開設することは可能か。	③幼稚園の教職課程	○改正規則附則第7項が適用される範囲及び期間内においては、可能である。 ○幼専免の「領域及び保育内容の指導法に関する科目」に小学校の教科に関する専門的事項を含めて認定を受けた場合においては、事後調査の対象となるため留意いただきたい。
227	7/10	「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を担当する教員の業績審査は、どのような内容か。	④特別支援教育	教員審査の考え方については、説明会資料を参照。
228	7/10	栄養教諭課程でも「特別支援教育」は単独で1科目として取り扱うことになるのか。それとも「教育心理学」等の科目に含むような扱いになるのか。	④特別支援教育	栄養教諭（養護教諭）免許状の課程においても、「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は単独で1単位分開設する必要がある。
229	7/10	教育の基礎的理解に関する科目の「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」と「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の両方の内容を含む科目を開設する場合に、「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を1単位以上修得していることを科目名称で明示する必要があるか。	④特別支援教育	「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は施行規則にて1単位以上の開設が必修となるため、他の事項と併せての開設はできない。
230	1/9	幼稚園教職課程において、「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は、保育士資格課程における「障害児保育」の障害児理解の内容と共通開設可能か。	④特別支援教育	○当該科目の内容及び担当教員の業績が「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」として適当であれば、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。 ○ただし、「障害児保育」という科目名称は「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」において含めるべき事項（「障害はないが特別的教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」）を含む名称に見えないため、科目名称変更の指摘がなされる可能性が高い。
231	7/10	「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目を単独で設定する場合、「介護等体験実習」とまとめて1単位で開設することは可能か。	④特別支援教育	○当該科目の内容及び担当教員の業績が「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」として適当であれば、介護等体験実習と併せて開設して差し支えない。 ○ただし、「介護等体験実習」という科目名称は「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」において含めるべき事項を含む名称に見えないため、科目名称変更の指摘がなされる可能性が高い。
232	7/10	「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を担当する教員の業績には、当該幼児等に関係する院内学級、社会福祉施設、地域の障害理解活動等の医療福祉分野を対象としたものも含めてよいか。	④特別支援教育	○教員審査の考え方については、説明会資料を参照。 ○医療福祉関係のみの業績では、「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」で必要とする内容と適合していないため、審査会において業績追加または教員変更（補充）の指摘がなされる可能性が高いため、留意していただきたい。
233	7/10	当該科目の「(3)障害はないが特別的教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」の授業内容は、授業全体のどれだけの比重を要するか。一時的な疾病、アレルギー、ジェンダー、宗教・文化による配慮等も対象になるか。	④特別支援教育	○教職課程コアカリキュラムにおける全ての一般目標及び到達目標を満たす限りにおいては、授業全体における各事項の割合は大学の裁量による。 ○「障害はないが特別的教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」の項目においては、特定の分野に偏らない限りにおいては、個々の分野の設定は大学の裁量による。
234	7/10	現行の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む）」に該当する科目として、改正後の「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の内容を含む1単位以上の科目を開設することは可能か。	④特別支援教育	○改正前の施行規則においては「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に該当する項目がない（「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と完全に一致しない）ため、「教職に関する科目」に開設はできない。 ○新法の施行前においては「教科又は教職に関する科目」への開設は可能。
235	7/10	「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、既に開講している類似科目をそのまま充てても構わないか。	④特別支援教育	教職課程コアカリキュラムにおける全ての到達目標及び一般目標を満たし、かつ、単独1単位以上の科目として開設する場合には、既存の科目を充てることは可能である。なお、その場合は免許状取得のための必修科目として位置づけることが必要。
236	7/10	「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、教職課程の認可を受けていない他学科（臨床心理学科）の科目を再課程認定後の科目とすることを検討しているが可能か。	④特別支援教育	教職課程認定を受けていない他学科等の科目をあてることができるのは、課程認定基準4-3（2）及び4-4（2）の場合のみであるためできない。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
237	7/10	「教育の基礎的理解に関する科目」の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目には、「特別支援教育に関する科目」にある「中心となる5領域」全てを含めた授業内容にする必要があるか。また、この科目を担当する教員にはどのような業績が求められるのか。	④特別支援教育	○少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容については含める必要がある。 ○教員業績の考え方については説明会資料を参照。
238	7/10	「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目には、教職課程コアカリキュラムに「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法」や「障害はないが特別的教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」に関する内容を含むことが示されているが、教員にはどのような業績が求められるのか。	④特別支援教育	教員業績の考え方については、説明会資料を参照。
239	7/21	「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に係る科目について、既存の特別支援学校教諭免許状の教職課程での開設科目を充当してよいか。	④特別支援教育	幼～高の教諭に求められるものと、特別支援学校教諭に求められるものとは違うので充当できない。幼～高の教諭に関しては、通常の学級に在籍する、特別の支援を必要とする幼児児童生徒に関する理解を念頭に置いている。
240	8/4	「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、教職課程コアカリキュラムに示す一般目標の(1)と(2)を満たす単独の科目(1単位)を開設した上で、既存科目(教育に関する社会的、制度的又は経営的事項)の一部で(3)を満たすように授業科目を開設することは可能か。	④特別支援教育	○「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、単独で1単位分の科目を開設することが必要であるため、他の事項と組み合わせることはできない。 ○一般目標の(1)(2)を満たす単独の科目(1単位)を開設したうえで、別途(3)を満たす科目を「指導法に関する科目等」の「教育の基礎的理解に関する科目」の区分に開設し、必修または選択必修科目として位置づけることは可能。 ○同一科目区分の1つの事項に他の事項の一部を含めた科目を設定することは可能であるが、1科目に複数の事項を含めた科目を開設した場合においては、各事項の体系生を確認することが難しくなり、また、各事項で扱う内容が相対的に薄くなってしまいうため、事項ごとに内容を整理する(あるいは、科目を別に設定する)よう過去の審査会において指摘されたことがあるため、科目の設定にあたっては留意いただきたい。
241	1/9	教職課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」と保育士養成課程における「障害児保育」は、内容が両方の課程の要件を満たす場合においては、講義・演習などの科目の形態を問わず共通開設が可能なのか。(保育士養成課程における障害児保育は「演習科目」として厚労省は位置付けているが、新しい科目が「講義科目」であっても共通開設は可能なのか。)	④特別支援教育	○教職課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は講義形式や演習形式などの開設形態を指定していないため、いずれの形式でも実施することができる。 ○保育士養成課程の科目として要件を満たしているか否かは、厚生労働省へ御確認いただきたい。 ○ただし、「障害児保育」という科目名称は「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」において含めるべき事項(「障害はないが特別的教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」)を含む名称に見えないため、科目名称変更の指摘がなされる可能性が高い。
242	8/28	「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、どのような科目名称とすることが適当か。	④特別支援教育	○平成27年度答申及び教職課程コアカリキュラムにおける同科目の趣旨を踏まえ、例えば以下のような名称が考えられる。 ・特別支援教育「○○」(「○○」には、総論、入門、概論、基礎などの概論・入門的な名称が考えられる。) ・特別な教育的ニーズの理解とその支援 ・特別なニーズ教育の基礎と方法 ○なお、当該科目は特定の障害について取り扱う事項ではないため、特定の障害名を付した名称(発達障害「○○」など)は審査会で指摘を受ける可能性があるため、留意いただきたい。 ○科目の名称の例示については、今後検討を行う予定。
243	7/10	「総合的な学習の時間の指導法」は必修なのか、他の科目で代替できるのか。	⑤総合的な学習の時間の指導法	「総合的な学習の時間の指導法」に係る科目は必修となる。他の科目での代替はできない。
244	7/10	「総合的な学習の時間の指導法」について、どこまで求められるのか。新設の必要があるか、特別活動の指導法に入れ込む等で可能か。	⑤総合的な学習の時間の指導法	「総合的な学習の時間の指導法」の設置方法は、単独科目の新設又は既存科目に事項を追加して対応のどちらでも可能である。
245	7/10	栄養教諭課程でも「総合的な学習の時間の指導法」は単独で1科目として取り扱うことなのか。それとも「道徳教育・特別活動論」等の科目に含むような扱いになるのか。	⑤総合的な学習の時間の指導法	「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」として位置づけられるため、単独での開設は必須とはならない。
246	7/10	「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の各科目に含めることが必要な事項の「総合的な学習の時間の指導法」は、他の各科目に含めることが必要な事項のいずれかと組み合わせることは可能か。	⑤総合的な学習の時間の指導法	少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、同一科目区分内において他の事項と組合せて開設することは可能である。
247	7/10	「総合的な学習の時間の指導法」と「特別活動の指導法」を合わせた内容で2単位科目として開設することは可能か。	⑤総合的な学習の時間の指導法	少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、同一科目区分内において他の事項(特別活動の指導法)と組合せて2単位科目として開設することは可能である。
248	7/10	再課程認定に関して、あらたに「総合的な学習の時間の指導法」と、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」に関する科目の時間を、別途独立して設ける必要があるということなのか。	⑤総合的な学習の時間の指導法	○「教育課程の意義及び編成の方法」を「教育の基礎的理解に関する科目」の区分に開設する場合には、科目区分を越えるため「総合的な学習の時間の指導法」とは独立して設ける必要がある。 ○ただし「教育課程の意義及び編成の方法」については「道徳、総合的な学習の時間の指導法等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の事項と併せて開設が可能となるため、「教育課程の意義及び編成の方法」と「総合的な学習の時間の指導法」の両方の事項を含む単独の科目を「道徳、総合的な学習の時間の指導法等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の区分に開設することは差し支えない。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
249	7/10	「総合的な学習の時間等の指導法」については、多くの大学において、既存の科目に対応する科目がなく、科目を新設する必要があると思うが、この際のシラバスの内容について、とくに注意する点があるか。	⑤総合的な学習の時間の指導法	少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容については含める必要がある。
250	7/10	「総合的な学習の時間の指導法」の担当教員にはどのような業績が求められるのか。	⑤総合的な学習の時間の指導法	教員審査の考え方については、説明会資料を参照。なお、総合的な学習の時間の指導法の教員業績の審査については特例措置があるため、留意していただきたい。
251	7/10	「総合的な学習の時間の指導法」の担当教員の業績について、当面、各教科の指導法についての業績があれば代替できるとあるが、認定を現在受けている教科であれば何でもよいのか。	⑤総合的な学習の時間の指導法	いずれの教科でも可能である。
252	7/10	小・中学校の総合的な学習の時間の実践を具体的に検討した業績（例えば、小・中学校の我が国の伝統的文化の学習の授業実践について検討した書籍など）があれば、高校用の「総合的な学習の時間の指導法」の業績として認められるか。	⑤総合的な学習の時間の指導法	学校種は問わないが、当該学校種又は隣接校種の業績が望ましい。
253	7/21	「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」含めても良いのか。含めて良い場合、「総合的な学習の時間の指導法」の授業時間数に指定はあるのか。	⑤総合的な学習の時間の指導法	○少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、同一科目区分内において他の事項（特別活動の指導法）と組合せて開設することは可能である。 ○教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、授業回数縛るものではない。
254	8/28	総合的な学習の時間の指導法の科目と特別活動の指導法を組み合わせた科目の場合、科目名称は簡略化した名称でも可能か。（例：総合的学習及び特別活動の指導法）	⑤総合的な学習の時間の指導法	大学の裁量により、略称にて設定することも可能であるが、「総合的学習」という名称は本来の「総合的な学習の時間」の趣旨から外れた内容となることも考えられるため、事項の趣旨を踏まえた名称とすることが望ましい。
255	8/28	「総合的な学習の時間の指導法」について、高校では「総合的な探究の時間」という名称が採用され、また、課題研究等の探究的な学習もさまざまな科目で実施されることを考えると、中等教育段階での教員志望者を対象とする本学のような大学では、「探究的な学習の指導法」という形で科目を設定することも考えられると思うが、そのような方針は妥当か。	⑤総合的な学習の時間の指導法	○コアカリキュラムの内容を踏まえた上で、学習指導要領の改正を踏まえた科目内容及び科目の名称を設定することは妥当である。 ○一方、「探究」のみが取り出された「探究的な学習の指導法」という名称は、「総合的な学習（探究）の時間」の趣旨（学習の対象が「横断的・総合的」であること、学習の過程が「探究的」であること）と科目の内容が一致しないことが考えられ、名称変更の指摘がなされる可能性があるため、留意いただきたい。（科目の名称の例示については、今後検討を行う予定。） ○なお、学習指導要領の改正により、小中学校は「総合的な学習の時間」、高校は「総合的な探究の時間」という名称となるが、教育課程上は同趣旨の領域であるため、高等学校の課程（及び、小中高で共通開設を行っている課程）についても、「総合的な学習の時間の指導法」という名称とすることは適切である。
256	7/10	学校ボランティアを、「学校体験活動」として単独で単位化する場合において、 ・科目設定をした上でシラバスが必要になると思うが、内容は「教育実習」のように事前事後指導といったものでよいのか。 ・教員の業績はどのようなものが必要となるのか。 ・ボランティアの必要年間時数はどのくらいか。 ・ボランティアは集中して行っても分散的に行ってもよいのか。 ・ボランティアにあたっての日誌等は必要か。	⑥学校体験活動	○学校ボランティア等の科目を教育実習の一部としての「学校体験活動」に位置づけることが可能な条件については、説明会資料及び教職課程認定審査の確認事項2（5）を参照。 ○必要な業績の考え方は、「教育実習」と同様である。 ○大学が認定する単位数に応じた時間数を設定する必要がある。 ○実施時期の指定はない。 ○実習日誌の提出は必須ではないが、大学が単位認定するにあたっての評価基準等を示す必要がある。（教育実習と同様。）
257	7/10	教育実習や学校体験活動は、免許種ごとに専任教員を置かなければならないのか。	⑥学校体験活動	○教育実習については、現行の基準より変更はない。 ○学校体験活動については、教育実習と同様の取扱いとなる。
258	7/10	「学校体験活動」は従来の説明通り、「1単位まで含むことができる」、つまり開設は必須ではないという認識で良いか。 科目を開設する場合は、対象となる学校種に決まりはあるか。 学習支援等の学校ボランティアは含んでよいのか。	⑥学校体験活動	○学校体験活動の開設は一律に義務化するのではなく、各大学の判断により教育課程に位置づけることが可能である。 ○対象となる学校種及び共通開設については教育実習と同様の取扱いとなる。 ○学校体験活動の内容については説明会資料及び教職課程認定審査の確認事項2（5）を参照。
259	7/10	「学校体験活動」を受講し単位認定を受けた学生は、「教育実習」の取得単位数、すなわち教育実習の時間数を少なくともしてもよいのか。	⑥学校体験活動	○教育実習の一部として実施する「学校体験活動」として認定を受けた科目と組合せて「教育実習」の必要単位数を構成する場合には、教育実習の必要単位数から学校体験活動の単位数を引いた単位数に変更することができる。 ○なお、学校種により、教育実習の一部として含めることができる単位数が異なるため、留意していただきたい。
260	7/10	「学校体験活動」を行う学校種と、取得しようとする免許状の学校種との関係はどうなるのか。 現行の「教育実習」のように、隣接する学校であってもよいのか。あるいは、校種は問わないのか。	⑥学校体験活動	施行規則及び課程認定基準で定めるとおり、現行の教育実習と同様の取扱いとする。
261	7/10	「学校体験活動」と同内容の授業科目を新設する予定であるが「大学の独自に設定する科目」の区分に設置することは可能か。その場合において、内容についての最低基準が設けられるのか。	⑥学校体験活動	○「学校体験活動」を「大学が独自に設定する科目」として設定することも可能。 ○「学校体験活動」を「大学が独自に設定する科目」として位置づける場合は、現行の「教科又は教職に関する科目」と同様に「教職に関する科目に準ずる科目」であれば開設は可能。 ○「学校体験活動」を教育実習の一部として位置づける場合は、様式第5号において「教育実習」と共にその実施内容や実施体制、実施時期などについて総合的に審査を行う。なお、教育実習の一部として実施する場合の学校体験活動の考え方については、説明会資料及び教職課程認定審査の確認事項2（5）を参照。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
262	7/10	「学校体験活動」の取り扱いについて ①「教育実習」と一体のものとして、単位認定しなければならないか。 ②「学校体験活動」を「大学が独自に設定する科目」に小・中免の選択科目として設置することは可能か。 ③②で設置した場合にも、実習計画書及び実習校の受入承諾書を提出する必要があるか。	⑥学校体験活動	①教育実習と分けて科目を開設する必要がある。（事前事後指導のように、教育実習の単位数の中に学校体験活動を含めることはできない。） ②可能である。 ③計画書及び実習校の受入承諾書の提出は必要ではない。
263	7/10	「学校体験活動」を導入した場合に、集中講義形式で実施・派遣は可能であるか。	⑥学校体験活動	可能である。
264	7/10	「学校体験活動」の具体的な認可基準は示されるのか。どのような場合に認められないのか。	⑥学校体験活動	学校インターンシップ（学校体験活動）を教育実習の一部として実施する場合の学校体験活動の考え方については、説明会資料及び教職課程認定審査の確認事項2（5）を参照。
265	7/10	過年度より「学校体験活動」に当たる科目を開設している。教育実習に関する科目に加える場合、承諾書の日付は過去のもので差し支えないか。また、様式第5号も作成する必要があるか。	⑥学校体験活動	○教育実習の科目の一部として既存の学校体験活動を移設する場合も受入承諾書は改めて取り直す必要がある。 ○学校体験活動の設置有無を問わず様式第5号は提出する必要がある。
266	7/10	「学校体験活動」を「教育実践に関する科目」ではなく、「大学が独自に設定する科目」として開講することは可能か。また、学校インターンシップを一部の選択肢として海外の学校で実施することは可能か。	⑥学校体験活動	○学校インターンシップを「大学が独自に設定する科目」として開設することは可能である。 ○施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、海外の学校でのインターンシップを「大学が独自に設定する科目」として開設することは可能である。
267	7/10	「教育実習」に含める形で「学校体験活動」を設置する場合、担当する者についてはどのような業績が必要とされるか。	⑥学校体験活動	○教育実習と同様に取り扱うものとする。 ○なお、平成30年度4月現在において教育実習を担当する教員が学校体験活動を担当する場合は、業績書等の提出を省略する。
268	7/21	他校種の「学校体験活動」の流用について 教育実習に組み入れた場合、同一教科の中高免許を取得する場合、中高でそれぞれの「学校体験活動」に参加しなければならないとの解釈でよいのか	⑥学校体験活動	学校体験活動は、現行の教育実習と同様の基準により共通開設が可能となる。
269	7/21	一つの学校で教育実習と「学校体験活動」を両方とも受け入れていただく場合、必要な学級数はどうなるか。また、承諾書は別々に必要になるのか。	⑥学校体験活動	○必要な学級数については、教育実習と学校体験活動で別に設定する必要はない。 ○承諾書はまとめて記載することができる。
270	7/21	「教育臨床実習」を「学校体験活動」に変更することについて、従来開設している学校体験活動に関する科目「教育臨床実習」（1単位）について、名称を変更しかつ教職コアカリキュラムとの関係から内容を一部追加する場合、「従来科目廃止、新規科目追加」とするのか「科目名称変更」で対応しているのか。また、「新規科目追加」として対応した場合のみ実習校承諾書の原本が必要になるという解釈でよいのか。	⑥学校体験活動	○「教育実践に関する科目」の区分に新たに科目を開設することとなるため、新設科目扱いとなる。 ○この場合、実習校の承諾書の提出が必要となる。
271	7/21	本学は母校実習を主軸としているため、「学校体験活動」を導入した場合、インターンシップ校と教育実習先が（自治体も含めて）一致しない場合が想定される。このように、学校インターンシップ先と教育実習先が連動しない場合も、「学校体験活動」を教育実習の単位に含めて問題ないのか。	⑥学校体験活動	○学校体験活動と教育実習の実習校については、一致させる必要はない。 ○なお、母校実習を前提とした教育実習を行うことは認められていないため、再課程認定申請までに点検していただきたい。（母校実習と教育実習に係る指摘事項については、以下のページを参照。） <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1383460.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1383460.htm</a>
272	7/21	「学校体験活動」を追加する場合、実習校からの受入承諾書は、自大学の附属学校においても必要なのか。	⑥学校体験活動	必要となる。
273	7/21	「教育実践に関する科目」について、今般の再課程認定において設定されている「学校体験活動」に関しては、必ず設定すべきなのか。そうではなく、今後将来的に設定を構想すべきなのか。	⑥学校体験活動	設置は必須とはならない。
274	7/21	「教育実践に関する科目」について、「学校体験活動」は、学校ボランティアとは異なると理解しているが、その設定に関わっては教育実習と同様の成績評価システム等の設定が必要なのか。	⑥学校体験活動	教育実習と同様の評価システムの設定までは求めないが、単位認定にあたっての評価基準等は示す必要がある。
275	1/9	栄養教育実習には学校体験活動に関する規定がないが、栄養教育実習の法定単位に新たに積み上げるのであれば、学校体験活動を設定することは可能か。	⑥学校体験活動	○栄養教育実習に「学校体験活動」を含めることができる規定を設けていないため、栄養教諭免許状においては、「教育実践に関する科目」の区分に「学校体験活動」を設定することはできない。 ○栄養教諭の課程においては「教育実践に関する科目」に準ずる科目を設定できる旨の規定がないため、大学が独自に設定する科目としても学校体験活動を設定することはできない。栄養教諭の課程において学校体験活動を履修させる場合は、免許状の授与要件の外で科目を設置することとなる。
276	8/4	「学校体験活動」を「大学が独自に設定する科目」として設定する場合に、様式5号の内容、例えば、実習校の概要等を、シラバス等に記載する必要があるか。	⑥学校体験活動	「大学が独自に設定する科目」に「学校体験活動」を開設する場合においては、様式第5号への記載は不要となる。（一方、シラバスの作成は必要となる。）
277	8/4	教育実習の一部として「学校体験活動」を追加する場合、「学校体験活動」以外の教育実習を行う実習校の受入承諾書の提出は必要か。	⑥学校体験活動	学校体験活動に係る実習園や実習校の承諾書のみで構わない。
278	8/4	「学校体験活動」を実施する場合、認定子ども園での体験活動も教職科目として認定可能か。	⑥学校体験活動	幼保連携型認定子ども園であれば可能である。
279	8/4	「学校体験活動」は、再課程認定後に義務化される予定か。	⑥学校体験活動	平成27年12月の中央教育審議会答申では「学校インターンシップについては、各学校種の教職課程の実情等を踏まえ、各教職課程で一律して義務化するのではなく、各大学の判断により教職課程に位置付けられることとする。」とされている。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
280	8/4	教育実習校について当該学校の承諾を得ていなければならないとあるが、30年度実習予定校で承諾を得ているもので構わないか。	⑥学校体験活動	○平成30年度から引き続き開設される教育実習については承諾書の提出は不要である。 ○平成31年度より教育実習の一部として「教育実践に関する科目」の区分に「学校体験活動」を開設する場合は、体験先の実習校の受入れ承諾書が必要となる。
281	1/9	学校体験活動(学校インターンシップ)について、既に相当する科目について「教科又は教職に関する科目」を教育学部では単位化、他学部では未単位化で実績を持っておりこれを科目名称変更して対応したいが、その場合必要となる受け入れ校の承諾書の合計クラス数は大学の入学定員を基準とするのか、教職課程履修者数(過去の実績)または学校インターンシップの参加者数(実績)を基準としてよいのか。	⑥学校体験活動	○教育実習と同様に、共通開設を行っている学部学科等の入学定員の合計数に応じて学級数を確保する必要がある。 ○ただし学校体験活動については認定基準11(1)の表は適用されないため、各「学校体験活動」の実態に応じて、入学定員に応じた適当な規模・教員組織を有する実習校を確保する必要がある。
282	8/4	手引きのP154(平成27年12月中央教育審議会答申(抜粋) 学校インターンシップの実施イメージ)を見ると、学校インターンシップは「教育実習よりも長期間を想定」とあるが、学校インターンシップを実習の「一部とする」場合、通常の実習期間と同様に、例えば2週間集中など短期的な取り組みは可能なのか。それとも通常の実習とのすみ分けを明確にして、長期的な継続参加にする必要があるのか。	⑥学校体験活動	学校インターンシップの実施イメージ(平成27年12月答申の抜粋)は「実施イメージ」であり、学校体験活動は教育実習よりも長期間に渡った実施を想定しているが、実施期間については制限はないため、大学及び実習校との調整により、短期集中型の実施としても差し支えない。
283	8/4	「学校体験活動」を教育実習に含める場合は中学の免許を取得する時は中学に、高校の時は高校に行くのか。また、実習校に行くのか、大学近隣の学校に行くのか。	⑥学校体験活動	○当該免許種の学校種に実習に行くことが望ましい。 ○当該免許種の学校種である以外には、学校体験活動を行うべき学校の要件は定められていない。 ○なお、学校体験活動は中学校と高等学校において共通開設することが可能である。
284	8/28	学校体験活動は体験とはいえ、設定する場合には事前・事後指導が必要と思うが、事前・事後指導の時間数を含めて1単位としてよいのか。その場合、体験活動そのものの時間は1単位分を下回ることでよいのか。	⑥学校体験活動	○「学校体験活動」の体験における事前事後の指導についても「学校体験活動」の単位認定に係る一部分であると考えられるため、可能である。 ○また、教育実習の事前事後指導(1単位)の中に学校体験活動の事前事後指導を含めても構わない。
285	7/10	「大学が独自に設定する科目」について、現行の「又は科目」のように、「教科及び教職に関する科目」で法定最低修得単位数を超えて履修した単位を、「独自科目」の単位として流用することができるのか。小学校課程の外国語の指導法や外国語の教科内容の科目を、幼稚園課程の「独自科目」に配置することは可能か。中学校課程の道徳教育の指導法を高校課程の「独自科目」に配置することは可能か。	⑦大学が独自に設定する科目	○「大学が独自に設定する科目」の考え方については、基本的には従前の「教科又は教職に関する科目」との考え方と同じだが、理科や数学の免許状における「理数探究」のような教科を横断した科目や、幼小連携などの学校種の連携に主眼を置いた科目の設定も可能である。 ○なお、対象学校種が小学校のみの科目は、幼稚園教諭養成課程の各科目に準ずる内容とは認められないため、「大学が独自に設定する科目」としても配置することはできない。 ○中学校の「道徳の理論及び指導法」を高等学校の「大学が独自に設定する科目」に配置することは可能。(現行の取扱いから変更はない)
286	7/10	「大学が独自に設定する科目」の単位数は大きくくり化された各科目に該当するものであればよいのか。く「教科又は教職に関する科目」の単位数の計算と同様に最低単位数を超えている単位数の合計も含まれるのか。	⑦大学が独自に設定する科目	御質問のとおり。
287	7/10	「大学が独自に設定する科目」は、開設しないこととしても差し支えないか。その場合、現行法における「教科又は教職に関する科目」の取り扱い同様、他の科目区分の最低修得単位数を超えた単位数をもって充足させることができると解してよいのか。	⑦大学が独自に設定する科目	○開設しないこととしても差し支えない。 ○改正前の「教科又は教職に関する科目」と同様の取扱いと解してよい。
288	7/10	「大学が独自に設定する科目」は必要単位数分の開設で事実上の資格必修科目として提供することが望ましいか。あるいは、学生の自由選択幅を持たせて提供することが望まれるのか。	⑦大学が独自に設定する科目	大学の裁量により、設定することが可能である。
289	7/10	現在、本学養護教諭課程では、「養護に関する科目」及び「教職に関する科目」の必修合計を78単位とし、「養護又は教職に関する科目」については設定していない。「教科及び教職に関する科目」で、「大学が独自に設定する科目」の必修単位数分を含む必修科目を設定した場合、「大学が独自に設定する科目」を配置しないことも可能か。	⑦大学が独自に設定する科目	可能である。
290	7/10	「大学が独自に設定する科目」の授業科目は大学全体で各課程共通に開設するのか。それとも各課程ごとに設置するのか。	⑦大学が独自に設定する科目	それぞれの課程における各科目区分に準ずる科目内容となっている場合においては、大学で共通に開設することができる。
291	7/10	「大学が独自に設定する科目」はいわゆる教養科目(基礎科目)を含めることは可能か。	⑦大学が独自に設定する科目	施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。
292	7/10	養護教諭の課程において、大学が独自に設定する科目として、例えば保健科指導法のような科目の設定は可能か。	⑦大学が独自に設定する科目	「養護に関する科目」に準ずる科目内容であれば、可能である。
293	7/10	「大学が独自に設定する科目」の中に、選択科目扱いで、建学の精神と学校教育との関わりを学修する内容の科目、もしくは学部の教育理念を反映させる科目を置くことを構想しているが、問題はないか。	⑦大学が独自に設定する科目	施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。
294	8/4	「大学が独自に設定する科目」は、その設定にあたって制限もしくは条件はあるのか。学部必修科目を入れることも可能なのか。また、その科目の担当者に求められる業績に制限もしくは条件はあるのか。	⑦大学が独自に設定する科目	○科目の設定は、施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。大学の卒業要件上の科目を充てることも可能。 ○教員業績の考え方については、説明会資料の資料3を参照のこと。
295	7/10	「大学が独自に設定する科目」は「教科又は教職に関する科目」からの名称変更ということなので、新規科目を導入しない限りは、大学が独自に設定する科目についてのシラバスも教員審査もなしという考え方で良いのか。	⑦大学が独自に設定する科目	○教員の変更がない科目については、御質問のとおり。 ○教員の変更があった場合は、シラバス及び業績書等の提出が必要となる。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
296	7/10	①「大学が独自に設定する科目」について、大きくくり化のイメージでは中一種免で4単位、高一種免で12単位修得することとなっているが、この区分での最低修得単位数であり、最低開講科目数ではないという解釈でよいか。 ②中一種免の課程における「道徳の理論及び指導法」について、高一種免の課程でも単位数を算入させる場合、「大学が独自に設定する科目」として申請する必要があるか。 ③教員養成を行う上で重要となる教養系の授業科目を配置することは可能か。(例、「ICT教育」、学校インターンシップ)、「科学者・技術者の倫理」「科学文化概論」等)	⑦大学が独自に設定する科目	①御質問のとおり。 ②申請することが必要となる。 ③施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、設定は可能である。
297	7/10	大学院の専修免許状の課程に関する科目は、「大学が独自に設定する科目」として開設することになるが、「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目」等に相当する内容の科目においては、一種免、二種免と同様に「アクティブ・ラーニングの視点」を取り入れた授業内容を必ず実施する必要があるか。	⑦大学が独自に設定する科目	必ず含める必要はない。なお、平成27年度答申の趣旨を踏まえ、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れた授業の積極的な実施が期待される。
298	7/21	専修免許状の課程における授業開設方法について ○ 教職課程認定基準5（手引きP81～）において、専修免許状の課程認定を受ける場合は、授業科目開設に当たっての施行規則に規定する事項による制限は規定されていない。 ○ 一方で、手引きP45には、施行規則第二条第1項表に規定する科目区分ごとに授業科目を開設しなければならないような記載となっている。 ○ これらについて、施行規則第二条第1項表に規定する科目区分ごとに授業科目を開設しなければならないのか、又は、複数事項にまたがった授業科目の開設が可能なのか。	⑦大学が独自に設定する科目	○ 専修免許状取得における「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法については、施行規則第二条第1項表備考第十四号に規定している。 ○ 「大学が独自に設定する科目」については、現行の「教科又は教職に関する科目」の考え方から変更となっていないため、「教科及び教科の指導法に関する科目」などの各区分において一定程度の科目の開設及び履修を必要としない。（従前通り「教科に関する専門的事項」で24単位の科目を開設することも可能。） ○ 「教科及び教科の指導法に関する科目」など、科目区分の範囲内においては複数事項にまたがった科目を開設することが可能。
299	7/21	専修免許課程の科目を「大学が独自に設定する科目」として開設する場合は新しい区分に再配置する必要があるようだが、明確に区分しづらい科目についてはどのように扱えばよいか。	⑦大学が独自に設定する科目	専修免許科目については、現行法下においても教科に関する科目が教職に関する科目のいずれかの事項に基づいた科目設定となっていることから、再課程認定申請においても大学の判断により、最も近い区分に配置したうえで申請を行う。
300	7/21	社会福祉など、保育士養成課程の専門科目を教職科目として位置付けることは可能か。	⑦大学が独自に設定する科目	施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。
301	8/4	大学が独自に設定する科目に特別支援学校教諭免許状の課程の科目を配置してよいか。	⑦大学が独自に設定する科目	施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。
302	7/21	大学が独自に設定する科目について、大学レベルの授業が求められる、と聞いているが、大学レベルとはどういった内容を想定しているのか。	⑦大学が独自に設定する科目	「大学が独自に設定する科目」に限らず、教員免許状の所要資格を得させるために必要な単位については、大学などの当該機関等における学科等の教育上の目的を達成するために必要な教育課程上の授業科目を修得し認定された単位である必要がある。
303	7/21	大学が独自に設定する科目のうち、従来からの科目を名称変更する場合は新規開設には該当せず、したがって教員の業績書等の提出は不要という理解でよいか。	⑦大学が独自に設定する科目	担当教員を変更しない場合においては、御質問のとおり。
304	7/21	大学が独自に設定する科目に、学校体験活動に相当する科目をあてる場合、免許校種と体験活動を行う学校種の組み合わせに制約はあるか。あるいは、教育上意義があると大学で判断すれば、高校での体験活動を小学校免許の大学が独自に設定する科目の単位にあてても支障はないか。	⑦大学が独自に設定する科目	施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。
305	7/21	大学が独自に設定する科目の共通開設可能な範囲はどのような取り扱いになるのか。	⑦大学が独自に設定する科目	現行の「教科又は教職に関する科目」と同様の考え方による。
306	7/21	「大学が独自に設定する科目」について、免許の学校種によって増減があるが、すべての学校種に共通する科目を設定することも可能であると考えがそれでよいか。また、設定単位数の多い学校種では、それぞれの学校種に応じた設定を考えればよいか。	⑦大学が独自に設定する科目	それぞれの課程における各科目区分に準ずる科目内容となっている場合においては、大学で共通に開設することができる。
307	7/21	現在、「教職に関する科目」の選択科目として課程認定を受けている科目を、「大学独自に設定する科目」の区分に変更することを検討している。シラバス、担当教員の変更は予定していない。 この場合、科目の新規開設とみなされるのか。	⑦大学が独自に設定する科目	開設区分が変更されるため、科目の新規開設とみなされる。
308	7/21	大学が独自に設定する科目を開設する場合、1単位分の授業科目のみを開設することも可能との解釈でよいか。	⑦大学が独自に設定する科目	可能である。
309	7/21	手引きP45の③には記載すべき科目区分について指定されているが、その科目区分の一つである「教科及び教科の指導法に関する科目」には、認定基準5にあるとおり、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を記載すればよく、「各教科の指導法」や「教育の基礎的理解に関する科目」などが含まれていなくてもよいか。	⑦大学が独自に設定する科目	御質問のとおり、「教科に関する専門的事項」のみの開設でも可能である。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
310	7/21	「大学が独自に設定する科目」について、「他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計」が免許状取得に必要な最低修得単位数を上回っている場合において、様式第2号の「授業科目」は空欄として「履修方法等」の欄は手引きP43の記載例を参考に記入すればよいか。	⑦大学が独自に設定する科目	御質問のとおり。なお、「大学が独自に設定する科目」を開設しない場合も、手引きP43のix)の様式の提出は必要となる。
311	8/4	学校インターンシップを「大学が独自に設定する科目」として設定する場合でも、平成30年4月に教育実習を担当する教員が当該科目を担当する場合、業績書等の提出は省略されるという理解でよいか。	⑦大学が独自に設定する科目	平成30年4月において「教育実習」を担当する教員が「学校体験活動」に関する業績書等の提出が省略されるのは、教育実習の一部として開設する「学校体験活動」のみとなるため、平成31年度より新たな教員が新たに「大学が独自に設定する科目」に学校インターンシップを設置するのであれば、業績書等の提出は必要となる。(平成30年4月から「又は」科目として開設されていた学校インターンシップを「大学が独自に設定する科目」として引き続き科目を開設し、同じ教員が担当する場合は提出は不要)
312	8/4	現行の「教科に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」として開設する場合は、区分変更(必要な事項の変更)となるため新設科目として扱われるのか。その場合、新設科目となるため同一教員が引き続き担当する場合でもシラバス、業績書等の提出は必要となるのか。	⑦大学が独自に設定する科目	御質問のとおり、事項が変更となるためシラバスや業績書等の提出対象となる。
313	8/4	「大学独自科目」欄に科目を設定しなくてよい条件とは何か。	⑦大学が独自に設定する科目	「養護に関する科目」、「領域及び保育内容の指導法」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」、「教育実践に関する科目」の各科目区分において必要最低修得単位数を超えて修得する単位数が、「大学が独自に設定する科目」区分において修得を要する単位数より上回っている場合となる。(現行の「教科又は教職に関する科目」と同様の考え方となる)
314	8/4	専修免許状課程の「大学が独自に設定する科目」についても、一種・二種免許状課程と同様に、平成30年4月と平成31年4月で同一の教員が同一の事項を含む授業科目を担当する場合を除いて、シラバス及び業績書等の提出が必要になるとの理解でよいか。	⑦大学が独自に設定する科目	御質問のとおり。専修免許状課程においては、申請時に「教科に関する科目」か「教職に関する科目」の区分のみを記載しているが、その科目内容は免許法施行規則に定めるいずれかの事項に即して構成されているので、同一の事項を同一の教員が引き続き担当する場合においては新設科目であってもシラバスや業績書は提出不要となる。
315	8/4	幼稚園の課程において、「領域に関する専門的事項」に科目を新設し、改正前の「教科に関する科目」の一部は「大学が独自に設定する科目」に移行することを検討している。「大学が独自に設定する科目」に移行する教科目の担当教員は同一で、教科目名称のみの変更であるが、業績書、シラバス共に必要、との解釈でよろしいか。	⑦大学が独自に設定する科目	御質問のとおり、事項の変更となるためシラバスや業績書等の提出対象となる。
316	7/10	大きくくり化された「教科及び教科の指導法に関する科目」において、教科内容と教科の指導法に係る単位数に最低基準は設けられるのか。また、融合科目にした場合、教科内容と教科の指導法に係る単位数の計算はどのようにすればよいか。	⑧複合科目	○教科に関する専門的事項と各教科の指導法に係る必要最低修得単位数については、改正免許法施行規則第二条第1項表及び備考などに規定している。 ○施行規則に定める、教科に関する専門的事項と各教科の指導法の最低修得単位数を満たした上で、「複合科目」区分の単位数を「教科及び教科の指導法に関する科目」の総修得単位数に含める事ができる。 ○ただし「教科に関する専門的事項」は課程認定基準により最低開設単位数が定められているため留意していただきたい。
317	7/10	教科及び教科の指導法に関する科目区分において、架橋科目をどの程度想定しているのか。	⑧複合科目	具体的な設置数の明示はない。なお、平成27年度答申の趣旨を踏まえ、今後架橋科目(複合科目)の積極的な開設が期待される。
318	7/10	「各教科の指導法」については、新課程において「各教科の指導法」と「教科に関する専門的事項」を融合した科目が新設できることとされ、今回、「融合科目」を新設した場合に審査対象となる説明がなされた。この「融合科目」は新設しなければならないのか。	⑧複合科目	科目の新設は必須ではない。なお、平成27年度答申の趣旨を踏まえ、今後架橋科目(複合科目)の積極的な開設が期待される。
319	7/10	教科及び教科の指導法に関する科目で、教科に関する専門的事項の「外国語」と各教科の指導法の「外国語の指導法」の2つを融合した科目を新設してよいか。その場合、他の9教科においては融合した科目を設置していなくても問題はないか。	⑧複合科目	○「複合科目」の区分に設置できる。なお、「各教科の指導法(外国語)」と「教科に関する専門的事項(外国語)」単独の科目もそれぞれ開設する必要がある。 ○国語や算数などの他の教科が「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」として分かれて開設されている(複合科目を開設していない)場合であっても、「外国語」のみ複合科目を開設することは可能である。
320	7/10	複合科目において、教科専門と各教科の指導法など複数の事項を取り扱った科目を開設する際には、両方の業績を有していることが必須となるのか。	⑧複合科目	教員審査の考え方については、説明会資料を参照。
321	7/21	一般的包括的内容を含む科目を「複合科目」に設定することができるか。	⑧複合科目	できない。一般的包括的内容を含む科目は、「複合科目」とは別に開設する必要がある。
322	7/21	中高課程の新旧対照表における「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」についても、各学科の専門科目を充てなければならないのか。	⑧複合科目	○原則としては当該学科等の開設科目である必要があるが、「複合科目」は「各教科の指導法」と同様に共通開設が可能である。 ○共通開設を行う場合においては、共通開設を行ういずれかの学科等で開設していればよい。
323	7/21	複合科目は、単位数としては、どちらの一部として数えることになるのか。「領域に関する専門的事項・教科に関する専門的事項」に含める、「保育内容の指導法・各教科の指導法」に含める、どちらに含めてもよい、のどれになるのか。例えば中学校の特定教科の指導法が一種免については8単位必要とされているが、その8単位の中に複合科目を含めていいのかわかるか。	⑧複合科目	○「教科及び教科の指導法に関する科目」(領域及び保育内容の指導法に関する科目)の合計単位数に含めることができる。 ○余剰単位については、「大学が独自に設定する科目」の単位数に含めることができる。 ○「教科に関する専門的事項」や「各教科の指導法」における最低開設単位数や最低修得単位数に含めることはできない。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
324	8/4	「複合科目」を担当する専任教員は「教科に関する専門的事項」の専任教員に含めることができる。例えば、中一種免（社会）の「複合科目」を5学科で共通開設する場合、一人の教員を5学科すべての中一種免（社会）の「教科に関する専門的事項」の専任教員に含めることができると理解して問題ないか。	⑧複合科目	課程認定基準4-8及び4-9に定めるとおり、それぞれの課程において専任教員とすることができる。ただし、課程認定基準4-3及び4-4に定めるとおり、必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とする必要がある。
325	7/10	複数の授業科目を担当する教員の研究業績等の記載は「概要」欄の特に関係する記述の箇所の下線を変えればよいのか。	⑨教員審査	現行の取扱いより変更はない。（2回目以降に記載する業績は「再掲のため、略」と記載可能）
326	7/10	授業科目に類する研究紀要あるいは音楽や美術関係でのコンクール発表等では、科目の業績にはならないのか。	⑨教員審査	○演奏会や展示会のみでは本人の活字業績とみなすことができないため、「担当授業科目に関する研究業績等」に記載はできない。 ○「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能。
327	7/10	当該科目の授業テキストの作成によって業績を満たしたいと考えているが、15コマ分の授業で10ページくらいの分量でも審査を通過することが可能か。	⑨教員審査	○業績審査に係る執筆の分量については、当該業績の概要や「教育上の能力に関する事項」「職務上の実績に関する事項」も含めて総合的に審査を行うため、一概に示すことはできない。 ○ただし、活字の総執筆分量が一桁ページの場合は、業績追加の指摘がなされる可能性が非常に高いため、留意していただきたい。 ○また、業績として記載する「授業テキスト」が、公刊済みの活字業績に該当しない場合は、「担当授業科目に関する研究業績等」に記載できないため、留意していただきたい。（研究業績に関する考え方は手引きP60～62を参照）
328	7/10	音楽担当の教員は、楽譜などとは別に論文の業績が必要なのかな。作曲した業績は認められないのか。	⑨教員審査	○作曲のみでは本人の活字業績とみなすことができないため、「担当授業科目に関する研究業績等」には記載できない。 ○「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能。
329	7/10	今回の再課程認定で不適格と判断された場合、ただちに担当教員から外れる必要があるのか。	⑨教員審査	○審査会における教員審査において、「業績追加」「教員変更」「教員補充（複数またはオムニバスにて対応）」の指摘がなされる場合がある。 ○指摘対応後の再審査においてなお、当該科目の担当が難しいと判断された場合においては、当該科目を教職課程から外していただく可能性もある。（審査は2回目までのため、再度の変更は認められない。）
330	7/10	担当教員の活字業績の審査対象期間について、どのように指定されているのか。	⑨教員審査	通常の課程認定申請と同様に、過去10年以内の活字業績が「担当授業科目に関する研究業績等」への記載対象となる。（ただし、「総合的な学習の時間の指導法」に限っては当該期間の業績がない場合においては10年以上前の業績を記載することが可能。）
331	7/10	担当教員の業績については、科目毎の活字業績を要するのか。（例：1つの論文に、2科目以上の「各科目に定める必要事項」を含む場合、活字業績として認められるか否か。）	⑨教員審査	○「担当授業科目に関する研究業績等」は、担当授業科目ごとに記載する必要がある。 ○複数の担当授業科目において同一の業績を記載する際は、2回目以降は業績の概要を（再掲のため、略）と記載することができる。
332	7/10	「直近10年以内の教員審査において単独で担当することを可とされており、かつ今回申請する担当授業科目と科目区分及び授業内容が同一である場合には、その審査結果を尊重する」とあるが、今回も直近10年以内の教員審査を尊重するのか。	⑨教員審査	取扱いに変更はない。
333	7/10	教職課程の授業を担当する教員について、執筆した論文数等の採用基準は設けられるのか。	⑨教員審査	論文数や執筆ページ数についての定量的な基準は設けられていない。
334	7/10	教員業績書について、「直近10年の業績」を記載すると言われているが、業績は10年以内に1つあればよいのか。それとも複数必要か。複数必要であるならば、いくつ必要か。	⑨教員審査	○教員業績の審査にあたっては、「担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要」であり、論文の本数を求めるものではない。（「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」参照）
335	7/10	教員業績において、一つの論文と一冊の書籍のカウント上の違いはあるのか。	⑨教員審査	○教員業績の審査にあたっては、「担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要」であり、論文の本数を求めるものではない。（「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」参照）
336	7/10	カック書き等で各科目に含めることが必要な事項が追加された科目を担当する教員の業績審査は行われるか。（「チーム学校」など）	⑨教員審査	教員審査の考え方については、説明会資料を参照。
337	7/10	教科の指導法について、当該教科の指導法に関する教育研究業績を有する教員と、情報機器及び教材の活用に関する教育研究業績を有する教員が合同で担当することは可能か。	⑨教員審査	可能である。
338	7/10	担当教員の年齢に制限（定年までの期間）はあるか。	⑨教員審査	課程認定上において教員の年齢制限はないため、大学教員として採用及び授業の担当が可能であれば可能である。
339	7/10	「教科及び教科の指導法に関する科目」等、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れることになる科目においては、科目担当教員に必ず過去10年以内のアクティブ・ラーニングに関する公刊された活字業績が必要か。	⑨教員審査	アクティブ・ラーニングについての個別の業績は必須とはならない。
340	7/10	各科目担当責任者となる教員（専任・非常勤講師）の認定条件とは何か。具体的には、全15回の講義中（授業回数）の何割を担当することができる者を指すのか、お示しいただきたい。	⑨教員審査	教員審査において、専任・兼任・兼任教員の別により異なる基準による審査を行うことはない。
341	7/21	最近学会によっては紙媒体の論文集を廃止し、WEB上での論文集のみの場合があるが、「活字業績」として扱ってよいのか。	⑨教員審査	○活字化し公刊されている場合においては、紙媒体で発行されていない状態でも差し支えない。 ○その場合においては、当該業績の執筆ページ数はA4用紙に換算の上記載する。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
342	7/21	総合的な判断とは、活字刊行業績がなくとも、学校現場での経験や実績で顕著な業績があれば総合的に科目を担当できるという判断がなされることありうという解釈で良いか。	⑨教員審査	職務上の実績を有している場合であっても活字の業績が一切ない場合は、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であると認められない。
343	7/21	「直近10年以内の教員審査における審査結果を尊重する」とあるが、この「教員審査」には、変更届の内容も含まれるのか。	⑨教員審査	「審査結果」なので、変更届による変更は含まれない。
344	7/21	「直近10年以内(平成20年度～平成29年度)の教員審査における審査結果を尊重する」とあるが、平成19年度に課程認定申請を行い、平成20年度より当該学科にて教免課程を開始した場合は直近10年以内に該当するののか。	⑨教員審査	平成19年度審査は含まれない。
345	7/21	「担当授業科目に関する研究業績等」は実技科目(音楽)と関連がある場合、以下の3つの例は(その他)に該当するののか。 ①作曲をした作品(楽譜に残る)、②他人のリサイクルプログラムに書いた解説、③他人のCDの曲目に書いた解説。	⑨教員審査	「担当授業科目に関する研究業績等」は活字の業績を記載する欄となるため、 ①は記載できない。(「教育上の能力に関する事項」あるいは「職務上の能力に関する事項」に記載) ②、③は記載可能だが、当該解説書に本人の氏名が明記されている必要がある。
346	7/21	今般の学習指導要領改訂でアクティブ・ラーニングが追加されたかと思うが、教科の指導法の担当教員にはアクティブ・ラーニングに関する研究業績が必要か。	⑨教員審査	アクティブ・ラーニングは授業改善の「視点」であり、免許法施行規則に明示された事項ではないので、必ず当該業績を求めるものではない。なお、授業科目の中でアクティブ・ラーニングについて扱う内容があるのであれば、当該内容を教授できる業績が求められることとなるが、その場合でも、それに特化した業績でなければならないというわけではない。(説明会資料2 再課程認定申請について p.7のとおり)
347	7/21	教職課程再課程認定の教員審査に関して、「以下に該当する場合には、直近10年以内の教員審査における審査結果を尊重する」とあるが、この意味は「以下に該当する場合は、直近10年以内の教員審査にける審査を通過している教員については、再課程認定の審査は行わない」と同義であると理解してよいか。	⑨教員審査	○同義ではない。 ○「過去の審査結果を尊重」するが、教員審査は実施する。
348	7/21	教職課程再課程認定の教員審査に関して、「以下に該当する場合には、直近10年以内の教員審査における審査結果を尊重する」とある。また、教員研究業績書においては「過去10年以内の担当授業科目に関連する事項のみを記載すること。」とある。直近10年以内の教員審査を通過した教員については、今回の再課程認定審査時点での過去10年以内の関連業績の有無については不問であると理解してよいか。	⑨教員審査	○不問とはならない。 ○「過去の審査結果を尊重」するが、教員審査は実施する。
349	7/21	過去の課程認定審査においては、直近10年以内に審査を受けている場合は教員審査自体が省略されていたが、今回の再課程認定においてはどのような扱いとなるのか。 また、「直近10年以内の審査結果を尊重する」とあるが、審査自体が省略される(業績書を提出する必要がない)という理解でよいか。	⑨教員審査	○現行の課程認定審査の取扱いと同様、直近10年以内に審査を受けている教員であっても業績書等の提出対象となる場合においては、業績書等の提出は必要である。(過去に審査を受けていることの有無により、書類の省略の要否が変わることはない。) ○また、直近10年以内に審査を受けた教員において「過去の審査結果を尊重」するが、教員審査は実施する。
350	7/21	「実務家教員」の定義は何か。 実務の経験のある教員(専任・兼任・兼任等)についても、再認定申請時点において研究業績において活字業績は必須であるか。 例えば、音楽の実技を担当する教員は、音楽公演等の音楽的な業績や音楽教室講師としての教育経験等があればよいか。 また、幼稚園を定年退職した者を教員として採用する場合、幼稚園園長としての教育・実務経験があればよいか。	⑨教員審査	○教員審査の考え方については、説明会資料の資料2を参照。 ○実務の経験のある教員(専任・兼任・兼任等)についても、再認定申請時点において研究業績で活字業績は必須である。 ○演奏会や発表会、展示会などの業績では、活字化された業績が確認できないため、実務の経験のみを有していても活字業績が一切ない場合において審査「可」となることはない。
351	7/21	「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)」担当教員の業績について、臨床心理士の有資格者であることが該当する可能性があるとの説明がなされたが、上記資格は該当するののか。	⑨教員審査	○教員審査の考え方については、説明会資料の資料2を参照。 ○有資格者であることのみをもって、教員審査「可」となることはないため、留意していただきたい。
352	7/21	「各科目に含めることが必要な事項」において、法改正により追加となった内容(カッコ書きで「～を含む。」と記載のある内容)について、シラバスへの記載は必要であるが必ずしも直接関連のある教員業績が必要ではないとの発言があったが、上記のとおり理解で正しいのか。	⑨教員審査	教員審査の考え方については、説明会資料の資料2を参照。
353	7/21	「教職課程コアカリキュラム」のうち「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解」について、到達目標には、発達障害をはじめ、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等、多様で広範囲の障害種が記載されているが、担当する教員の教育研究業績についても、これらの障害種別に全て対応した業績が求められるのか。	⑨教員審査	教員審査の考え方については、説明会資料の資料2を参照。
354	7/21	「総合的な学習の時間の指導法」は共通開設が可能と課程認定基準に定められているが、学校種をまたいで共通開設している「総合的な学習の時間の指導法」を担当する教員はすべての学校種に応じた業績が必要となるのか。	⑨教員審査	当該科目の担当が可能な範囲においては、必ずしも全ての学校種に対応した業績は要しない。
355	7/21	小学校の生活科の「教科に関する専門的事項」と「教科の指導法」のそれぞれの授業科目において、複数教員が担当するオムニバス形式で開設することは可能か。また、担当する教員にはどのような業績が求められるのか。	⑨教員審査	○オムニバス形式で科目を開設し複数教員が担当することは可能。 ○担当部分に係る業績を有しているか確認を行う。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
356	7/21	教員審査の方法 研究業績の審査基準の詳細について、ポスター発表、口頭発表で概要が冊子になっている場合でも全く評価対象ではないのか。また、実習科目の場合、作品発表は評価対象ではないのか。	⑨教員審査	○「担当授業科目に関する研究業績等」については、当該教員の活字業績を記載する欄となるため、「口頭発表の概要」は本人が執筆した業績とはみなせないため、記載はできない。 ○活字化されていない業績については、「教育上の能力に関する事項」や「職務上の能力に関する事項」に記載することが可能。 ○教員業績の考え方については、説明会資料の資料3を参照。
357	10/27	授業で使用する自作のテキストをシラバスに添付し公開しているが、公刊物として認められるか。	⑨教員審査	広く一般的に閲覧が可能な状態でWEB上に公開しているのであれば、自作テキストでも公刊物としてみなされる。この場合、「担当授業科目に関する研究業績等」の（その他）の区分に記載は可能である。ただし、過去の審査結果を踏まえると、当該業績のみをもって担当「可」の判定となることは難しいため、留意いただきたい。
358	7/21	授業科目に類する学内研究紀要への論文掲載は活字業績とみなして良いと判断して良いか。	⑨教員審査	みなしてよい。
359	7/21	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解の教員について、この授業科目の開設にあたって、（3）障害はないが、特別的教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援の部分について、発達障害や知的障害等を中心とした業績のある教員が担当することは可能であるか。	⑨教員審査	教員審査の考え方については、説明会資料の資料2を参照。
360	7/21	演奏会、展示会、作曲等について、音楽や芸術の担当教員については、活字業績でない実績を実務家教員と同様「職務上の実績に関する事項」に記載してよいか。また、演奏会、展示会等におけるプログラム（や、プログラム内に記載されている解説等）は、大学が活字業績にふさわしいと判断すれば、研究業績等の「その他」に記載してよいか。	⑨教員審査	○活字化されていない業績については、「教育上の能力に関する事項」や「職務上の能力に関する事項」に記載することができる。 ○CDの解説書や、演奏会のパンフレットにおいて活字化された解説文を記載している場合においては、「担当授業科目における研究業績等」に記載することは可能。
361	8/4	業績不足が懸念される場合において、諮問前に業績を追加することは可能か。	⑨教員審査	申請書提出後に公開された業績を追加することはできない。
362	8/4	平成30年度開設の申請までは「教育上の能力に関する事項」欄と「担当授業科目に関する研究業績等」欄ともに過去10年以内の業績を記載する必要があったが、この度の再課程認定申請では「教育上の能力に関する事項」欄は10年以上前の事項の記載も可能との理解でよいのか。	⑨教員審査	御質問のとおり。ただし「担当授業科目に関する研究業績等」については従前通り10年以内の業績に限られる。
363	8/4	【教員の資格について】課程認定における教員の学位について基準を設けるのか。学位取得者の比率などを規定する予定はあるのか。	⑨教員審査	課程認定審査においては、学位に関する要件を定めていない。
364	8/4	【「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」を1科目として開講する際の教員資格審査について】この場合の業績審査において、単独で道徳の指導を行っている教員は、例えば小中学校の教員養成課程における科目「道徳の理論と指導法」と、養護教諭・栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の道徳に関する領域の業績は、重複すると思われる。このような場合は、同一業績を用いることは不資格か。	⑨教員審査	「道徳の理論及び指導法」と養護教諭や栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の道徳部分については共通の業績を記載することができる。
365	8/4	学会及び研究会等の発表にともなう発表論文集や発表要旨集などで1論文あたり5ページに満たない業績も「活字業績」として扱ってもよいか。	⑨教員審査	1論文の執筆ページ数により「活字業績」に記載することを制限することはない。
366	8/4	変更届による変更は、教員の「審査結果」に含まれないとされているが、新たに採用となった教員を課程に追加する際に提出した、履歴書及び教育研究業績書についても「審査結果」には含まれないということか。	⑨教員審査	含まれない。
367	8/4	「直近10年以内の教員審査における審査結果」は変更届による変更を含まないとのことだが、新採用教員を変更の中身として届出していたのは「教員審査」されたものと解してよいのか。	⑨教員審査	審査会による審査を経ていないため、「教員審査」とは解されない。
368	8/4	履歴書の「職歴」、教育研究業績書の「職務上の実績に関する事項」は当該免許学校種に基づくものが必要か。	⑨教員審査	○履歴書の職歴欄は、通常、履歴書を作成する際に記載する内容で差し支えない。（過去の課程認定の状況の記載方法については手引きP56～57を参照） ○「職務上の実績に関する事項」については担当授業科目と関連のある内容を記載する。記載する学校種は限定されないが、当該免許学校種に基づいている方が望ましい。
369	8/4	【幼稚園】「教育の方法及び技術（情報機器・教材活用含む）」の授業科目を担当する教員には幼稚園に特化した業績が必要か。	⑨教員審査	○幼稚園、または隣接校種の業績が望ましい。 ○過去の審査会での指摘を踏まえれば、例えば幼稚園の教職課程で高等学校の業績のみ記載している場合においては、業績追加または教員追加（変更）の指摘がなされる可能性が高いため、留意いただきたい。
370	8/4	学会等の口頭発表は含まないとあるが、活字化され出版されている発表予稿集（完全原稿）を活字業績とすることは可能か。	⑨教員審査	活字化され既に公開されているものであれば、可能である。
371	8/4	教育研究業績書は「概要」以外の欄は英語で記載してもよいか。	⑨教員審査	可能である。概要については日本語により記載する。
372	1/9	中・高「保健体育」の「教科に関する専門的事項」の実技科目の担当教員の場合、「担当授業科目に関する研究業績等」の欄に競技成績を記載することは可能か。	⑨教員審査	○競技成績は活字業績ではないため、「担当授業科目に関する研究業績等」には記載できない。 ○当該競技成績が担当授業科目と関連のある職務上の実績に該当する場合においては「職務上の実績に関する事項」の（その他）に記載することが可能。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
373	8/4	同一の業績を複数の授業科目に当てる際の「概要」の書き方について。2回目以降は「再掲のため、略」と記載可能とあるが、関係する記述の箇所の下線部分は授業科目ごとに異なるわけであるから、略することはできないと考えるがいかがか。	⑨教員審査	科目ごとに下線を引く箇所が変わるのであれば、（再掲のため、略）とせずそれぞれ記載することができる。
374	8/4	教員研究業績書を両面で3枚以内にまとめることについて。担当科目が多数になる教員の場合、多数の研究業績の概要を記載することになり、3枚以内に収めることができない場合が想定できる。3枚以内に収めるというのは必須か。	⑨教員審査	両面3枚以内に収めることは必須である。研究業績が多数に渡る場合は当該科目の内容と最も関連性の強い業績に絞って記載いただきたい。
375	8/4	教員研究業績書に新たに加わった「職務上の実績に関する事項」について。この事項は「実務家教員」だけが書けるのか、それとも「実務家教員」に該当しない教員も書けるのか。	⑨教員審査	実務家教員でなくても、「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能である。
376	8/4	教員が執筆した解説文を音声として含むDVDは活字業績として記載可能か。	⑨教員審査	○当該DVDに解説文（DVDのコンテンツの中に音声として含まれていても構わない）が記録されており、当該教員がそれを執筆したことが確認できるのであれば、活字業績として記載可能である。 ○DVDの制作は「教育上の能力に関する事項」に記載することは可能。
377	8/4	自作のテキストをシラバスに添付してWeb上に公開していれば公刊物とみなされる、ということについて。自作のテキストを、大学のHPで公開されているシラバスに添付していれば、それは公刊物とみなされるという理解でよいか。	⑨教員審査	○広く一般的に閲覧が可能である、大学のホームページに掲載されている状態であれば（その他）区分の公刊物として記載することが可能である。（学内関係者のみが閲覧できる状態では公刊物とはみなすことができない。） ○ただし、記載が可能であるとしても、過去の審査結果を踏まえると、当該業績のみをもって担当「可」の判定となることは難しいため、留意いただきたい。
378	8/4	「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を担当しようとする者は、当該教科の学問領域に関する業績も必要となるのか。	⑨教員審査	○「教科に関する専門的事項」についてはその学問領域についての業績が必要となるが、「各教科の指導法」においては必ずしもその学問領域についての業績は必須とはならない。 ○一方、「各教科の指導法」については当該教科の指導法に関する業績が必要となり、特定分野に先鋭化し過ぎている業績のみ記載されている場合においては、業績追加の指摘がなされる可能性があるため留意いただきたい。
379	8/4	教育研究業績書において、「職務上の実績に関する事項」が追加となったが、「教育上の能力に関する事項」及び「担当授業科目に関する研究業績等」の業績が十分と認められれば、「職務上の実績に関する事項」に記載がなくても審査に通ると考えてよいか。	⑨教員審査	「職務上の実績に関する事項」がなくても、「教育上の能力に関する事項」及び「担当授業科目に関する研究業績等」が十分であれば担当「可」となりうる。
380	8/4	様式第4号（教員就任承諾書）において、例えば、以下の状況においては、どのように記載すべきか。B学部（に所属する教員が、B学部の「教科に関する専門的事項」（旧「教科に関する科目」）に該当する科目を兼任教員として担当し、「教育の基礎的理解に関する科目等」（旧「教職に関する科目」）（A～C学部の全学共通用）に該当する科目を専任教員として担当することとし、新旧対照表に記載する。この場合、様式第4号（教員就任承諾書）においては、「A学部○○学科の…専任教員として…」もしくは、「B学部○○学科の…兼任教員として…」のどちらで記載すべきか。こういった場合でも、専任教員を優先して記載してよいか。	⑨教員審査	専任教員を優先して記載する。
381	8/4	「担当授業科目に関する研究業績等」について、以下のものは「教科に関する専門的事項」科目の活字業績に該当するか。 本人執筆の、①図録、画集における作品解説、表現法等考察文 ②新聞掲載の解説文、論考等 ③展覧会開催に合わせて作成、公開、配布された図録、パンフレットにおける作品解説、制作意図の解説、論考等 特に①については、一つの作品をめぐる位置づけや制作意図の解説から研究論文まで多様であるが、大学がふさわしいと判断した上で様式第4号において「学術論文等」や「その他」に区分記載してよいか。	⑨教員審査	○全て公開されているものであることを前提とした場合、①～③全ての場合において活字業績として記載可能である。 ○「学術論文」などの区分方法については、手引きP60～63に要件を記載しており、それ以外の業績については全て「その他」として記載する。
382	8/4	執筆量に係る質問への回答で「活字の総執筆分量が一桁ページの場合は、業績追加の指摘がなされる可能性が非常に高い」とのことだが、総執筆分量とは、1論文に対するものなのか、当該科目に係る論文等の合計なのか。	⑨教員審査	当該科目に係る論文等の合計ページ数となる。
383	8/4	実務家教員の定義について、例えば、大学設置基準のように「実務経験〇年」、「離職後〇年以内」といった具体的な年数や、一般教諭と校長経験者の違い等があるのか。	⑨教員審査	教職課程認定においては実務家教員についての定義は特に定めていない。大学設置基準上の実務家教員でなくても「職務上の実績に関する事項」への記載は可能である。
384	8/4	「指導法に関する科目等」の「教育の基礎的理解に関する科目」にある「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の1単位分を充てる科目は実務家教員と本学教員で共同で担おうとしているが、当該実務家教員に教育課程や支援の方法の理解が確認できる場合に活字業績が必要となるのか。	⑨教員審査	職務上の実績を有している場合であっても、活字の業績が一切ない場合は、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であると認められない。（オムニバスや複数担当でも同様）
385	8/28	「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目を特支一種免の専任教員に兼任で担当することを考えているが、当該教員が担当する「特別支援教育に関する科目」もすべて記載する必要があるか。	⑨教員審査	特別支援学校教諭免許状の課程認定申請を行わない（「学校体験活動」を設置しない）場合においては、「特別支援教育に関する科目」に関する担当科目や業績の記載は不要となる。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
386	8/28	同一教員が担当する別の授業科目についても併せて教員業績書等の提出対象となると記載がある。提出対象だが審査対象ではないと解釈していいか。	⑨教員審査	○業績書等（履歴書、教育研究業績書、承諾書）については、当該教員に係る内容について提出するものであるため、業績書等の提出対象となる場合においては担当科目全てについて記載をする必要があるが、当該教員が担当することの適否を審査する対象となる科目は、提出対象となる科目のみとなる。 ○なお、教員審査にあたっては、審査対象となる科目に係る業績の記載のみではなく、履歴書や教育研究業績書に記載された全ての内容を確認した上で、審査対象である科目の担当可否を判断することとなる。
387	7/10	再課程認定における審査対象科目は「コアカリキュラム策定科目」のみか。	⑩提出書類	手引きを参照。
388	7/10	「学科を分離する場合、従前の学科等の学科名称、教育課程、教員組織及び学位のすべてについて同一とみなされる学科等が分離後の組織として残る場合には、その学科等については、必ずしも再課程認定を要しない場合がある」と記載されているが、教育課程及び教員組織の一部が変更となる場合は、再課程認定が必要となるのか。	⑩提出書類	再課程認定申請が必要となる。
389	7/10	オムニバスの担当形態の別を問わず、すべての教員について審査を行うとあるが、「ゲストスピーカー」についても申請を行い、教員審査を行うのか。その際、オムニバスとゲストスピーカーの定義の違いはどのようなものか。	⑩提出書類	○ゲストスピーカーについては業績書等の提出は不要となる。 ○ゲストスピーカーは、職務上の経験を学生に聞かせるなど授業の充実を図るため、教員が行う授業に招へいされた者であり、オムニバスは各回ごとに異なる教員が講義を行う授業形態である。
390	7/10	「学校インターンシップ」に類する科目（教育現場体験）を「大学が独自に設定する科目」の区分に新設を考える場合、実習計画書及び受入承諾書等の提出は必要か。	⑩提出書類	不要である。
391	7/10	平成29年度に教職課程認定を受ける予定だが、再課程認定申請は必要か。	⑩提出書類	必要である。
392	7/10	平成30年度末に課程認定を取り下げようとしている課程がある場合、今回の再課程認定手続きの際、何かしら提示する必要があるのか。通常通りの手続きで良いのか。	⑩提出書類	○平成29年度末に提出する再課程認定申請書の様式第2号にその旨記載する。 ○再課程認定申請を行わないことにより、既存の教職課程は平成30年度末をもって自動的に取下げとなるため、取下届の提出は不要である。
393	7/10	新しい施行規則に合わせてカリキュラムを変更するには、学則の改正を伴う可能性があるが、学則改正に必要な審議時間が不足し、再課程認定の申請期限に間に合わせられない場合はどのようにすればよいか。	⑩提出書類	学則については申請書提出段階（平成30年3月～4月）の改正案を提出する。
394	7/10	大学院（専修免許状）の再課程認定は、どのような形で行われるのか。通常の申請要領と異なる点があるか。	⑩提出書類	○専修免許状の課程についても再課程認定が必要となる。 ○詳細は手引きを参照。
395	7/10	教職特別課程の再課程認定は、どのような形で行われるのか。通常の申請要領と異なる点があるか。	⑩提出書類	様式の一部が異なるが、基本的には通常の教職課程と同様となる。
396	7/10	例年、課程認定変更届を前年度の3月に提出しているが、今年度も同様のスケジュールとなるのか。再課程認定申請の関係上、スケジュールの変更などはあるのか。	⑩提出書類	○変更届提出スケジュールに変更はない。 ○ただし、平成31年度からの変更については通常の変更届提出とは要領が異なるため、手引きをよく確認していただきたい。
397	7/10	再課程認定申請と同時に平成31年度開設にて通常の新規課程認定申請を予定しているが、学則・履修規程については双方で提出することになるのか。	⑩提出書類	双方で提出いただく。
398	7/10	本学教育学科（中・高）が再課程認定で社会・公民・保健体育、新規課程認定申請で高等学校地理歴史を申請予定となっている。提出用のファイルは再課程認定用と新規課程認定申請用で別ファイルになるが、例えば、「教育の基礎的理解に関する科目」の区分で重複するシラバス・様式第4号等の書類については、再課程認定用と新規課程認定申請用で2通の提出が必要になるのか。様式第4号教員個人調書については2通捺印し、作成することになるのか。	⑩提出書類	2通作成する必要がある。
399	7/10	再課程認定申請に備え、新採用教員を予定している。再課程認定事前相談提出時には、大学の人事手続予定上、氏名を提出できない。その場合、現行の様式第2号（教育課程及び教員組織）に記載は例えば「新任教員」と記載することは可能か。	⑩提出書類	事前相談段階では教員氏名を明記する必要はない。
400	7/10	通常の申請は、学部、学部（通信）、大学専攻科、大学院等ごとの別ファイルを出す。再課程認定では、ファイルの分け方はどのようなになるか。また、上記課程を一時に再課程認定申請するに際し、様式第4号の作成は、一通でよろしいのか。②教育研究業績書 ③教員就任承諾書の担当授業科目には、上記各課程で担当する全科目を一通に記載することになるのか。例えば、学部と通信を担当する教員はそれぞれで担当する全ての科目を様式第4号の教育研究業績書内「認定を受けようとする課程における担当授業科目」欄に掲載することになるのか。	⑩提出書類	○ファイルの提出方法は手引きを参照。（大学で1冊のファイルにまとめる） ○学部と通信で同一教員の業績書等を提出する場合においても、それぞれ提出する必要がある。
401	7/10	認定基準8の通信教育課程の特例を使って申請を行う場合、通学課程と同様の書類を通信教育課程用に作成すれば問題ないか。通信教育課程独自で提出しなければならないような書類があるか。	⑩提出書類	通学と通信で同様の書類を作成して差し支えない。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
402	7/10	教育職員免許法が求めるよりも多くの科目・単位数を設定していたが、再課程認定申請を機に教育職員免許法が求める科目・単位数に準拠したいと考えている。その場合、今回の再課程認定の対象になっているものを除いて、既存科目のうち科目名・内容・担当者を変更にならないものは審査対象にならない、既存科目から科目名・内容・担当者のいずれか（ないしはいくつか）を変更したものは審査対象となる、という理解でよいのか。また、その場合、既存科目から廃止されたものはどう理解すればよいのか。	⑩提出書類	○シラバスや業績書の提出対象については、手引きを参照。 ○平成31年度より既存科目を廃止する場合においては、新旧対照表にて「廃止」と記載する。 ○廃止科目については、平成30年度入学生まで適用される科目となる。（平成31年度以降の入学生は履修できない。）
403	7/10	30年にカリキュラム変更がある学科があるが、変更届で提出した分については、再課程認定申請書類では提出の必要はないか。	⑩提出書類	再課程認定申請は必要であり、再課程認定申請書提出時には、平成29年度末に提出する変更届の内容も反映させる必要がある。（平成30年4月時点の教育課程を記載する必要があるため）
404	7/10	再課程認定を機に平成31年度入学生から免許課程の一部を取り下げる場合、手続きは平成30年度中に行うのか、再課程認定申請と同時の平成29年度中に行うのか。	⑩提出書類	再課程認定申請と同時に行う。
405	1/9	平成31年度より取下げを予定している課程について、再課程認定申請を行わない予定でいるが、取下げの手続きは手引きに記載のとおり、平成30年度末にまでに取下げ届を提出することで問題ないか。また、再課程認定提出書類について、取下げ予定の課程の書類は揃えないこととし、平成31年度を起点とする書類作成方法で問題ないか。	⑩提出書類	○平成29年度末に提出する再課程認定申請書の様式第2号にその旨記載する。 ○再課程認定申請を行わないことにより、既存の教職課程は平成30度末をもって自動的に取下げとなるため、取下げ届の提出は不要であり、取下げる課程における申請書類は作成する必要はない。
406	7/10	各都道府県教育委員会が作成する人材育成指標は今回提出する課程申請書類とどのように関連し、どこにどのように反映させればよいのか、お示しいただきたい。	⑩提出書類	再課程認定においては、人材育成指標とは関連しない。
407	7/10	A学科開設科目を、B学科の他学科開設科目として課程認定を受けている科目を、B学科開設科目に変更（つまり他学科開設科目を自学科開設科目に変更）することを検討しているが、科目の新規開設とみなされるのか。シラバスの変更は予定していない。	⑩提出書類	当該科目が既にB学科の教職課程科目として（自学科・他学科開設を問わず）認定を受けているのであれば、科目の新規開設とみなされない。
408	7/10	シラバスに記載する「担当形態」について、一つの授業科目が講義と演習を併せた科目であり、講義は1クラスのみでA教員が担当し、演習は2クラスで1クラスをB教員、もう1クラスをC教員が担当している場合、1つの授業科目のためシラバスは1枚作成を行うが、「担当形態」欄は「オムニバス」と記載することでしょうか。	⑩提出書類	「クラス分け・オムニバス」と記載し、オムニバス部分とクラス分け部分をシラバス上で明記する。
409	7/21	「教育の基礎的理解に関する科目等」については、改正施行規則第二十二條第三項の規定により、他大学の授業科目として開設される授業科目を含むことができるが、この場合の課程認定申請書類への記載方法を御教示願いたい。	⑩提出書類	○新旧対照表の「履修方法等」欄に単位互換科目である旨を記載する。 ○新たに単位互換協定を締結する場合においては、申請時に単位互換協定書を提出する。
410	7/21	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）が、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に含まれる場合の授業科目欄の表記の仕方はどのようにすればよいのか。	⑩提出書類	「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」における同時に含める事項（「特別活動の指導法」など）の科目における「履修方法等」欄に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を含む。」と記載する。
411	7/21	「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」を開設しない場合、行の削除ではなく、行を残して空欄とすることでよいのか。	⑩提出書類	空欄とする。
412	7/21	各教科の指導法は、従来、教職に関する科目になっていたもので、複数学科で共通開設する場合は、1枚の紙に共通開設先の全学科分を記載していた。今般教科の指導法が「教科に関する専門的事項」と同じ様式で記載することとなると、複数学科で共通開設している科目は、共通開設しているそれぞれの学科の様式と同じ授業科目を記載することになるのか。	⑩提出書類	それぞれの学科の様式において、共通開設欄に「他」と記載し、「履修方法等」欄に開設元学科を記載する。（「複合科目」についても同様）
413	7/21	「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）」を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）」を含むことを要しないとあるが、その場合、様式第2号の記載方法としては「教育の基礎的理解に関する科目」から削除し、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のみに記載するということがよろしいか。また、その場合、様式第2号中の各科目区分の単位数はどのように記載すれば良いか（通常であれば「教育の基礎的理解に関する科目」が10単位、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は10単位となる）。	⑩提出書類	○「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」における同時に含める事項（「特別活動の指導法」など）の科目における「履修方法等」欄に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を含む。」と記載する。 ○単位数は、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」で計算される。なお、その場合において「教育の基礎的理解に関する科目」の単位数に算入することはできない。
414	7/21	平成31年度の入学定員の変更を検討中であり、その際の再課程認定書類に記入する「入学定員数」について、平成31年度の入学定員変更を貴省に申請している場合においても、平成29年度末の再課程認定申請の書類は、現行の入学定員にて申請することでしょうか。また、平成30年度に入学定員の変更が認可された場合、その後直ちに「学科等の入学定員変更届」を提出すればよいのか。	⑩提出書類	○入学定員は、認定年度（平成31年度）の学則に定める入学定員数を記載する。 ○申請時点で入学定員の変更を申請中の場合は、様式第2号（概要）の備考欄にその旨記載する。
415	7/21	平成31年4月以降の欄に記載する教員は、平成31年度入学者向けにその科目が開講される年度の担当教員でしょうか。平成30年度までの入学者向けの課程に同一の科目があり、平成31年度以降に教員を変更する場合は、通常の変更届の提出でよろしいのか。	⑩提出書類	○「新」欄には平成31年度入学者向けの科目を記載する。 ○平成30年度以前入学生の教育課程の変更が生じた場合は、従来通り変更届を提出する。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
416	7/21	現在、教職課程<高専修(農業)>を開設している農学研究科が新たに<中専修(理科)・高専修(理科)>を平成31年度新規開設での申請を予定している。この場合、既設教職課程<高専修(農業)>については、どのような手続が必要になるのか。 ①新規申請と同時に申請し直す必要がある。 ②免許法改正に伴って改めて申請し直す必要がある。 ①及び②の両方が必要か、いずれか一方で良いか。	⑩提出書類	○新たに課程認定を受けようとする中専修(理科)・高専修(理科)については、通常の課程認定申請が必要となる。 ○既設の高専修(農業)については、再課程認定が必要となる。
417	7/21	「学校体験活動(学校インターンシップ)」を追加しない場合は、実習幼稚園からの受入れ承諾書の原本提出は必要ないが、様式5-5に記載する「実習校」欄には実習の受入れ実績を根拠として記載してよいか。 そうであれば、受入れ園は入学者の住所により変動するため、どの程度まで遡ってよいか。 また、どの程度まで先の約束として承諾されている内容を記せばよいか。	⑩提出書類	○受入承諾を得ている学校園について、申請時点において把握している学級数を記載する。 ○なお、実習生の母校(園)を前提とした教育実習を開設することは認められないため、当該項目については大学として受入承諾を得ている学校園を記載する。
418	7/21	業績書の提出が必要な組合せに該当する場合は、「就任承諾書」も提出が必要なのか。	⑩提出書類	「業績書等」の中に教員就任承諾書も含まれる。
419	7/21	現在認可を受けている免許状の種類を一部取り下げる場合は、通常の「学科等の課程認定取下届」の手続きをするが、平成31年度から募集を停止する場合は前年度の平成30年度の手続きとなる。その際、再課程認定申請書類には記載する必要はないか。	⑩提出書類	○手引きP28～29を参照の上、様式第2号(概要)には平成31年度における教職課程認定の状況を記載する。 ○再課程認定申請を行わなかった課程については、自動的に認定が取下げとなるため取下届の提出は不要となる。
420	7/21	31年度から通年授業を半期化することを予定している学科があるが、本年度中に議論がまとまりきらず学則を決定できない可能性がある。その場合、32年度以降の変更届により対応してよいか。 あるいは、完成年度を迎える34年度までは学則を変更することができないのか。	⑩提出書類	○平成32年度以降に適用する内容であれば、平成32年度から適用する変更届にて対応は可能。 ○平成31年度から適用する、再課程認定申請時に添付する学則は(案)を提出しても構わない(確定版の提出は別途指示)。 ○平成31年度の教職課程の開始後は、変更届により対応可能ではあるが、完成年度を迎える前に変更することは、認定を受けた新たな教職課程を完全に実施することなく変更することとなり望ましくはないため、やむを得ない事由による変更にとどめていただきたい。
421	7/21	平成30年4月現在の教育課程(旧)の「兼任教員」「兼任教員」は、当該学科の課程認定以降に変更届等を提出している場合、平成30年4月の担当教員を表示すればよいか。	⑩提出書類	御質問のとおり。
422	7/21	「大学が独自に設定する科目」において、手引きP43③の「履修方法等」の例示を参考にすると、幼稚園の場合は「教科及び教科の指導法に関する科目」を「領域及び保育内容の指導法に関する科目」と置き換えたらいいか。	⑩提出書類	御質問のとおり。
423	7/21	課程認定申請の様式第4号「教員個人に関する書類」①履歴書②教育研究業績書③教員就任承諾書の作成日は、申請書提出の3か月前となる平成29年12月中旬～下旬の日付とすべきか、平成29年4月1日～申請書の提出日でよいか。	⑩提出書類	平成29年4月1日～申請書の提出日でよい。
424	7/21	栄養教諭二種免許について、栄養に関する科目(様式2号)は、兼任教員を予定しているため、開講授業科目のみの記載で専任教員の欄は空欄でよいか。	⑩提出書類	兼任・兼任教員についても記載する必要がある。
425	7/21	卒業要件単位として認めていない教職に関する科目を卒業要件単位として認める場合、科目担当者の個人調書の提出が必要か。	⑩提出書類	卒業単位に含めるか否かで提出書類に変更は生じない。
426	7/21	過年度に課程認定の取り下げ報告を提出し、平成31年度時点でも学生が在籍している学科等については、再課程認定申請は不要か。また様式第2号(概要)への記載はどのようにすればよいか。	⑩提出書類	既に教職課程を取り下げている学科等については様式第2号(概要)への記載は不要。
427	7/21	「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用も含む。)」は、専任教員、非常勤講師を問わず新旧対照表に教員名を記載しなければならないのか。	⑩提出書類	各教科の指導法に限らず、新旧対照表には兼任、兼任の別を問わず教員氏名を記載する必要がある。
428	7/21	「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用も含む。)」で、同一の免許教科に関する授業科目については、共通に開設することができるが、学科をまたいでいる場合の教員名の表記の仕方は担当教員の所属学科外は名前を括弧書きにするのか。 例)中・高(数学) 電子情報工学科とロボティクス学科で数学科教育法を実施している。 担当教員は電子情報工学科に所属。	⑩提出書類	共通開設を行っている場合においては、課程認定基準4-9によりそれぞれの課程において専任教員とすることができるため、当該教員をそれぞれの課程において専任教員とする場合においては、括弧書きで記載しない。
429	7/21	本学においては高校一種免許(公民・英語)の教職課程を有している。 この課程の再課程認定を受けない場合、平成30年度入学生までは当該免許を取得でき(=当該学生が卒業するまで旧課程としては残る)、平成31年度入学生以降は免許を取得できなくなるという理解でよいか。 それとも再課程認定を受けない場合は、平成31年度以降、すべての学生(平成30年度以前に入学した学生も含む)が免許を取得できなくなるのか。	⑩提出書類	平成30年度入学生までは、教職課程を有していることとなる。
430	7/21	今回の再課程認定に伴い、学則変更が生じるが学則の確定したものは遅くともいつまでに提出する必要があるか。	⑩提出書類	学則の確定版への差し替えは、平成31年3月を予定している。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
431	7/21	再課程認定の手引きでは、学部・学科を改組し届け出により設置する場合（教職課程認定審査の確認事項1（1）③該当）は9月末日までに所定の書類を提出した上で課程認定審査委員会の審査を受けることとあるが、所定の書類とは手引きP6の「（1）必要提出書類」をさすのか。	⑩提出書類	手引き（平成30年度開設用）の掲載の変更届の様式による。
432	7/21	手引きP2に「教育課程、教員組織のみを変更する場合」とあるが、法改正に伴う変更がこの対象になるという理解でよいか。	⑩提出書類	併せて、通常の変更届による変更も含まれる。
433	7/21	「教育実習」及び「教職実践演習」の担当教員が専任教員持ち回りで毎年交代する場合、全ての教員を記載する必要があるのか。	⑩提出書類	御質問のとおり。
434	7/21	「教育上の能力に関する事項」や「職務上の実績に関する事項」は、過去10年以内（平成20年4月～申請書記載日まで）の担当授業科目に関連する事項のみを記載する理解でよいか。	⑩提出書類	○「教育上の能力に関する事項」や「職務上の実績に関する事項」については、10年以内に限定されない。 ○「担当授業科目に関する研究業績等」については、従前どおり10年以内の業績の記載となる。
435	7/21	これまで、課程認定を取り下げられる場合は、取り下げを行う年度の前年度中に報告することとなっていたが、平成31年度から認定を取り下げられる教職課程については、再課程認定申請は不要であり取下届の提出も不要なのか。	⑩提出書類	○平成31年度から認定を取り下げられる教職課程については、平成29年度末に提出する再課程認定申請書の様式第2号（概要）にその旨記載する。 ○再課程認定申請を行わないことにより、既存の教職課程は平成30年度末をもって自動的に取下げとなるため、取下届の提出は不要である。 ○有している教職課程を全て取り下げられるため、再課程認定申請を一切行わない場合においては、書類の提出をすることなく自動的に全ての教職課程が取下げとなる。
436	7/21	直近10年以内（平成20年度～平成29年度）の教員審査における審査結果を尊重するとあるが、該当教員については、申請書にどのように記載すれば良いのか。	⑩提出書類	手引きP56を参照。
437	7/21	科目の授業内容の一部を変更するのみの場合は、新規開設に該当しないとあるが、15回で30時間実施している授業科目について、1回当たりの時間数を増やして、14回で30時間へ変更した場合も一部の変更と解釈してよろしいか。	⑩提出書類	○授業回数の変更により授業計画の全体を再構成することとなり、授業科目の廃止/新設に該当すると解されるため「授業計画の一部を変更する場合」には該当しない。 ○なお、授業科目を新設する場合において、新旧で担当教員に変更がない場合においては「授業計画の一部を変更」の場合と同様に、業績書等の提出は不要となる。（詳細は手引きP7～20を参照）
438	7/21	開設授業科目の内容の一部変更に伴い、単位数を2単位から1単位とする場合は、「※科目の名称及び授業内容の一部を変更する場合」に該当するか。	⑩提出書類	○単位数の変更に伴い、授業計画に大幅な変更が行われていると解されるため「授業計画の一部を変更する場合」には該当しない。 ○なお、授業科目を新設する場合において、新旧で担当教員に変更がない場合においては「授業計画の一部を変更」の場合と同様に、業績書等の提出は不要となる。（詳細は手引きP7～20を参照）
439	1/9	平成30年度以降の入学生から課程認定を取り下げようとしている課程がある場合、通常どおり平成29年度末に『課程認定取下届』を提出し、かつ、平成29年度末提出の再課程認定申請書においては、同課程は対象外として記載しない、という理解でよいか。	⑩提出書類	手引きP20の「記載内容の基準時点」において教職課程が既に取り下げられている場合においては、当該課程は記載の必要はない。
440	8/4	再課程認定後、完成年度を迎えるまでは教育課程及び教員組織に変更を加えることはできないとされているが、教員組織の中には非常勤講師も含まれるのか。	⑩提出書類	含まれると解する。 再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
441	8/4	平成31年度から課程認定を取り下げる場合、通常は平成30年度中に課程認定取下届を提出するが、平成31年度についてのみ、再課程認定申請を行わないことで自動的に取下げとなり、取下届の提出は不要になるという理解でよいか。	⑩提出書類	御質問のとおり。
442	8/4	教科に関する専門的事項に他学科開設科目を充てる場合で、専任教員のみなしを行わない場合は、「履修方法等」欄に開設学科等の名称を記載する必要があるのか。	⑩提出書類	みなしを行わない場合においても、開設元学科は記載する必要がある。
443	8/4	新旧対照表の各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）について、他学科と共通開設している場合のみ「他」を記載する理解で間違いはないか。同名称科目でも複数開講し、単一学科に適用している場合は「他」の記載は不要と理解してよいのか。	⑩提出書類	御質問のとおり、自学科のみで開設している場合は「他」の記載は不要。
444	8/4	「2回目以降に記載する専任教員」については、氏名を括弧書きで記載することとなっているが、専任教員を置くこととなっている科目区分が設定されているため、当該科目区分に専任教員を置いていることがわかるよう、必要に応じて、1回目の記載を括弧書きとし、2回目以降の記載において括弧なしの記載としてよいか。	⑩提出書類	構わない。
445	8/4	シラバス掲載ページを記載する際に、シラバスが複数ページにわたる場合、「p. ●-●」のように記載するのか、それとも、当該科目シラバスの最初のページ数を記載すればよいか。	⑩提出書類	「p. ●-●」のように記載する。
446	8/4	平成30年度末に課程認定を取下げようとする場合において、再課程認定申請書の様式第2号にその旨を記載することが必要とのことだが、取下届はいつ提出する必要があるのか。	⑩提出書類	平成31年度以降の教職課程は再課程認定により開始となるため、既存課程を平成31年度から取り下げる場合には取下届の提出は必要ない。 ※過去回答の一部において上記部分と異なる回答をしている箇所があったため修正を行っている。（8/4）

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
447	8/4	授業内容の一部を変更するのみの場合は、「新規開設」に該当しない、とあるが、コアカリキュラムで加わった事項を追加する場合、「一部を変更」と解せるか。例えば、教育社会学は「教育に関する社会的事項」にあたるが、授業内容に学校と地域との連携を入れて「一部変更」と解せるか。	⑩提出書類	御質問のような、コアカリキュラム対応のために科目内容を修正した場合においても、「一部変更」と解する。
448	8/4	新旧での同一科目について必修、選択の別のみを変更する場合、変更内容等欄に「履修方法変更」と記載するだけでよいのか。	⑩提出書類	御質問のとおり。
449	8/4	「併設」とはどのような定義なのか。大学院や専攻科などは理解できるが、学校法人〇〇学園が△△大学と□□短期大学を設置している場合も大学ごとに1冊にまとめるのか。あるいは△△大学短期大学部の場合は1冊にまとめるのか。	⑩提出書類	○△△大学と□□短期大学は別々にファイルを作成する。 ○△△大学と△△大学短期大学部は一つのファイルにまとめて作成する。
450	8/4	特別支援学校教諭免許状の課程で、学校体験活動を設置しない場合は記載不要との記載があるが、この場合は、一種及び専修免許状とも記載しなくてよいのか。また、書類の提出の必要はないのか。	⑩提出書類	特別支援学校教諭免許状の課程については、「学校体験活動」を「教育実践に関する科目」の区分に開設する場合を除いては再課程認定の申請が不要となる。
451	8/4	様式第5号（教育実習等実施計画）は、校種ごとに別様で作成するのか。幼・小などでまとめて作成してよいのか。	⑩提出書類	まとめて作成することができる。
452	8/4	現行の「教科に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」として開設する場合は、区分変更（必要な事項の変更）となるため新設科目として扱われるのか。その場合、新設科目となるため同一教員が引き続き担当する場合でもシラバス、業績書等の提出は必要となるのか。	⑩提出書類	区分の変更には該当するため、新設科目となる。 （一種・二種免許課程における「大学が独自に設定する科目」は教科や教職に関する科目に「準ずる」科目であるため、教科に関する科目における各区分とは区分が異なる）
453	8/4	新旧対照表の「学位又は学科の分野」の記入欄は、「大学設置認可等に係る記載内容と一致させること」とあるが、設置年度によっては、設置認可時の書類に分野の記載がない学部がある。その場合は、当該欄は空欄としてよいのか。	⑩提出書類	申請大学の判断により、最も近い分野を記入する。
454	8/4	隔年開講で、平成31年度不開講の科目について、シラバスの提出は平成32年度分として提出すればよいのか。シラバスの提出時期は他の書類と同様に平成30年3月でよいのか。	⑩提出書類	申請書は平成31年度以降入学生教育課程について記載するので、御質問のとおり、平成32年度以降に初めて開設される科目についてもシラバスを作成し提出する必要がある。
455	8/4	従前から担当している教員が、平成30年度もしくは平成31年度にたまたま海外研修（サバティカル）や育児休暇等の取得が予定されている場合、様式第2号の表記をどのようにするか。またそれに伴って一時的に別の教員が担当する場合、様式第2号の記載や様式第4号の提出は必要か。	⑩提出書類	○手引き（平成30年度開設用）のQ&Aに記載のとおり、サバティカル研修等で一時的に大学にいない場合においても、教育課程表上においては専任教員数に含めることが可能であるため、当該教員が引き続き同科目の担当である場合においては新旧対照表上の「旧」「新」いずれにもその氏名を記載する。 ○当該教員が不在の間は、別の教員がその科目を担当しているはずなので、その教員も合わせて新旧対照表に記載し、様式第4号の提出も必要。
456	8/4	中学校または高等学校教諭の専修免許状の課程において、「教科に関する専門的事項」の複数区分、又は「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の両方を含めた「複合科目」を開設する場合、再課程認定申請における新旧対照表では、「教科に関する専門的事項」又は「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」と記載上の区別は必要か。	⑩提出書類	専修免許状の課程認定申請においては「教科及び教科の指導法に関する科目」に記載するため、複合科目についても記載上区別をする必要はない。
457	1/9	「教科に関する専門的事項」のうち「英米文学」が「英語文学」となる場合において、『事項の名称が変更となっているため、全教員において業績書等の提出対象となる。』との回答になっている。つまり、現在「英米文学」の区分で開講している科目は「英語文学」には該当しないため、必ず新たに科目を開設する必要があるということになるのか。	⑩提出書類	○様式第2号（新旧対照表）上においては、「英語文学」の区分に開設する科目は全て新設科目扱いとなる。 ○No.175の回答のとおり、現在「英米文学」の区分に開設している科目をそのまま「英語文学」の区分に開設することは可能。
458	8/4	作成するコアカリキュラム（一覧）は「開設学科毎に作成する」とあるが該当する学校種がない場合は空欄かそれとも削除か。	⑩提出書類	○該当する学校種がない場合は、該当欄は削除することができる。 ○外国語（英語）については、小学校及び英語の免許課程を設置していないなど、外国語（英語）コアカリキュラムの提出対象外の場合は、外国語（英語）コアカリキュラムに関する全ての書類は提出対象外となる。
459	8/4	新旧対照表「中高・教育の基礎的理解に関する科目等」の表記の仕方についてご教示いただきたい。例えば、「生徒指導の理論及び方法」と「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を「生徒指導（進路指導を含む。）」という一つの授業科目に含める場合は、「生徒指導の理論および方法」の授業科目欄に「生徒指導（進路指導を含む。）」、履修方法等欄に「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。」と記載した上で、「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」事項の授業科目欄を空欄とする、という表記方法でよいのか。	⑩提出書類	御質問のとおり。
460	8/4	「受入承諾を得ている学校園について、申請時点において把握している学級数を記載すること」とあるが申請時点とは、過去に課程認定申請を行った時点における学級数という理解でよいのか。	⑩提出書類	○現行においても、課程認定基準の11を満たすよう必要学級数を確保していると解するため、認定当時ではなく現在把握している学級数を記載する。 ○認定当時と現在において確保している学級数に変化がある場合においても、承諾書の提出は不要。
461	8/4	学則は、当該学科の開設科目と履修方法が記載された箇所のみ提出で足りるか。	⑩提出書類	○開設科目一覧と履修方法に加えて、「入学定員」と「学位の名称」が記載されている箇所以外については省略することができる。 ○学位規定など、上記を定める規定を学則とは別に設けている場合は、その規定も併せて提出する必要がある。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
462	8/4	「平成30年4月現在の教職課程」とは、既に実施している課程の平成30年4月時点での状況を指すのか、それとも平成30年度入学生に適用する課程を指しているのか。	⑩提出書類	平成30年度入学生に適用される内容を記載する。
463	8/4	シラバスは英語で作成してもよいか。	⑩提出書類	英語で作成する場合は、和訳を添付する必要がある。
464	8/4	教員就任承諾書は、平成29年度以前に採用されている教員であっても提出が必要との理解で間違いないか。	⑩提出書類	○業績書等の提出対象となる場合においては、既に採用されている教員についても承諾書の提出対象となる。 ○その場合の就任年月日は「平成31年4月1日」と記載する。
465	8/4	「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」と「総合的な学習の時間の指導法」を組み合わせて開設することを検討している。（担当形態は複数教員もしくはオムニバス） この場合は、科目の新規開設にあたるとの認識でよいか。また、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の内容を担当する教員についても、業績書等の提出が必要であるとの認識でよいか。	⑩提出書類	○科目の新規開設に該当する。 ○当該科目について「教育の方法及び技術」と「総合的な学習の時間の指導法」部分でオムニバス開講する場合において、「教育の方法及び技術」部分を担当する教員についても業績書等の提出は必要となる。
466	8/4	本学は平成31年度に学部改組を予定しているが、その場合は、改組する学部は通常の課程認定と再課程認定の両方の申請を二重で行い、それ以外（大学院含む）については再課程認定のみ申請を行うという理解で良いか。それとも、改組する学部は通常の課程認定申請のみで良いのか。	⑩提出書類	改組する学部は通常の課程認定のみの申請となる。（再課程認定申請は不要）
467	8/4	音楽演習科目について、全体指導を専任が行い、個人指導は複数の非常勤が行うクラス分け・オムニバス形式の授業科目の場合、シラバスは1つでよいか。またその場合の業績書は、専任・非常勤ともそれぞれ担当部分のみの業績提出でよいか。	⑩提出書類	○複数教員が共通のシラバスにより授業を行うのであれば、シラバスは1種類のみ提出となる。 ○オムニバス部分については、どの教員がどの授業回を担当するのかをシラバス上に明記する。 ○業績書等は担当科目に対して提出することとなるが、業績審査は当該教員が担当する内容について行うこととなる。
468	8/4	様式5号作成例にある通り「2 事前及び事後指導の内容等」の書き方について。数回に分けて実施する場合、回数ごとの内容だけでなく、時間数も明記する必要があるか。	⑩提出書類	事前事後指導が1単位分確保されているか確認するため、時間数も記載する必要がある。
469	8/4	旧)教科又は教職に関する科目区分に配置されていた科目を、新)教育の基礎理解に関する科目に配置する場合、変更内容等には「新設」と記入するべきなのか。それとも区分の移動であるため、表に記載されていないことから、何も記入しなくてもよいか。	⑩提出書類	「新設」と記入する。
470	8/4	新旧対照表における「変更内容等」における、教員追加・削除のケースは①科目そのものを新設・廃止する場合、②平成30年度に休講していた科目を平成31年度に実施する場合、という理解で正しいのか。 一方、「教員変更」のケースは既存の科目について兼任教員から専任教員へ変更する場合（その逆も同）等を指す、という理解で正しいのか。	⑩提出書類	各変更内容ごとの新旧対照表の「変更内容等」に記載する名称については、以下のとおりとなる。 科目を新設（廃止）する場合…当然に教員の追加（削除）が伴うため、「教員追加（削除）」を併記する必要はない。 科目の担当教員が変更となる場合（平成30年度「担当者なし」から平成31年度に担当者を配当する場合を含む）…「教員変更」と記載する。 科目の担当教員の属性（専任・兼任・兼担）を変更する場合…記載の必要はない。（ただし、教授となる場合は変更内容等に「職位変更」を記載、兼任や兼担教員が専任教員となる場合は、最初に記載する教員氏名は括弧を付さずに記載する。）
471	1/9	施行規則に定める複数の事項を合わせた授業科目を開設する場合、新旧対照表はどのように記載すればよいか。	⑩提出書類	○原則として、新旧対照表上で先に掲載された事項の欄に該当の授業科目を掲載し、履修方法等欄に「○○を含む」と記載することで、他に含まれる事項を明記すること。その際、含まれることとなる事項の欄は削除せず、授業科目名称以降を空欄とすること。 ○ただし、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む場合については、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」の該当事項の欄に授業科目を記載し、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の欄は空欄とすること。
472	8/4	新課程の担当教員は、平成31年4月から平成35年3月まで担当することができる教員でなければならないか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
473	8/4	平成30年度末で退職となる教員の後任が審査年度中（平成30年度）に決定した場合、追加でシラバス、研究業績書、履歴書等を提出することが必要となるのか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
474	8/4	平成30、31、32年度等に定年退職する教員について、現在後任人事未定である。教員名記載を求められた場合、どのように記載すべきか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
475	8/4	専任教員は卒業又は修了年度まで在籍している教員を記入しなければならないか。卒業又は修了年度までに停年を迎える予定の教員は記入できないのか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
476	8/4	本学では、教職課程を担当している教員に、平成31年度末に退職予定の教員がいる。今回の再課程申請では、平成32年度以降担当教員についても、履歴書・研究業績書等の書類の提出が求められるのか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
477	8/4	平成30年度末から平成34年度末の退職予定者について、平成30年3月の段階では後任が決まっていない場合があり得るが、申請時に決定しておく必要があるか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
478	8/4	教職課程認定は「完成年度まで」の課程を見通して提出するものと思っているが、例えば履修年次が3年次に固定されている科目は、平成31年度入学者に対しては平成33年度のみで履修することになる。この場合、担当教員は、平成33年度まで担当できる者であれば足りるか。平成33年度末で退職が決まっている場合、平成34年度まで見通して後任を併せて記載する必要があるか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
479	8/4	今回の再課程認定には完成年度までを見通した教員を記載することになると思うが、非常勤講師の場合、1年更新であるため、34年度まで確実に雇用することを人事上確約することはできない。このような科目については継続性が担保できないということで、今回申請から教職科目としての記載を落とすべきなのか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
480	8/4	教科に関する科目、教職に関する科目を担当している教員が平成31年度に退職予定であり、後任者を公募予定であるが、今年度中に採用の目途がつかない可能性がある。この場合、調書は採用決定後の提出で差し支えないか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
481	8/4	再課程認定における授業科目の担当教員は認定後4年間の計画を示せばよいのか。それとも、認定年度の状況を示せばよいのか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
482	8/4	平成31年度以降採用教員については、教員就任承諾書にて承諾が得られていけばよいのか、採用が理事会承認等されていなければいけないのか。	⑩提出書類（教員人事関係）	教員就任承諾書の提出により確認するため、理事会等の承認が必須の要件とはならない。 なお、再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
483	8/4	平成30年度開設用の手引きP210にあるとおり、学部の場合、平成31年度入学生が卒業するまで（平成34年度まで）の授業担当教員（専任・兼任・兼任教員すべて）の配置状況を記載することになるため、平成34年度末までに在職が確実でない場合は、新旧対照表において、その教員氏名を記載せず、後任者が決定しているのであれば後任者を記載すると考えてよいか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
484	8/4	例えば「退職教員が担当する科目については、大学で責任を持って後任の教員を確保し、当該授業に支障がないようにする」という旨の誓約書の提出での対応等についても検討していただけないか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
485	8/4	認定年度から完成年度を迎える4年間は、原則として担当教員の変更はできない。定年等を迎えることが分かっている場合は、後任を示さなければならないと理解しているが、同一の教員が専任教員から兼任教員となることは可能か。（助教の所属大学変更の可能性を想定している。）	⑩提出書類（教員人事関係）	可能である。それにより、必要専任教員数を満たさない状態となる場合においては、後任の専任教員を記載する必要がある。 再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
486	8/4	完成年度までに退職する専任教員がひきつづき兼任教員として同科目を担当する場合、その旨を記載する必要はあるか。	⑩提出書類（教員人事関係）	記載は必須ではないが、当該専任教員が退職により必要専任教員数を満たさない状態となる（後任補充により必要専任教員を満たす）場合においては、そのことが分かるように記載する。 再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
487	8/4	今回の申請時に科目担当者として記載した専任教員が、完成年度までに退職となる場合には、変更届を提出することでよろしいか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
488	8/4	申請時に科目担当者としていた非常勤講師が、都合により課程開設時に担当できなくなった場合には、変更届を提出することでよろしいか。	⑩提出書類（教員人事関係）	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。 ○申請時に科目開設初年度の担当者としていた教員を、当該担当科目の開設前に変更を行うことは避けていただきたいが、やむを得ない事情が生じた場合には速やかに文部科学省へ連絡いただきたい。
489	8/4	「当該教員が退職後引き続き兼任教員等で就任する場合は、教員の変更とはならない」とあるが、当該教員（教授）の退職に伴い、他の専任教員の職位変更が発生する場合、今回の再課程申請の書類に何らかの特記をする必要はあるか。	⑩提出書類（教員人事関係）	○再課程認定申請において職位の変更に関わる記載は教授への変更のみであるため、当該教員が平成32年度以降に教授に就任することが決定している場合においては「変更内容等」欄に「職位変更（平成〇〇年度）」と記載する。 ○教職課程の開始後に職位変更が生じた場合には、変更届により手続を行う。
490	8/4	専任教員が平成31年度には在籍するが、教職課程の完成年度までに退職をすることが予定されている。後任については未定であり、場合によっては継続雇用（特命教授等／専任）も考えられる。この場合の申請及びその後の手続はどのような手順でよいのか。	⑩提出書類（教員人事関係）	○退職予定の教授が引き続き（特命）教授として就任する場合であれば、申請書類への記載は不要。 ○申請時点で退職教授の後任の教授が決定していない場合の教授の後補充については、変更届の提出により手続を行うことも可能。
491	8/4	完成年度までに退職が決まっている場合は「後任も併せて記載する必要がある。」とのことだが、新旧の教員名を併記し、A教員には「平成33年度担当」、後任のB教員には「平成34年度以降担当」といった言葉を変更内容欄に記載する必要があるか。また、後任のB教員の業績書等の書類も必要との理解でよいのか。	⑩提出書類（教員人事関係）	○「変更内容等」欄への記載方法は御質問のとおり。 ○後任のB教員が平成30年度において当該事項を担当していないのであれば、業績書等の提出対象となる。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
492	8/4	施行規則第六十六条の六に規定する科目についても再課程認定申請の対象となるのか。平成31年度から科目名称等変更になる場合も、29年度中にその科目名等を決定し、申請書に記載する必要があるのか。	⑩提出書類（提出の省略）	○施行規則第六十六条の六に関する書類は提出不要であるため、平成29年度中に変更内容を確認させる必要はない。 ○平成31年度より施行規則第六十六条の六に関する変更を行う場合は、従前通り前年度末までに変更届を提出する。
493	7/10	○教員審査が必要ない場合とは、所謂、本学における「課程認定申請」を通過している教員で、教科名・シラバスが同じに限られていると解釈してよいか。 ○上記に関連して、教科名・シラバスが同様で、「変更届」において教員を変更し、特に指導がなかった場合でも、教員審査を受ける必要があると考えてよいか。 ○上記に関連して、他大学における「課程認定申請」を通過している場合で、教科名・シラバスが同様でも、教員審査を受ける必要があると考えてよいか。	⑩提出書類（提出の省略）	変更届による変更・課程認定審査における審査の状況に関わらず、「平成30年4月」と「平成31年4月」における教育課程及び教員組織について、手引きに記載の組合せに該当する場合はシラバス又は業績書等の提出は不要となる。
494	7/10	例えば、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」が「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」と変更になっているが、この場合、科目内容の変更として、研究業績の審査も生じるということになるのか。	⑩提出書類（提出の省略）	○同一教員が同一科目を引き続き担当するのであれば、若干の内容変更がある場合においても業績書等の提出は不要となる。 ○シラバス及び様式第4号の提出有無は手引きP7～21を参照のこと。
495	7/10	教員審査が省略できる「同一名称」の授業科目とは、一言一句違っはいけないということか。 例：「日本史A」→「日本史I」の場合も教員審査の対象となるか。	⑩提出書類（提出の省略）	○「同一名称の科目」とは、授業科目の名称ではなく施行規則に規定する科目及び事項を指すため、科目名称のみ変更する場合は業績書等の提出は不要となる。 ○シラバス及び様式第4号の提出有無は手引きP7～21を参照のこと。
496	7/10	大きくくり化された後、専任教員変更時の提出書類は、現在の教科に関する科目についても、従来の教職に関する科目と同様の書類(履歴書・研究業績書等)の提出が必要になるのか。	⑩提出書類（提出の省略）	シラバス及び様式第4号の提出有無は手引きP7～21を参照のこと。
497	7/10	今回の再課程申請は、平成31年度からのカリキュラムでの申請となり、「科目名称・科目内容が新旧で同一である授業科目の教員の個人調書の提出を省略する。」との一文については、平成30年度のカリキュラムと比較してとの解釈でよいか。	⑩提出書類（提出の省略）	手引きに記載のとおり、比較の基準は平成30年4月1日時点となる。
498	7/10	現在本学では、平成30年度からのカリキュラムについて改定を検討しているが、再課程認定申請における書類の提出有無は平成29年度末に提出する変更届に記載する科目と比較するとどの解釈でよいか。	⑩提出書類（提出の省略）	御質問のとおり。
499	7/10	位置付けに変更がない事項においては、科目名称・科目内容が新旧で同一である授業科目の教員の個人調書(履歴書・教育研究業績書・教員就任承諾書)の提出を省略するとされている。新旧同一授業科目において、教員の追加・削除により変更となる場合は省略となるのか。	⑩提出書類（提出の省略）	○教員追加を行う場合において、追加する教員については業績書等の提出の対象となる場合がある。 ○詳細は手引きP7～21を参照のこと。
500	7/10	現在、教育実習の科目として、「教育実習(4単位)」および「教育実習事前事後指導(1単位)」を開設しているが、この2科目を再課程認定の際に「教育実習(事前事後指導を含む)(5単位)」と変更した場合、「実習校の受入承諾書」の提出は必要になるのか。	⑩提出書類（提出の省略）	再課程認定にあたって実習校の受入承諾書の提出は不要である。(教育実習の一部として「学校体験活動」を追加する場合は提出が必要)
501	8/4	第1欄の事項を含む科目と第2欄の事項を含む科目の関係の記載があるが、これは学校種・免許種は問わないのか。 [例]「教育課程論」(教育課程の意義及び編成の方法)はすでに中免で認定を受けているが、同じ担当教員が高免で開講する場合、新たに申請することになり審査が必要となるのか。	⑩提出書類（提出の省略）	「教育課程論」を担当する教員が、平成30年4月時点で当該高免課程においても「教育課程論」の事項(教育課程の意義及び編成の方法)を担当している場合においては、業績書等の提出は不要となる。
502	7/21	「平成30年4月～平成31年3月までに科目を新規開設する場合及び科目の担当教員を変更する場合」とは、平成29年度末に提出する変更届による変更を含むのか、変更届提出後の年度途中の変更からを指すのか。	⑩提出書類（提出の省略）	○平成29年度末までに提出する、平成30年4月1日からの変更届による変更については、その変更内容を反映して新旧対照表の「旧」欄に記載するため、含まれない。 ○平成30年4月1日以降に提出された、年度途中の変更届による変更内容は、新旧対照表の「旧」欄に記載されないため、含まれる。
503	7/21	既存の教育課程を変更する場合において、その変更内容を新旧対象表の「平成30年4月」欄に反映するためには変更届をいつまでに提出しなければならないのか。	⑩提出書類（提出の省略）	○平成29年度末までに提出する、平成30年4月1日からの変更届による変更については、新旧対照表の「旧(平成30年4月)」に反映して記載する。 ○平成30年4月1日以降に提出された、年度途中の変更届による変更内容は新旧対照表の「旧(平成30年4月)」には含まれないため、年度途中の変更については「新(平成31年4月)」に記載する。 ○なお、申請書提出後に大学都合による内容変更は原則認められないため、留意していただきたい。
504	7/21	平成30年度と平成31年度において同一の教員が担当する場合は業績書の提出が不要とのことだが、平成30年度の後期から平成31年度以降にかけて同一の教員が担当する場合についても業績書の提出は不要となるのか。	⑩提出書類（提出の省略）	○平成29年度末までに提出する、平成30年4月1日からの変更届による変更については、新旧対照表の「旧(平成30年4月)」に反映して記載するため、平成30年度から担当する教員は業績書等の提出対象とはならない。 ○ただし平成30年4月1日以降に提出された、年度途中の変更届による変更内容は新旧対照表の「旧(平成30年4月)」には含まれないため、年度途中の変更については「新(平成31年4月)」に記載することとなる。このため、平成30年度途中から担当する教員は業績書等の提出対象となる場合がある。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
505	7/21	科目を新規開設する場合及び科目の担当教員を変更する場合、シラバス及び業績の提出が必要となるのは、平成31年度のみならず平成30年度も同様とあるが、平成30年度課程認定変更届の提出を行う必要があるか。また、平成30年度分の変更等の比較対象は平成29年度課程認定変更届と解釈してよろしいか。その場合変更届に記載の無い兼任教員、兼任教員について、平成29年度入学生が4年間受講する予定の授業科目の担当教員を基準としてよろしいか。	⑩提出書類（提出の省略）	○新旧対照表の「旧」は、平成30年4月時点（平成29年度中に提出された変更届が反映された教育課程）となる。 ○平成29年度末までに提出する、平成30年4月1日からの変更届による変更については、新旧対照表の「旧（平成30年4月）」に反映して記載する。 ○平成30年4月1日以降に提出された、年度途中の変更届による変更内容は新旧対照表の「旧（平成30年4月）」には含まれないため、年度途中の変更については「新（平成31年4月）」に記載する。 ○変更届に記載しない兼任、兼任教員についても平成30年4月時点で担当しているのであれば記載は可能。 ○当該兼任、兼任教員が平成31年度以降教職課程の完成年度までに当該授業科目を引き続き担当する予定（退職が明らかでない）であれば、変更がないものとして記載して差し支えない。
506	7/21	平成30年度に開設する授業科目「社会科教育法」について、平成31年度に担当教員を変更して再課程認定を受ける場合は、シラバス、業績書等ともに提出対象となるか。	⑩提出書類（提出の省略）	○各教科の指導法は教職課程コアカリキュラムの対象科目であることから、教員の変更状況に関わらず、シラバスの提出対象となる。 ○業績書等については、変更後の教員が平成30年4月時点で「各教科の指導法（社会）」を担当していない場合においては、提出が必要となる。
507	7/21	平成29年度に開設する授業科目「社会科教育法」について、平成30年度に担当教員が変更となるため、平成29年度末に変更届を提出。平成31年度は授業科目、担当教員ともに変更がないまま再課程認定を受ける場合、業績書等は提出対象となるか。	⑩提出書類（提出の省略）	○同一の授業科目について、平成30年4月1日の時点での担当教員が平成31年度以降も引き続き担当する場合には、業績書等の提出は不要である。 ○平成30年4月1日から担当教員を変更する場合には、平成29年度中に変更届を提出する。 ○なお、例えば、平成30年度の後期開設の授業科目の担当教員を変更するため、その授業が始まるまでに変更届を提出した場合、再課程認定に際しては業績書等の提出対象となる。
508	8/28	平成29年度に開設する授業科目「経済学」について、平成30年度に当該科目を廃止して、「経済学A」「経済学B」を新設するため、平成29年度末に変更届を提出。平成31年度は授業科目、担当教員ともに変更がないまま再課程認定を受ける場合、シラバスは提出対象となるか。	⑩提出書類（提出の省略）	○平成30年4月1日時点で開設する授業科目が、平成31年度以降も引き続き開設され、同一の教員が担当する場合には、シラバス、業績書等ともに不要である。 ○なお、例えば、平成30年度の後期開設の授業科目を変更するため、平成30年4月1日以降、その授業が始まるまでに変更届を提出した場合、再課程認定に際してはシラバスの提出対象となる。（再課程認定申請の手引き表の＜留意事項＞「平成30年4月～平成31年3月までに科目を新規開設する場合及び科目の担当教員を変更する場合においても同様とする」）
509	7/21	平成30年度に開設する授業科目「経済学」について、平成31年度に当該科目を廃止して、「経済学」と同一の教員が担当する授業科目「経済学A」「経済学B」を新設して再課程認定を受ける場合、シラバスの提出対象となるか。	⑩提出書類（提出の省略）	同一の事項を含む授業科目を同一の教員が引き続き担当する場合には、科目を新設する場合であっても、シラバスの提出は不要である。
510	7/21	大学院の教職課程についてはコアカリキュラム等が示されていないが、科目名称、科目内容及び担当事項に変更がない場合は、シラバス及び業績書等の提出は不要となり、再課程認定申請時は申請書のみ提出でよいのか。	⑩提出書類（提出の省略）	御質問のとおり。詳細は手引きP7～21を参照のこと。
511	7/21	平成30年度から同一科目を同一教員が引き続き担当した場合、シラバス審査のみで業績審査が不要とされている科目について。授業担当者が増えた場合（単独→複数や、2名→3名）、審査はどうなるか。業績審査不要or増えた教員のみ審査or担当する教員すべて審査。	⑩提出書類（提出の省略）	○当該教員が業績書等の提出対象に該当するのであれば、授業実施形態を問わず該当の教員は業績書等の提出対象となる。 ○当該教員が業績書等の省略対象に該当するのであれば、授業実施形態を問わず該当の教員は業績書等の提出は不要。 ○詳細は手引きP7～21を参照のこと。
512	7/21	手引きP7の表では教育実習についてシラバスは「○」になっているが、手引きP53の上部では「シラバスは、様式第5号があるため、作成する必要はない」とされている。どちらが正しいのか。	⑩提出書類（提出の省略）	手引きP53のとおり、教育実習については様式第5号がシラバスの代わりとなる。手引きP7の表は概念図であり単純化したものとなる。
513	7/21	表中の第1欄「養護に関する科目」の各事項、「栄養に係る教育に関する科目」の各事項に対して、第2欄には、それぞれ同一名称の事項とあるが、今回変更がないと考えてよいのか。	⑩提出書類（提出の省略）	御質問のとおり。
514	7/21	表中第2欄にない「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」と「総合的な学習の時間の指導法」の担当者については、教員の提出書類に省略はないと考えてよいのか。	⑩提出書類（提出の省略）	御質問のとおり。
515	7/21	例えば30年度に中学校理科・教科に関する科目・化学の区分の科目として「有機化学」を担当している教員が、31年度から中学校理科・教科に関する専門的事項・化学の科目として新たに「無機化学」も担当する場合、当然、大学で業績等を確認した上で「無機化学」についてもシラバス・業績書等の提出が不要という理解でよいのか。	⑩提出書類（提出の省略）	御質問のとおり。
516	7/21	以下の事例において、業績書の提出は必要となるか。 例）免許教科「理科」中一種免 科目区分：教科に関する専門的事項の科目 平成30年度に「生物学」のA科目を担当している教員が、平成31年度より他の教員が担当していた「生物学実験」のB科目を担当する場合	⑩提出書類（提出の省略）	「生物学」と「生物学実験」は、施行規則に規定する事項が異なっているため業績書の省略対象とならない。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
517	8/28	養護教諭・栄養教諭における「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」に関して、シラバス、業績書共に提出「○」と示されているが、道徳や特別活動を担当する教員についても業績書の提出が必要となるのか。	⑩提出書類（提出の省略）	① 「道徳及び特別活動に関する内容」を単独で担当している教員が、平成31年度に「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を単独で担当する場合（当該教員は新たに「総合的な学習の時間に関する内容」を担当する）において、当該教員の業績書等の提出が必要となる。 ② 既存の「道徳及び特別活動に関する内容」に「総合的な学習の時間に関する内容」を担当する教員を追加し、平成31年度に「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」をオムニバス（または複数）で担当する場合において、 <b>当該科目を担当する教員全員</b> の業績書等の提出が必要となる。 ③ 「道徳の指導法」、「特別活動の指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」の3科目を中高の課程と共通開設しているなど「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の事項を複数の科目で構成している場合においては、「総合的な学習の時間の指導法」の事項を含む科目を担当する教員全員の業績書等の提出は必要となるが、「総合的な学習の時間の指導法」の事項を含まない科目（「道徳の指導法」、「特別活動の指導法」）については、担当教員に変更がない場合は業績書等の提出は不要となる。 ○詳細は手引きP7～21を参照のこと。
518	7/21	「教科に関する専門的事項」のうち「英米文学」が「英語文学」となるが、当該科目において現在の授業科目を名称・内容を変更せず平成31年度以降も引き続き担当する教員は、シラバス・業績書を提出する必要があるのか。	⑩提出書類（提出の省略）	事項の名称が変更となっているため、全教員において業績書等の提出対象となる。
519	7/21	既に中一種（国語）の「国文学」の科目を担当している教員が、「国文学」の科目を担当する場合は表が適用されるが、「国語学」の科目を担当する場合は表は適用されないとあるが、同じ授業科目でも施行規則に規定する名称間で移動させた場合は、シラバス、業績書共提出する必要があるという解釈でよろしいか。	⑩提出書類（提出の省略）	御質問のとおり。なお、科目名称ではなく施行規則に規定する事項で判断する。
520	7/21	平成31年度より科目の担当教員を変更する際は、平成30年4月において表の「×」の組合せに該当する科目を担当していても、書類不要とならないということか。例えば、平成30年4月に国語概説Ⅰを担当している教員が、平成31年度から国語概説Ⅱも担当する場合、シラバス・業績書等の書類が必要となるのか。	⑩提出書類（提出の省略）	平成30年4月において「国語学」（授業科目名「国語概説Ⅰ」）の事項を担当する教員が平成31年4月より新たに「国語学」の事項の科目（授業科目名「国語概説Ⅱ」）を追加で担当する場合においては、シラバス及び業績書等の提出は不要となる。
521	8/28	平成29年度開設のスポーツ科学部 保健体育の科目は学年進行で開講を開始している。このため3年生配当科目については、平成30年度は開講されおらず、平成31年度に初めて開講される。この場合において、新旧対照表の平成30年度の欄の記載はどのようにすればよいか。また、仮に平成30年度は「空白」などとする場合、新旧対照表上は平成30年度は空白で平成31年度にのみ教員名が入る形になるが、この科目が、業績書等不要科目の場合、業績書の提出は不要と考えてよいか。	⑩提出書類（提出の省略）	○開講していない科目についても、教育課程表（学則）上は存在している科目であるため、平成30年4月の状況を記載する。 ○平成30年度時点で担当教員がない（配当されていない）科目については、担当教員の氏名を記載する箇所に（担当教員未配当）と記載する。 ○平成31年度より当該科目を担当する教員については平成30年4月時点で施行規則に規定する同一の科目区分及び事項を担当していない限りにおいて、シラバス又は業績書等の提出対象となる。 ○平成28年～平成30年度より開始する教職課程については、課程認定申請時に教職課程の完成年度までの教育課程及び教員組織について認定を受けているため、平成30年4月時点で開講していない科目についても、申請時に記載し認定を受けた教育課程及び教員組織を新旧対照表の「旧」欄に記載する。
522	7/21	既存の授業科目の内容について、どの程度変更を行えば「廃止・新設」扱いになるのか。範囲を教えてください。	⑩提出書類（提出の省略）	具体的な最低基準は提示しないが、授業内容が大幅に変更となる場合（授業内容を1から再構成している場合や半分以上の授業回の内容を変更している場合など）は、「一部の変更」とみなすことはできないと解される。
523	8/28	「チーム学校」などの新たに追加された各科目に含める必要事項を既存の授業計画に追加する場合は、当該科目は廃止・新設扱いとなるのか。また、通年科目を半期科目にする場合、業績書等の提出は必要か。	⑩提出書類（提出の省略）	○施行規則の改正により名称が変更された事項に係る内容を追加する場合においては「一部を変更」とみなしてよい。（「チーム学校」や「道徳の理論」など） ○通年科目を半期する場合においては、同一教員が引き続き担当し当該授業科目の施行規則に規定する科目及び事項に変更がない場合においては業績書等の提出は不要となる。 ○既存の科目に事項を追加する場合（「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」を追加する場合など）は、業績書等の提出対象となる。
524	7/21	既に大学で全学共通科目として開講している科目を「大学が独自に設定する科目」に加える場合、科目担当者の個人調書の提出が必要か、シラバスだけでよいか。	⑩提出書類（提出の省略）	科目の新設に該当するため、シラバス及び業績書等の提出が必要となる。
525	7/21	手引きP7で示された対応表において、平成31年度開設科目の授業内容が平成30年度の科目と基本的に同じで、科目名称を変更するだけの場合には、教員の業績書等の提出は不要と考えて良いか。	⑩提出書類（提出の省略）	御質問のとおり。
526	7/21	「各科目に含めることが必要な事項」の内容を新たに付加した場合、科目名称変更しなくても再課程認定（教員審査）を受けることになるのか。特に「教育の基礎的理解に関する科目」の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の内容を扱う科目に「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の内容も加える場合はどうか。	⑩提出書類（提出の省略）	○科目名称を変更せずに、事項を追加する場合（「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」を追加する場合など）は、業績書等の提出対象となる。 ○なお、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は、最低修得単位数分については複数事項を併せた科目の開設はできない。
527	7/21	「教科に関する専門的事項」において、科目名称・科目内容が新旧同一で【担当教員が変更】となった場合、教員業績書の提出は必要なのか。	⑩提出書類（提出の省略）	変更後の教員が平成30年4月時点で同一の事項を担当していない場合においては、提出が必要となる。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
528	7/21	「教科に関する専門的事項」において、科目名称・科目内容が変更となった場合、シラバスを提出することになると思うが、教員業績書の提出も必要なのか。また、科目名称のみの変更（内容に変更無し）又は科目内容の変更（科目名称に変更無し）の場合も、教員業績書の提出は必要なのか。	⑩提出書類（提出の省略）	科目名称や科目内容の変更を行っている場合においても、当該授業科目の施行規則に規定する科目及び事項に変更がない場合においては業績書等の提出は不要となる。
529	7/21	認定済みの「教育実習」については、「実習計画書」（様式第5号）の提出は必要ないのか。	⑩提出書類（提出の省略）	様式第5号は提出する必要がある。
530	7/21	「保育内容の指導法」「各教科の指導法」について、現在、授業内容に情報機器及び教材の活用を含んでいる場合で、平成31年度以降も内容に変更がないならば、シラバス・業績書等の提出は不要なのか。また同様に、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」等について、現在、授業内容に新たに追加された内容（学校と地域との連携及び学校安全への対応等）を含んでいる場合も、シラバス・業績書等の提出は不要なのか。	⑩提出書類（提出の省略）	○「保育内容の指導法」「各教科の指導法」「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」については、内容の変更有無に関わらずシラバスの提出は必要となる。 ○業績書等については、平成30年4月と平成31年4月で同一教員が担当している場合においては提出が不要となる。
531	7/21	中学校・高等学校の教科に関する専門的事項「外国語（英語）以外」と教科に関する専門的事項「外国語（英語）」において、平成31年度より科目を新規開設する場合、当該新設科目を担当する教員が平成30年4月において表の「教科に関する科目」に該当する科目を担当している場合は、シラバス・業績書等ともに提出は不要なのか。それともシラバスのみ提出すればよいのか。	⑩提出書類（提出の省略）	○外国語（英語）については、シラバスの提出は必要となる。 ○外国語（英語）以外の教科については、当該授業科目の施行規則に規定する科目及び事項に変更がなく、同一の教員が引き続き担当する場合においてはシラバス及び業績書等の提出は不要となる。
532	7/21	平成31年度も同一の教員が引き続き科目を開設する場合に一部書類の提出が不要となることについて、当該教員がこれまでに課程認定委員会における審査を受けている場合でも受けていない場合（変更届による変更）でも扱いは同様と考えてよろしいか。	⑩提出書類（提出の省略）	同様である。
533	7/21	平成31年度より科目を新規開設する際、平成30年4月に「×」の組み合わせに該当する科目を他の学部で担当している場合は、書類は不要となるか。また、大学院で担当している場合は、書類は不要となるか。	⑩提出書類（提出の省略）	○当該申請課程の学科等において担当している必要がある。（複数学科等で共通開設をしている場合においては、共通開設元の学科等で担当している場合でも構わない） ○課程認定基準4-9により科目の共通開設を行っている場合においては、他学科開設科目の担当でも構わない。 ○当該新規科目に係る事項について、大学院（専修免許状の課程）においてのみ同一事項を担当している場合は業績書等の提出は必要となる。
534	7/21	平成31年度より科目を新規開設する場合、当該新設科目を担当する教員が平成30年4月において表の「×」の組合せに該当する科目を担当している場合は、シラバス又は業績書等の提出は不要であるとするが、専任、兼任、兼任にかかわらず、すべての授業科目が対象となるのか。	⑩提出書類（提出の省略）	専任、兼任、兼任教員で取扱いに差異はない。
535	7/21	科目の名称・内容はそのままだが、選択→選択必修/選択必修→必修に位置付けを変える場合も、シラバス等の提出は必要になるか。	⑩提出書類（提出の省略）	手引きP7の表においてシラバス「○」の組合せに該当する事項についてはシラバスの提出が必要となる。
536	7/21	平成30年度と平成31年度科目名と担当者が同一の場合単位数のみ変更になった場合はシラバスだけの提出でよいのか	⑩提出書類（提出の省略）	手引きP7の表においてシラバス「○」の組合せに該当する事項についてはシラバスの提出が必要となる。
537	1/9	「シラバス」「教員業績書」の提出の省略対象となる科目について、旧課程と「同一名称の事項」であり、かつ同一の教員が担当する場合であるとされている。また、ここでいう「名称」は「授業科目の名称」ではなく、「施行規則に規定する科目及び事項の名称」を指すと解説されている。 その上で、「新規事項及びコアカリキュラムが策定された事項以外の事項を含む授業科目」における提出省略対象となる科目を整理すると、次の5通りという理解でよいのか。 (1) 科目の新設 → 新設された科目が旧課程と同一の「施行規則に規定する科目及び事項」であり、かつ同一の担当教員であれば、「シラバス」「教員業績書」の提出は不要（そうでなければ、提出要） (2) 「施行規則に規定する科目及び事項の名称」：変更あり → 担当者：変更あり → 「シラバス」「教員業績書」提出要 (3) 「施行規則に規定する科目及び事項の名称」：変更あり → 担当者：変更なし → 「シラバス」「教員業績書」提出不要 (4) 「施行規則に規定する科目及び事項の名称」：変更なし → 担当者：変更あり → 「シラバス」「教員業績書」提出要 (5) 「施行規則に規定する科目及び事項の名称」：変更なし → 担当者：変更なし → 「シラバス」「教員業績書」提出不要 ※なお、「教員業績書」を提出する場合は、当該教員が担当する全ての教職課程関連科目について記載が必要。	⑩提出書類（提出の省略）	○(3)の場合においては事項が変更となっているので、変更後の事項に開設する授業科目を平成30年4月時点で当該教員が担当していない場合はシラバス・業績書等の提出が必要となる。 ○(3)以外の項目についてはいずれの場合においても御質問のとおり。なお、大学が独自に設定する科目や、複数の事項をあわせた授業科目の開設など、(1)～(5)のケースに当てはまらない場合もあるので、手引きP7～20を十分に確認いただきたい。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
538	8/4	シラバスや業績書等の提出が不要となる組み合わせに関し、次の事例のような解釈で正しいか。 (前提)平成30年度4月時点で、中一(数学)の「代数学」区分の「代数学1」をA教員が「代数学2」をB教員が担当している。 ①代数学1(平成30年度→A教員、31年度→変更なし) ②代数学2(平成30年度→B教員、31年度→A教員) ③代数学3(平成31年度より科目新設→B教員) ①②③いずれの場合もシラバス、業績書等の提出は不要である。	⑩提出書類(提出の省略)	①～③いずれの場合においても、御質問のとおり、シラバス及び業績書等の提出は不要となる。
539	8/4	平成30年度までは担当教員2名のオムニバスで担当していた科目を、平成31年度からは、平成30年度まで担当していた教員1名で当該科目を担当することを検討している。(オムニバスから単独へ変更。) 担当教員は、平成30年度から引き続き同一授業を担当することとなるが、教員業績審査及び様式第4号書類提出の対象となるか。	⑩提出書類(提出の省略)	同一事項を引き続き担当しているため、業績書等の提出対象とならない。
540	8/4	同一の教員の身分が平成30年度と平成31年度で異なる場合(例:「専任→兼任」「兼任→兼任」等)、新旧対照表はどのように記載したらよいか(担当教員欄、変更内容等欄等)。また、業績書等の提出は必要か。	⑩提出書類(提出の省略)	○役職変更で「変更内容等」に記載が必要なのは「教授」のみのため、御質問の例全てにおいて変更の内容を記載する必要はない。 ○兼任・兼任・専任及び教授により審査内容に違いはないため、役職変更によりシラバスや業績書等の提出の要・不要が変化することはない。
541	8/4	「なお、業績書の提出対象科目を担当する教員が、業績書提出対象外の科目も合わせて担当する場合においては、担当科目全てが記載対象となる」とあるが、これは業績書提出対象外科目についても研究業績等を記載する必要があるという理解で良いか。	⑩提出書類(提出の省略)	業績書等は科目単位ではなく教員単位で提出するものとなるため、当該課程において担当する授業科目全てについて提出する。
542	8/4	7頁の一覧表について、【平成30年度】に記載の科目を担当する教員が、【平成31年度】に記載の科目を同一の教員が引き続き開設する場合、シラバス・業績書は不要となっているが、他学部で同科目名・内容の課程認定を受けている場合、教員の業績は必要か。	⑩提出書類(提出の省略)	「同一事項を同一教員が担当」については、認定課程単位で確認するため、以下の取扱いとなる。 ○当該科目がいわゆる「他学科等から借りている科目」又は「共通開設科目」で、「同一担当教員による同一科目を自学科等で新たに開設する」場合は業績書等の提出は不要となる。 ○当該科目が「他学科等のみで開設されている科目」で、「同一担当教員による同一科目を自学科等で新たに開設する」場合は業績書等の提出は必要となる。
543	8/4	「業績書の提出対象科目を担当する教員が、業績書提出対象外の科目も合わせて担当する場合においては、担当科目全てが記載対象となるため留意すること」とあるが、これは専修免に関する科目も含むと理解して問題ないか。	⑩提出書類(提出の省略)	申請書は学部・大学院(専攻科など)単位で作成するため、以下のとおりとなる。 A教員がa学部と大学院のb専攻の科目を担当しており、a学部で新たに「総合的な学習の時間の指導法」を担当する(b専攻においては新規科目の担当なし)場合において、 ・a学部においては「総合的な学習の時間の指導法」のみでなく、a学部で担当する全ての授業科目について記載した業績書等の提出が必要となる。 ・b専攻においては、業績書等の提出は不要。
544	8/4	「通年科目の半期科目化は科目の廃止・新設扱いとなる」と記載されているが、「同一教員が引き続き担当し当該授業科目の施行規則に規定する科目及び事項に変更がない場合においては業績書等の提出は不要となる」とある。 通年科目の半期科目化については、当該授業科目を同一教員が引き続き担当する場合は科目の廃止・新設であってもシラバス、業績書等の提出は不要でよいか。	⑩提出書類(提出の省略)	御質問のとおり。
545	8/4	幼稚園について、改正施行規則附則第7項により認定を受ける場合のシラバス・業績書の提出の可否の基準について、以下のとおりの考え方でよいか。 ①平成30年度に「国語」の区分に該当する授業科目を担当していた教員が平成31年度以降も引き続き「国語」の区分に該当する授業科目を担当するのであればシラバス・業績書は不要。 ②平成30年度に「国語」の区分に該当する授業科目を担当していた教員が「社会」や「これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目」を担当する場合はシラバス・業績書が必要。	⑩提出書類(提出の省略)	御質問のとおり。改正施行規則附則第7項により幼稚園の「領域に関する専門的事項」を小学校の「教科に関する専門的事項」による場合においても、同一の事項を同一の教員が引き続き担当する場合はシラバス及び業績書等の提出は不要となる。
546	8/4	再課程認定申請時に小学校用の特別活動の指導法の科目を小・中・高の共通開設に変更した場合に担当教員の変更がない場合は業績書等の省略に該当するか。	⑩提出書類(提出の省略)	中学校及び高等学校の課程においては当該科目は「新設」となり、平成30年4月時点で中学校及び高等学校の課程で特別活動の指導法を担当していない場合は、業績書等の提出対象となる。
547	8/4	平成30年度から新たな科目の担当教員となり、平成31年度も引き続き同科目の担当となる教員については、再課程認定申請時に「シラバス」及び「教育研究業績書」を提出する必要があるのか。また、変更届も同様のものを添付し提出する必要があるのか。	⑩提出書類(提出の省略)	○平成29年度中に変更届を提出する、平成30年4月より適用する教育課程(新旧対照表の「旧」)と平成31年4月から開始する教育課程(新旧対照表の「新」)の内容を比較して、業績書等の省略対象となっているのであれば、平成30年度より変更を行う教員について再課程認定時に改めて業績書等を提出する必要はない。 ○変更届の提出方法については現行と同じであり、再課程認定申請のシラバス及び業績書等の提出の考え方とは異なる。
548	8/4	外国語(英語)コアカリキュラムに対応すべく、現在まで「英語学」の事項で開講していた「英文読解(読むこと)」「英作文(書くこと)」を「英語コミュニケーション」の事項に変更することになる。科目名称、単位数、担当教員も変更しない予定だが、この場合は平成30年度の「英語学」で記載している科目を廃止し、平成31年度の「英語コミュニケーション」で新設とするのか。または「変更内容等」に新たな説明を加えるのか。	⑩提出書類(提出の省略)	当該科目を「英語学」の区分から「英語コミュニケーション」の区分に変更する場合は、「英語学」の科目を廃止し「英語コミュニケーション」の科目を新設することとなる。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
549	8/4	中学校・高等学校の『教科に関する専門的事項（英語）』について、表中ではシラバスの提出は「○」、業績書の提出は「×」となっている。しかし、英語については「英米文学」から「英語文学」に事項名称変更があるため、この事項を担当する教員についてのみ業績書が必要となるのか。「英語学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」の担当教員は特段の変更が無ければ業績書は不要という理解で良いか。	⑩提出書類（提出の省略）	○御質問のとおり、「英米文学」は「英語文学」に変更されているため、当該事項を担当する教員は業績書等の提出が必要となる。 ○「英語学」などの他の事項については、担当教員に変更がない場合は業績書等の提出は不要となる。
550	8/4	「（養護教諭・栄養教諭）道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」については、教員の業績書等を提出することとなっているが、認定基準4-9の共通開設の特例によって「道徳の理論及び指導法」と「特別活動の指導法」に相当する科目を中学校課程と共通開設で、平成30年4月時点と担当者を変えずに開設する場合でも、業績書の提出は必要か。	⑩提出書類（提出の省略）	「道徳」や「特別活動」が平成30年4月現在で中学校教諭免許状の課程と共通開設されており、業績書等の提出対象でない（教員に変更がない）のであれば、業績書等の提出は不要となる。
551	8/4	例えば現在中学校の教科指導法を担当している教員が、中学校の「各教科の指導法」の新設科目を担当する場合、業績書等欄が×となっていることから、シラバスのみ作成し、業績書等は提出不要という解釈でよいか。	⑩提出書類（提出の省略）	○同一教科であれば、御質問のとおり。 ○例えば、社会の「各教科の指導法」の担当教員が新たに公民の「各教科の指導法」を担当する場合などにおいては、業績書等の提出が必要となる。
552	8/4	過去に課程認定委員会による教員審査を受けたことがない教員でも、手引きP7の表において業績書等の欄に×印がついている事項に該当する科目を担当する場合には、業績書等の提出は不要ということが良いか。	⑩提出書類（提出の省略）	御質問のとおり。過去の審査状況により書類の提出有無は変わらない。
553	8/4	本学では、セメスター制からターム制に移行しつつある。セメスター制の科目1科目をターム制の2科目に分割した場合、「科目の廃止・新設」となると理解している。この場合、同一の教員が前年度から引き続き分割した2科目を担当する場合は、以下のとおりで相違ないか。 ①平成30年度に変更する場合は、新設する科目の変更届、シラバス及び業績書等を平成29年度中に提出（*業績書等は専任教員のみ） ②平成31年度に変更した場合は、手引きP10の【条件】のとおり、P7の表の網掛けの事項以外は「○」「×」又は「×」「×」の組合せのとおり提出	⑩提出書類（提出の省略）	御質問のとおり。
554	8/4	平成30年4月において「教育課程の意義及び編成の方法」と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を含む単一の授業科目（「教育課程・教育方法」）を担当する教員が、平成31年度以降も、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を含む科目を引き続き担当する場合において、2つの授業科目（「教育課程」と「教育方法」）に分けた場合、教員等の履歴書、教育研究業績書及び教員就任承諾書の提出は省略可能か。	⑩提出書類（提出の省略）	当該教員が現に両方の事項を担当していると解されるため、業績書等の提出は不要となる。
555	8/4	例えば、『教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」科目において、A教員は引き続き科目を担当するが、クラス増やオムニバス形式への変更によりB教員を追加する「教員追加」の場合、B教員について業績書の提出が必要となるのか。	⑩提出書類（提出の省略）	B教員については必要となるが、B教員が既に当該課程で同一事項を担当しているのであれば、業績書等の提出は不要となる。
556	8/4	「各学科、免許種、免許教科ごとに作成すること。」とありますが、学部学科共通開設の科目については、変更届のように1枚にまとめて作成してもよいか。また、専修免許状については、例えば教職研究科については小専免、中専免、高専免、あわせて20を超える教科・校種の課程がありますが、通常の課程認定申請のように小専免で1枚、中専免、高専免、あわせて1枚の計2枚で作成してもよいか。	⑩提出書類（提出の省略）	通常の課程認定申請と同様に、まとめて記載することができる。
557	8/4	手引きP7で業績書等及びシラバスが不要となっている科目において、担当の専任教員が退職して非常勤となり、引き続き同じ科目を担当する場合の「変更内容等」欄の表記はどのようにすべきか。	⑩提出書類（提出の省略）	「変更内容等」に記載する必要はない。
558	8/4	「施行規則第六十六条の六に関する提出の書類は不要」とあるが、平成31年度より、66条の6に開設している科目名称等を変更する場合等はどのような手続きを取ればよいか。	⑩提出書類（提出の省略）	従前通り、前年度（平成30年度）末までに変更届を提出する。
559	1/9	11月17日に公布された教育職員免許法施行規則を見ると、現行法の「日本史及び外国史」が「日本史・外国史」になるなど、暫定版で記載されていた以外の事項が変更されているが、これらは教科に関する専門的事項（英語）の「英語文学」と同じく事項名の変更としてシラバス及び教員の業績書等の提出対象となるのか。	⑩提出書類（提出の省略）	これらは法制上の標記の整理であって内容の変更ではないため、「英語文学」のように「事項名称が変更された事項」には当たらない。このため、手引きP7の表がそのまま適用され、書類の提出省略の対象となる。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
560	8/4	教職課程認定審査の確認事項1(1)③に関する変更届の提出にあたって、「学則・履修規程等(従前適用していたもの)」は、平成30年度教育課程の科目名を記載するのか。	⑩提出書類(変更届)	○教職課程認定審査の確認事項1(1)③に係る書類の提出期限は9月末であるため、一般的には、翌年度(今回の場合は平成30年度)の教育課程は確定していないものと解されるため、平成20年度と平成31年度の教育課程を新旧対照表に記載する。 ○ただし前年度9月末(今回の場合は平成29年度末)時点において当該学科等の平成30年度の教育課程や学則が確定している場合においては、平成30年度と平成31年度の教育課程を記載することも可能。 ○なお、平成30年度の学則を提出するのであれば新旧対照表の「旧」は平成30年度のものを出さず、平成31年度の学則を提出する。
561	7/21	平成30年度から新カリキュラムを予定している。平成30年度から適用する課程についての変更届は、「平成30年度開設」に係る手引きに従って作成・提出することによいか。	⑩提出書類(変更届)	配布済みの手引き(平成30年度開設用)の要領により作成する。
562	7/10	(現行で言う)教科に関する科目について、平成32年度から通年科目を大幅に半期化することを検討している学科がある。授業内容の変更を伴わない半期化であるが、平成32年度の変更届で対応してもよいか。	⑩提出書類(変更届)	○平成32年度からの変更であれば、変更届での対応となる。 ○ただし、「通年科目の半期科目化」は「科目の廃止・新設」扱いとなるため、留意していただきたい。
563	7/10	再課程認定後、様式記載教員や開講科目に変更があった場合、変更届等で変更することは可能か。	⑩提出書類(変更届)	新課程の開始(平成31年4月)以降に生じた変更については、変更届を提出する。
564	7/21	再課程認定用の様式では、担当教員欄に専任、兼担、兼任全てを記載することになっているが、再課程認定以降の変更届においても同様に兼担や兼任教員の記載が必要となるのか、従来のように専任教員だけの記載でよいか。	⑩提出書類(変更届)	変更届については、従来の取扱いより変更の予定はない。
565	7/21	平成28年度末に提出した変更届に指摘事項がある場合、指摘事項の内容によっては提出書類が変わってくるが、変更届に指摘事項がある場合、いつ連絡があるか。	⑩提出書類(変更届)	提出済の変更届に係る内容で指摘事項がある場合は、確認次第随時行う。
566	8/4	申請書提出後に教員組織の変更等が発生した場合の対応はどのようになるのか。	⑩提出書類(変更届)	○申請書提出後から教職課程の開始(平成31年4月)までにおいては、原則として、大学の都合(及び、教員の自己都合)による教員の変更は認められない。 ○ただしやむを得ざる事象が生じた場合においても変更を一切認めないことはないため、その事象が生じた場合においては随時文部科学省に相談いただきたい。 ○教職課程の開始後(平成31年4月以降)に生じた変更については、変更届を提出する。
567	8/4	教職課程認定審査の確認事項1(1)③に基づく変更届においては、今回の再課程認定関わる事項をどの程度盛り込まなければならないのか。	⑩提出書類(変更届)	○教職課程認定審査の確認事項1(1)③に係る変更届においては、手引き(平成30年度開設用)により作成を行う。 ○当該届出においては、「当該学科に置かれる教職課程の教育課程、教員組織及び教育組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一である」ことを確認するための書類であるため、再課程認定の内容を反映させる必要はない。 (再課程認定に係る内容を記載し提出した場合においても、その内容に係る審査は行わない。)
568	8/4	教職課程認定審査の確認事項1(1)③に基づく変更届に関し、事前相談は可能か。	⑩提出書類(変更届)	教職課程認定審査の確認事項1(1)③に係る事前相談の機会を設ける予定はないため、不明点は随時お問い合わせいただきたい。
569	8/4	平成30年4月からの変更届の提出より前に再課程認定の申請書を提出することも想定されるが、平成29年度末の変更届提出期限が早まる等、例年とは異なるスケジュールになる可能性があるのか。	⑩提出書類(変更届)	○平成29年度末に提出する、変更届についてのスケジュール等の変更はない。 ○変更届と再課程認定申請書の提出時期は前後しても構わない。
570	8/4	再課程認定を行う場合であっても教育職員免許法施行規則第二十一条第2項に基づく教育課程変更届(平成30年度分)の提出は必要か。	⑩提出書類(変更届)	○平成31年度より開設する課程(再課程認定)に係る内容については変更届の提出は不要。 ○再課程認定以外の内容(特別支援学校教諭免許状の教職課程や平成30年度以前入学生の教職課程など)については従前どおり変更届により教育課程等の変更を行う。
571	8/4	カリキュラムの変更を、学則上「過年度入学生に適用する」とした場合、認定課程変更届新旧対照表の備考欄に「全学年に適用する」と記載することにより、過年度生の免許申請に適用する事は可能か。	⑩提出書類(変更届)	○平成31年度より変更するカリキュラムを平成30年度以前入学生に適用するには、従前どおり変更届にて対応を行う。 ○なお、平成30年度以前入学生には免許法改正前の規定に基づいて授与資格が与えられることに留意して、履修指導及び科目の開設を行っていただきたい。
572	8/4	再課程認定用の様式では、担当教員欄に教授のみ職名を記載することになっているが、この申請に基づく再課程認定以降の変更届においても、同様に教授のみ職名を記載すればよいことになるのか、従来のように全ての職名を記載するのか。	⑩提出書類(変更届)	新旧対照表に「教授」のみ職名を記載するのは再課程認定申請時のみの取扱いとなり、現行の変更届の提出要領を変更する予定はない。
573	8/4	教員育成指標の内容や協議会の議論をふまえて、申請後にシラバスの内容を変更する必要がある場合はどのような手続が必要か。	⑩提出書類(変更届)	○申請書提出後から教職課程の開始前においては、原則として、大学の都合によるシラバス内容の変更は認められないが、御質問のような理由でシラバス内容の変更が必要となった場合においては随時文部科学省へ相談いただきたい。 ○新課程の開始(平成31年4月)以降においては、シラバス内容のみを変更する場合は、変更届の提出なく変更が可能。(変更届におけるシラバス提出の有無については手引き(平成30年度開設用)を参照。)
574	8/4	再課程認定申請を行った学部・研究科において、平成31～34年度の間、カリキュラムの見直しや教員の採用を行わないということは現実的に難しい。平成31年度については、申請書類に基づく教育課程・教員組織を維持したうえで、平成32年度以降については、学部・研究科によるカリキュラムの見直し等を、変更届により届出することは、やむを得ざる事象に含まれるという理解でよいか。	⑩提出書類(変更届)	新課程の開始(平成31年4月)以降に生じた変更については、変更届を提出する。

No.	掲載/最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
575	8/4	教職課程認定審査の確認事項1(1)③に係る提出資料において提出する授業科目一覧及び学則は、平成29年度開講分でも平成30年度開講分でもどちらでもよいとの理解でよいのか。平成30年度分を提出する場合、新旧対照表も、平成30年度分と平成31年度分の比較とすべきか。	⑩提出書類(変更届)	○教職課程認定審査の確認事項1(1)③に係る書類の提出期限は9月末であるため、一般的には、翌年度(今回の場合は平成30年度)の教育課程は確定していないものと解されるため、平成29年度と平成31年度の教育課程を新旧対照表に記載する。 ○ただし前年度9月末(今回の場合は平成29年度末)時点において当該学科等の平成30年度の教育課程や学則が確定している場合においては、平成30年度と平成31年度の教育課程を記載することも可能。 ○なお、平成30年度の学則を提出するのであれば新旧対照表の「旧」は平成30年度のものを出すべき。
576	8/4	平成32年度に、教職課程の科目、担当教員、授業内容を含め、学部全体の科目、担当教員、授業内容を変更しないカリキュラムの一部改正(例:履修指導上のコースの一部改編)を検討しているが、その場合、再課程認定申請時からの学則等の変更は平成31年度末の変更届を提出すればよいのか。	⑩提出書類(変更届)	平成32年度に行う変更は従前通り前年度末(平成31年度末)に変更届を提出する。
577	8/4	平成31年度以降の課程は「新課程」となるが、新課程への移行を前提とした変更届(例えば授業名変更等)を、平成29年度末に提出してもよいのか。	⑩提出書類(変更届)	○平成30年度から変更する教育課程の内容については、平成29年度末に変更届を提出することで変更を行う。 ○平成31年度から変更する教育課程の内容については、「平成30年度以前入学生に適用する内容」については平成29年度末に提出しても構わないが、「平成31年度以降入学生に適用する内容」は課程認定を受けた後、教職課程が開始した後から提出が可能となる。
578	8/4	平成31年度に入学定員を変更する場合、平成31年度の学則に定める入学定員数を記載して再課程認定申請(様式第2号(概要)の備考欄にその旨記載)を行えばよく、別途平成30年度中に「学科等の入学定員変更届」を提出する必要はない、という理解でよいのか。	⑩提出書類(変更届)	御質問のとおり。
579	8/4	平成29年度中に提出する変更届に記載されない教員(兼任教員や兼任教員)や、専任教員の変更があっても変更届が提出不要な「栄養に係る教育に関する科目」などについて、再課程認定申請時にはどのように記載すればよいのか。再課程認定に伴って、平成29年度に提出する変更届について取扱いに変更があるのか。	⑩提出書類(変更届)	○再課程認定申請においては、新旧対照表の「旧」欄に記載する兼任教員や兼任教員、及び変更届に記載されない専任教員については、平成30年4月の状況を記載する。 ○変更届の記載方法・提出要領に変更はないため、変更届提出においては従前どおり兼任教員や兼任教員について記載する必要はない。
580	8/4	再課程認定以降の変更届について、従来は「教科に関する科目」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」の専任教員を変更する場合であっても業績書等の提出が不要であったが、大きくり化によって扱いが変更になる予定があるのか。	⑩提出書類(変更届)	変更の予定はない。
581	8/4	平成30年度に実施される課程について平成29年度からの変更がある場合、平成29年度中に変更届の提出を別途行うこととなるようであるが、その際の様式等は最新の「教職課程認定申請の手引き」によって行うのか。	⑩提出書類(変更届)	「教職課程認定申請の手引き(平成31年度開設用)」に掲載の変更届の様式により提出する。
582	7/10	5年毎の再指定を受けていて、平成30年度中に再指定申請を行う予定の場合、本件申請に再指定が含まれるものと考えてよいのか。否の場合、再指定の申請は、従来どおりの時期・内容で行えばよいのか。	⑪指定教員養成機関	「平成31年度教員養成機関の再指定について」の5.のとおり、平成31年度からの再指定に通常時における再指定が含まれているものとする。
583	7/21	教員養成機関指定基準、教員養成機関申請の手引き等も、運動して修正、後日公表されると理解してよいのか。教員養成機関指定基準の運用方針(平成16年6月30日)によれば、大学の別科等が教員養成機関となる場合は、専任教員は大学の専任教員をもって代えることができるとあり、また学部の授業科目と別科の授業科目は共通開設不可と認識しているが、この点について今後変更はないのか。	⑪指定教員養成機関	○課程認定基準等と同様に、教員養成機関の再指定に関する基準等について改定を行っている。詳細は「教員養成機関指定申請の手引き(平成29年度改訂版)」を参照のこと。 ○大学の別科と大学の専任教員の考え方及び科目の共通開設の考え方について変更はない。
584	1/9	領域に関する専門的事項の単位を修得し、別途幼稚園課程の認定を受けている小学校教科の単位も修得した場合、幼稚園免許取得上、これらを合算して使用できるか。	⑫免許法施行規則関係	○改正施行規則第二条第1項表備考第1号の要件を満たす上では、領域に関する専門的事項の単位と改正施行規則附則第7項の単位を合算して使用できない。(必ず「領域に関する専門的事項」か「改正施行規則附則第7項」のいずれかにおいて要件を満たす必要がある。) ○改正施行規則第二条第1項表備考第1号の要件を満たした上で、領域に関する専門的事項や改正施行規則附則第7項の単位を「領域に関する専門的事項」の修得単位として算入することは可能であり、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超過した単位数を「大学が独自に設定する科目」に算入することは可能。(例えば、「領域に関する専門的事項」で修得した単位を「領域および保育内容の指導法」の単位として充てて、「改正施行規則附則第7項」により小学校の「教科に関する専門的事項」で修得した単位を「大学が独自に設定する科目」の単位として算入することが可能。) ○ただし、当該教職課程においては「領域に関する専門的事項」又は「改正施行規則附則第7項」のいずれかにおいて課程認定基準を満たすよう科目及び教員が配置されていることから、課程認定基準を満たしている区分により教育課程の編成及び履修指導を行うこととなる。
585	7/10	養護に関する科目について、最低修得単位数など、何らかの変更はあるのか。	⑫免許法施行規則関係	変更はない。
586	7/10	教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成28年11月28日法律第87号)により、教育職員免許法の附則11が削られたが、これにより、高等学校教諭免許状(工業)の普通免許状の取得においては、平成31年度より、必ず従前の「教職に関する科目」に該当する科目(教育実習等)の単位の修得が必要になると理解してよいのか。	⑫免許法施行規則関係	改正免許法施行規則第五条第1項表備考第六号に同様の規定を設けている。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
587	7/10	中学校、高等学校の「教科に関する科目」の第二欄の科目については、変更があるのか。	⑫免許法施行規則関係	○現行の施行規則第四条及び第五条表の第二欄に規定する事項については、改正施行規則第四条及び第五条第1項表備考第一号に規定しており、一部の事項において法制上の表記の整理を行っている。 ○「英米文学」を「英語文学」へ変更している。
588	8/4	教育職員検定での免許取得の場合、学生の入学時期によっては新旧の免許法が混在することになるが、何らかの読替規定があると考えてよいのか。	⑫免許法施行規則関係	改正施行規則の附則に、新旧科目の読替えについて規定している。
589	7/10	施行規則第六十六条の六に定める科目については変更はないか。	⑫免許法施行規則関係	施行規則第六十六条の六について変更は行っていない。
590	7/10	「教育実習に学校体験活動（2単位）を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用（2単位）を認めない。」の解釈は次のどちらになるか。 ①教育実習に学校体験活動を含む場合、他の免許状取得のための教育実習へ単位流用をすることができない。 実習2単位+学校体験活動2単位→他校種への単位流用不可 ②教育実習に学校体験活動を含む場合、他の免許状取得のための教育実習からの単位流用ができない。 学校体験活動2単位+他校種からの単位流用2単位→不可	⑫免許法施行規則関係	「教育実習」に係る必要単位を他校種免許状からの単位流用と組み合わせて構成する場合において、不足分の単位数は必ず当該校種の「教育実習」の単位である必要がある。（不足分を学校体験活動で充てることはできない）
591	7/10	大きくくり化された「教科及び教科の指導法に関する科目」において、現行の「教科に関する科目」における「一般的包括的な内容を含む科目」の取扱いはどのようになるのか。	⑫免許法施行規則関係	現行の考え方と同様である。
592	7/10	科目設定の（15コマ）の法令上の根拠について。	⑫免許法施行規則関係	○施行規則第一条の二による。 ○なお、単位認定に必要な時間数が確保されていることが確認できれば、15回で授業を行うことは必須ではない。
593	7/21	旧法による旧カリキュラムの科目を開設できない場合、旧法に適用される学生を新法の新カリキュラムに読み替える事は可能か。	⑫免許法施行規則関係	新課程の科目を旧課程の科目に読み替えることはできない。このため、旧課程の学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。なお、新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目を開設することは可能である。
594	7/10	免許法第六条別表第四による他教科免許取得には影響が出るか（現行法で免許を取得した者が改正後に新たに他の免許を取得する場合、最低必要単位数等に変更は発生するか）。	⑫免許法施行規則関係	○別表第四を元に免許状を修得する場合において、新旧で総修得単位数に変更はない。 ○また、改正規則附則により、新旧の単位は読替えが可能となる。
595	7/10	平成29、30年度に課程認定申請した新学科の教職課程は、完成年度を迎える前に新課程になるが、完成年度を迎えるまで旧課程となるか。	⑫免許法施行規則関係	平成30年度以前の課程については「旧課程」、平成31年度以降の課程は「新課程」となる。旧課程に在籍する学生は、改正規則附則により、在学中に旧課程における要件を満たした場合において、新課程における要件を満たしたとみなし、免許状の授与を受けることが可能となる。
596	7/21	幼稚園の領域に関する専門的事項を小学校の教科に関する科目をもってあてる場合に旧法が適用になる者は、卒業までに「単位を修得した者」か、「免許状を取得した者」か、いずれか。	⑫免許法施行規則関係	平成34年度までに入学した者で、改正免許法施行規則附則第7項により「領域に関する専門的事項」の履修について小学校の「教科に関する専門的事項」の履修で充てた者が、卒業するまでに所要資格を得た場合は、新法による所要資格を得た者とみなす。（免許法改正法附則第五条・第六条）
597	7/21	中学校一種免許状における教科の指導法科目は8単位の開設か、8単位の修得かいずれか。	⑫免許法施行規則関係	○「各教科の指導法」については、教職課程認定審査の確認事項において「8単位の開設」（中一種免の場合）を定めていたところではあるが、平成27年度答申の見直しイメージを踏まえ、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」を改正規則にて「8単位の修得」（中一種免の場合）と改めている。（改正施行規則第四条第1項表備考第六号） ○従前は「開設」が必修であった各教科の指導法科目について、改正後は「8単位の開設」かつ「8単位の修得」が必修となる予定である。
598	7/21	「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に関して、幼稚園課程においては「道徳」科目が明確には設定されていない。これはどのように反映させていくべきなのか。あるいは、道徳については「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の「人間関係」において反映させるのか。	⑫免許法施行規則関係	○幼稚園教諭免許状において、「道徳の理論及び指導法」の事項を修得することは必須の要件とはならない。 ○大学において必要と判断する場合においては、領域「人間関係」などに道徳の内容を含めることは差し支えない。
599	7/21	教職再課程認定申請の手引きの「教科に関する専門的事項」には、現法令の「免許法施行規則」に定める科目区分一各科目に含めることが必要な事項と同じ区分があるが、この事項に変更はないのか。また、外国語（英語）についても変更はないのか。	⑫免許法施行規則関係	○現行の施行規則第四条及び第五条表の第二欄に規定する事項については、改正施行規則第四条及び第五条第1項表備考第一号に規定している。なお、一部の事項において法制上の表記の整理を行っているが、「英米文学」以外の事項に変更はない。 ○中学校・高等学校の外国語（英語）については、事項「英米文学」を「英語文学」へ変更している。
600	7/21	専修免許状を取得するためには、「基礎資格」とともに「教科に関する科目」について、所定の単位を修得しなければならないとなっているが、現法規上の基礎資格及び最低修得単位数は、教科に関する科目24単位以上となっている。新カリキュラムでは、「独自に設定する科目」の科目区分「教科及び教科の指導法に関する科目」以外の科目も開設しなければならないのか。	⑫免許法施行規則関係	○専修免許状を取得するために必要なのは、現行法において「教科又は教職に関する科目」となる。 ○改正後の「大学が独自に設定する科目」においても、考え方は現行法と同様となるため、「教科及び教科の指導法に関する科目」のみの開設（修得）でも差し支えない。
601	7/21	他の学校の教諭の普通免許状を受ける場合のみなされる単位数は、それぞれ該当する見直し後の科目に関して同様にみなされるという考えでよいのか。	⑫免許法施行規則関係	改正施行規則第二条第1項表備考第十一号などにおいて規定している。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
602	7/21	中・高の「教科及び教科の指導法に関する科目」において、「教科に関する専門的事項」「教科の指導法」はそれぞれ20単位・8単位開設とあるが、修得すべき単位数の基準はあるか。	⑫免許法施行規則関係	○「各教科の指導法」については、改正後の免許法施行規則において中一種の場合は8単位以上の修得が必要となる予定。 ○「教科に関する専門的事項」については、各事項において一般的包括的内容を含む科目を1単位以上修得する必要となる予定。
603	7/21	改正後の施行規則からは「教科に関する専門的事項」の必要合計修得単位数が削除されているが、例えば中・高一種免の取得において「各教科の指導法」を10単位修得した場合、「教科に関する専門的事項」を中学校18単位、高校14単位修得した場合において「教科及び教科の指導法に関する科目」の要件を満たすという理解でよいのか。	⑫免許法施行規則関係	○別表第1により所要資格を満たす場合、各区分において修得を必要とする事項及び内容を含んでいる場合においては、御質問のとおり修得方法でも差し支えない。 ○別表第1以外により所要資格を満たす場合においては、「各教科の指導法」、「教科に関する専門的事項」それぞれの事項ごとに必要修得単位数が定められている場合があるため、留意いただきたい。
604	7/21	小一種免「教科及び教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については「各教科それぞれ1単位以上修得」とあるが、「教科に関する専門的事項」についても同様の理解でよいのか。	⑫免許法施行規則関係	改正施行規則第三条第1項表備考第一号に規定している。（現行より変更はない。）
605	7/21	小学校の教科に関する専門的事項及び各教科の指導法は、10科目開設が必要とあるが、このなかには従来の教科教育法のような必修科目は存在しないのか。	⑫免許法施行規則関係	「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得方法は、改正施行規則第三条第1項表備考第一号に「教科に関する専門的事項」について、第三号に「各教科の指導法」について規定している。
606	7/21	「教育職員免許法施行規則第五条表備考第一号に規定する『一般的包括的な内容』とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。」 これについて、何らかの参照すべきガイドラインがあるか。ない場合は、大学が責任を持って判断することが良いか。	⑫免許法施行規則関係	○一般的包括的内容の具体的中身については、現行通りの考え方による。 ○外国語（英語）については、外国語（英語）コアカリキュラムに示す内容が含まれているか確認を行う。
607	8/4	免許法別表第一においては、「教科に関する専門的事項」の修得すべき単位数は、科目区分のそれぞれ1単位以上というものだけであるため、複合科目や教科の指導法を合わせて中学なら28単位、高校なら24単位修得すれば良いこととなっている。これに対し、免許法別表第四においては、教科に関する専門的事項及び各教科の指導法の必要修得単位数がそれぞれ規定されているため、複合科目の修得はカウントできないという解釈でよいのか。	⑫免許法施行規則関係	改正施行規則第十五条表のとおり、別表第四については「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」それぞれにおいて修得単位数が定められているため、複合科目を含めることはできない。
608	8/4	例えば、中学校教諭一種免許状（国語）の授与を受けるために、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」の内容を含めた複合科目のみ14科目28単位開設した場合、「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」のそれぞれの区分において授業科目を開設しないことも可能か。 また、その場合、複合科目の修得をもって改正施行規則第四条第1項表備考第六号に規定する「各教科の指導法」8単位を修得したものとなるのか。	⑫免許法施行規則関係	○中一種免においては「各教科の指導法」を8単位、「教科に関する専門的事項」を20単位以上開設するよう、課程認定基準4-3で規定しているため、課程認定上においては「複合科目」のみの開設はできない。 ○複合科目をもって、各教科の指導法の必要単位数としてあてることができない。「各教科の指導法」として必要単位数を満たす必要がある。
609	8/4	「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない。」の解釈は以下のどちらになるか。 ①例えば、A免許状取得のための教育実習に必要な単位（5単位）について、教育実習3単位（事前事後指導1単位含む。）及び学校体験活動2単位を修得する場合、当該教育実習3単位及び学校体験活動2単位のいずれについても、他校種のB免許状取得のための教育実習の単位として流用することができない。 ②例えば、C免許状取得のための教育実習に必要な単位（4単位）について、学校体験活動2単位を修得する場合、不足する2単位分については、他校種のD免許状取得のための教育実習に必要な単位を流用することができない。	⑫免許法施行規則関係	教育実習に係る必要単位を他校種免許状からの単位流用と組み合わせて構成する場合において、不足分の単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要がある。（不足分を学校体験活動で充てることができない。）その場合において、 ①の場合は、教育実習の3単位分については他校種への単位流用が可能である。 ②の場合は、他校種からの単位流用を組み合わせる必要単位数を構成する場合においては、不足分を学校体験活動で充てることができない。
610	8/4	中教審答申の見直しのイメージにおけるアクティブ・ラーニングの視点を取り入れることとなる科目とは。	⑫免許法施行規則関係	改正施行規則第二条第1項表備考第二号、第三条第1項表備考第二号、第四条第1項表備考第五号及び第五条第1項表備考第二号に規定している。
611	8/4	キャリア教育について、中教審答申の見直しイメージでは括弧書きで追加していたものが、手引きや施行規則から括弧がなくなっているが、取扱が変更となったのか。	⑫免許法施行規則関係	「進路指導」と「キャリア教育」の法令上の概念を整理した結果を踏まえた修正を行っている。
612	8/4	旧課程を卒業後の履修について、大学院生や科目等履修生の予定者へ指導を開始する必要があるが、経過措置に関する通知はいつごろを予定しているか。	⑫免許法施行規則関係	改正された教育職員免許法施行規則は平成29年11月17日付で公布され、同日付で公布通知を发出しているところ。（29文科初第1113号「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」）。
613	8/4	幼稚園と小学校で「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」にあたる科目を別々に開設した場合、改正施行規則第二条第1項表備考第十二号に基づき、幼稚園の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」にあたる科目（2単位）の履修をもって、小学校の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」にあたる科目（2単位）の履修とすることが可能であると考えてよいのか（逆もまた可能か）。	⑫免許法施行規則関係	○改正施行規則第二条第1項表備考第十二号により、小学校（幼稚園）の免許状の授与を受ける場合の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の単位をもって、幼稚園（小学校）の免許状の授与を受ける場合の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」にあてることが可能。 ○なお、御質問の規定は、他の学校種の免許状取得の際の取得済みの免許状に係る単位流用に関する規定となるが、教職課程認定においては本規定の適用を前提とした教育課程の編成は認められない。
614	8/4	改正施行規則第二条第1項表備考第十三号に基づき、領域及び保育内容の指導法の単位のうち、半数までは小学校教諭の課程の指定の科目の単位を持ってあてることができることとあるが、「半数」とは何の半数を指すのか。	⑫免許法施行規則関係	施行規則第二条第1項表の第二欄「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位数から、「領域に関する専門的事項」について修得した単位数を差し引いた単位数の半数となる。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
615	8/4	幼稚園教諭一種免許状を取得する為には【領域及び保育内容の指導法に関する科目】区分において最低修得単位数は16単位と理解しているが、今回の再課程認定申請において改正施行規則附則第7項を適用して【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の必要単位数を満たす場合においても、【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の区分の総修得単位数は16単位となるのか。	⑫免許法施行規則関係	御質問のとおり、改正施行規則附則第7項により幼稚園教諭免許状の授与要件を構成する場合においても、「領域及び保育内容の指導法」に必要な修得単位数は16単位となる。
616	8/28	新しい高等学校学習指導要領により、教科「公民」が「公共」に変わると聞いたが、それについての対応はしなくてよいのか。	⑫免許法施行規則関係	○「公共」は、教科「公民」に位置付けられる科目の一つであるため、授与される免許状は引き続き「公民」であり、公民の免許状の所要資格について変更はない。 ○また、新学習指導要領の適用にあたっては、特に「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、改訂後の内容を踏まえた授業を行うことが必要となるため、留意いただきたい。
617	10/27	免許法施行規則の改正後、旧法適用下で入学した学生が卒業後間をおかずに科目等履修生、大学院生、専攻科生等に身分を変えた場合はどのような扱いになるか。	⑫免許法施行規則関係	○旧課程に入学して免許状授与の所要資格を得ずに卒業した者が免許状の授与を受けるためには、新法に基づく新課程で免許状授与の所要資格を得る必要がある。（大学院、専攻科、科目等履修生及び編入学や再入学等も同様。）改正免許法施行規則の附則に旧課程で修得した各科目の単位を新課程で修得した科目の単位にみなすことができる旨の規定を設けている。 ○卒業後間をおかずに身分を変えた場合も同様である。
618	10/27	旧課程で「教育課程の意義および編成の方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際においてカッコ書きで追加された「カリキュラムマネジメント」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。	⑫免許法施行規則関係	今回の施行規則改正により、事項名称の一部に変更が生じたものや括弧書きの含む事項が新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。
619	10/27	旧課程で「進路指導の理論及び方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際において事項名称の一部として追加された「キャリア教育」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。	⑫免許法施行規則関係	今回の施行規則改正により、事項名称の一部に変更が生じたものや括弧書きの含む事項が新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。
620	10/27	旧課程に入学して免許状授与の所要資格を得ずに卒業した後に新法の下で所要資格を得ようとする場合において、旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については追加で履修することが必要であるのか。	⑫免許法施行規則関係	○旧法に基づく教職課程において修得した科目の単位は、改正法施行規則附則に基づき、新課程で修得した科目の単位とみなすことができる。旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については、次のいずれかの対応を行うことが必要である。 ① 新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目を追加で修得する。 ② 改正法施行規則附則に基づき、大学において当該学生の履修の状況を勘案し、これらの事項の内容を含む旧課程の科目の単位を、新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目の単位とみなす。 ○②の場合において、旧課程の科目の単位を「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすためには、旧課程の科目が当該事項の内容を1単位以上含むものであることが必要である。
621	10/27	旧法により免許状を取得した者が、新法に基づいて別の免許状を取得しようとする場合においては、旧課程で修得した科目の単位の移行措置や読み替え規定は適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	旧課程に入学して免許状授与の所要資格を得ずに卒業した者と同じ取り扱いとなる。
622	10/27	新旧課程両方に使用可能な科目を開設する際、新課程の「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」の両方を含む科目を旧課程の「特別活動の指導法」にあてることが可能か。	⑫免許法施行規則関係	可能である。なお、旧課程に在学する学生が当該科目の単位を修得した場合は、改正施行規則附則に基づき、新課程の「特別活動の指導法」「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目の単位を修得したものとみなすことも可能である。
623	10/27	旧課程に入学した学生が、卒業までに免許状授与の所要資格を得ることが明らかにならずに不可能と判明した際等に、新課程で追加された事項の内容を含む科目を在学中にあらかじめ履修することは可能か。	⑫免許法施行規則関係	大学の履修規程等により、旧課程に入学した学生が新課程の科目を履修することも認められているのであれば可能である。
624	1/9	①特に修得単位数が定められている「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」並びに「道徳の理論及び指導法」について、単位流用をする場合も、規定されている単位数を必ず修得しなければならないのか明示していただきたい。 ②旧法では単位流用が認められていなかった教育課程及び指導法に関する科目に該当する科目についても、流用が認められるという理解でよいのか。	⑫免許法施行規則関係	①「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「道徳の理論及び指導法」ともに単位流用を認めており、当該事項を含む科目の単位を必要単位数流用した場合は、流用先の学校種の単位を追加修得する必要はない。 ②現行の教育課程及び指導法に関する科目のうち、「保育内容の指導法」「各教科の指導法」以外の事項を含む科目の単位については、改正後は流用可能となる。
625	1/9	法令改正を踏まえた学力に関する証明書を示してほしい。	⑫免許法施行規則関係	免許法施行規則別記に学力に関する証明書の様式を規定するとともに、別途文部科学省HPに詳細な様式例を掲載し、全ての大学と教育委員会で統一の様式を用いられるよう要請をしていく予定である。
626	1/9	経過措置の適用条件について示してほしい。	⑫免許法施行規則関係	改正免許法附則（平成二八年一月二八日法律第八七号）第五条に基づく経過措置の適用有無は「施行の際現に」大学に在籍していることが条件となるため、当該学生が平成31年4月1日（0時0分）時点で大学に在籍している場合、卒業するまでの間は旧法により所要資格を満たすこととなる。
627	1/9	経過措置について、短大（旧課程）を平成31年3月に卒業後、平成31年4月より四年制大学（旧課程）に編入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	○短期大学（短期大学士課程）から四年制大学（学士課程）に編入学する場合には、短期大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。 ○短期大学を卒業後、間を置かず専攻科へ入学する場合も同様の扱いとなる。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
628	1/9	経過措置について、平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より同じ免許状の教職課程を有する他学部他学科の旧法が適用される学年へ転学部・転学科した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	同一の大学内において転学部・転学科する場合は、施行の際現に大学に在学している者に該当するため旧法適用となる。
629	1/9	経過措置について、平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より同じ免許状の教職課程を有する他の四年制大学の旧法が適用される学年へ編入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	○四年制大学から他の四年制大学へ転入学する場合は、施行の際現に大学に在学している者に該当するため旧法適用となる。 ○平成32年度以降に転入学する場合も同様の扱いとなる。
630	1/9	経過措置について、平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成32年4月1日より同じ免許状の教職課程を有する他の四年制大学の旧法が適用される学年へ編入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	○四年制大学から他の四年制大学へ転入学する場合は、施行の際現に大学に在学している者に該当するため、旧法適用となる。 ○なお、大学は新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目を開設することが可能であり、旧法が適用される学生もこのような科目を履修することによって旧法による所要資格を満たすことが可能である。
631	1/9	経過措置について、施行の際現に四年制大学に在学していた者が、平成31年4月以降に、当該大学を卒業せず退学した後、間を置いて他の四年制大学へ編入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	事例の場合においては、免許状の授与の所要資格を得る前に退学により在学関係が終了しているため経過措置の適用を受けなくなることから、新法が適用される。
632	1/9	経過措置について、施行の際現に四年制大学の旧課程に在学していた者が、平成31年4月以降に、当該大学を卒業せず退学した後、間を置いて同じ大学に再入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	事例の場合においては、免許状の授与の所要資格を得る前に退学により在学関係が終了しているため経過措置の適用を受けなくなることから、新法が適用される。
633	1/9	経過措置について、施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	科目等履修生は在学の関係に当たらないため、事例の場合においては、施行の際現に大学に在学している者に該当しないことから、新法が適用される。
634	1/9	経過措置について、施行の際現に教職課程を有していない学部学科等に在学している学生が、教職課程を有する他学部・他学科聴講等により所要資格を得た場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	事例の場合においては、当該学生が所属する学部学科等は教職課程を有しないため、施行の際現に大学に在学している者に該当しないことから、新法が適用される。
635	1/9	経過措置について、施行の際現に中学校の教職課程を有する四年制大学に在学していた者が小学校の教職課程を有する他大学で科目等履修生として科目を修得し、卒業と同時に小学校の免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	事例の場合においては、当該学生が所属する大学は小学校の教職課程を有しないため、小学校の教職課程との関係では、当該学生は他大学の科目等履修生としての立場のみを有していることになる。科目等履修生は大学への在学関係がないため、施行の際現に大学に在学している者に該当しないことから、新法が適用される。
636	1/9	経過措置について、施行の際現に中学校の教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、一部の科目を他大学で科目等履修生として修得し、卒業と同時に中学校の免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	○事例の場合においては、中学校の教職課程について、施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。 ○この場合、科目等履修により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。
637	1/9	経過措置について、施行の際現に大学院に在学していた者が、学部聴講（科目等履修）により1種又は2種免許状の所要資格を満たす場合は、1種又は2種免許状の取得に関しては、新法と旧法いずれが適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	事例の場合においては、当該学生が所属する研究科は1種又は2種免許状の教職課程を有しないため、これらの免許状の教職課程との関係では、当該学生は科目等履修生としての立場のみを有していることになる。科目等履修生は大学への在学関係がないため、施行の際現に大学に在学している者に該当しないことから、新法が適用される。
638	1/9	経過措置について、施行の際現に専修免許状の課程を有する大学院に在学していた者が、学部聴講（科目等履修）による科目の修得とあわせて、修了と同時に専修免許状の所要資格を満たす場合は、専修免許状の取得に関しては、新法と旧法いずれが適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	○事例の場合においては、専修免許状の教職課程については、当該学生は施行の際現に大学に在学している者に該当するため、旧法が適用される。 ○この場合、学部聴講（科目等履修）により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。
639	1/9	経過措置について、施行日前に免許状授与の所要資格を満たし、施行日後に免許状の授与と申請をした場合には、新法と旧法いずれが適用されるのか。	⑫免許法施行規則関係	○施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者は、改正免許法附則第六条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。 ○施行日前に大学に在学したが、卒業までに旧法による所要資格を得なかった者は、改正免許法附則第六条が適用されないため、施行日までに科目等履修によって科目を追加修得し旧法による所要資格を得ていた場合でも、施行日以降に免許状の申請を行う際には、新法が適用される。
640	7/10	課程申請と同様に、審査意見伝達、補正申請書提出というプロセスがあるのか。そのスケジュールは。また、認定されなかった場合はどのような扱いとなるのか。	⑬その他	○再課程認定申請にあっても、通常の課程認定審査と同様の手順を経て認定を行うものである。 ○審査会の指摘に対応できず、課程認定基準等が定める最低の基準を満たさない状態となった場合は、再課程認定が行えず、平成31年度から教職課程が開始できなくなるため、留意していただきたい。
641	7/10	教職課程の質の保証・向上に関して、全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化するとなっているが、設置する期限の目安のようなものがあるのか。専任の教員や職員を配置した全学的なセンターとして設置する必要があるか、全学の教員・職員が参画する教職課程を専門に扱う委員会的な組織でも問題ないか。	⑬その他	○全学的に教職課程を統括する組織の設置については、平成29年7月時点では設置期限の目安は設定していない。 ○全学の教職課程を点検し、統括的な運営を行うための組織として編成されていれば、その設置形態は大学の裁量による。
642	7/10	高等学校の学習指導要領は、まだ告示されていない。平成29年12月または平成30年3月告示の場合、教職課程の準備が間に合わないが、スケジュールはどのような見通しか。	⑬その他	○高等学校学習指導要領の改訂については、平成29年度中の改訂の予定、平成34年度から年次進行で実施の予定となっており、改訂から実施までの期間が4年間ある。 ○再課程認定の際に、シラバスについては、改訂後の学習指導要領を反映させていただく必要があるが、シラバスに学習指導要領の内容を記載することまで求めるものではなく、改訂後の学習指導要領を用いて授業が行われることが確認できればよい。
643	7/10	育成協議会について、都道府県教育委員会から各大学への参加の呼びかけという形になるのか。育成協議会への参加の有無は、再課程認定審査に関係するのか。	⑬その他	○育成協議会については任命権者が設置するものとなる。 ○育成協議会への参加の有無が再課程認定の要件になることは予定されていない。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
644	1/9	再課程認定と課程認定申請が同時期になる場合の手続きスケジュールは、同じとの認識でよろしいか。	⑬その他	再課程認定申請においては、申請書の提出期間が3～4月となる。
645	7/10	再課程認定申請に加え、通常の新規課程認定申請を予定している。事前相談については、それぞれでの相談となるのか。	⑬その他	通常の課程認定申請については、再課程認定の事前相談とは別に相談の機会を設けている。
646	1/9	再課程認定申請を行う学部と、改組(平成31年4月入学)を検討しており通常の課程認定申請となる教職大学院・大学院(修士課程)の「申請(申請書提出)」について、それぞれ別日に提出することは可能なか。	⑬その他	○再課程認定と通常の課程認定申請については、それぞれ提出の受付を行う。 ○同日の提出を希望することも可能だが、日程調整の結果、別日での提出となる場合もあるため、留意していただきたい。
647	7/10	英語以外の外国語科目の指導法において、主に参照、参考にすべき学習指導要領内容の学校種は、中学校のものにとらえてよいのか。	⑬その他	当該指導法科目の学校種による。
648	7/21	カリキュラム変更による在校生への対応はどのようにするのか。	⑬その他	平成30年度入学生までは、引き続き入学年次のカリキュラムが適用される。
649	7/21	同一大学(大学院・専攻科・短期大学部・教職特別課程・通信教育課程を含む)の事前相談は2回と記載してあるが、大学と短期大学(部ではない)については、別々と考えてもいいのか。	⑬その他	大学と短期大学は、それぞれ1大学とする。(短期大学「部」は4年制の大学と含めて1大学とする)
650	7/21	平成31年度入学に係る広報活動・学生募集については、再課程認定対象の既存学科においても「申請中」と表記が必要であるのか。	⑬その他	手引きP3を参照。
651	7/21	平成32年度に学部・学科再編を予定しているが、平成31年度の再課程の認定を1年遅らせることは可能か。(平成30年度に再課程の審査・認定を必ず受けなくてはならないのか。)	⑬その他	○再課程認定申請を行わない場合においては、少なくとも平成31年度においては当該教職課程は取下げることとなる。 ○平成30年度末に改めて通常の課程認定申請を行い、認定された場合においては、平成32年度より教職課程を改めて有する。
652	7/21	本学では学部再編を検討しているところであり、10月下旬に予定されている文部科学省大学設置室との事前相談に向け、鋭意再編内容を検討しているところである。申請書提出期限を事前相談後に延期してもらえないか。延期が不可の場合、調整中の部分を未定として提出し、事前相談後に差し替えをすることは可能か。	⑬その他	○「未定」とすることなく、所定の提出期限までにその時点で予定されている内容を記載し申請書を提出いただきたい。 ○仮に、申請書提出後に大学設置室からの指摘対応により教育課程及び教員組織を変更する必要が生じた場合においては、速やかに文部科学省へ相談いただきたい。
653	8/4	再課程認定後、完成年度を迎えるまでは教育課程及び教員組織に変更を加えることはできないが、やむを得ざる事情の場合は妨げられないとされている。 (1) このケースについては、やむを得ない事由により変更が生じたとき、その可否について書類審査を行うとされている。現行の『教職課程認定審査運営内規』の「6 教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて」を準用予定と理解してよいのか。 (2) その場合、同内規の取扱いでは、授業科目の追加や削除が規定されていないが、それらも含めて同内規の取扱いを拡大して準用する予定はあるか。	⑬その他	再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
654	7/21	専門職大学の設置基準が具体的に決まるのはいつか。平成30年2月では、平成30年度中の許可申請に、時間的に間に合わない。	⑬その他	専門職大学(短期大学)設置基準に係る内容については、高等教育局の所管となるため、別途問合せいただきたい。
655	7/21	再課程認定に当たり、教職大学院の専任教員が学部科目を担当する際の単位数に制限が課されるのか。	⑬その他	課程認定基準においては、制限は課されていない。
656	8/4	高一種(看護)の認定を受けている課程について、看護学教育モデル・コア・カリキュラム(平成31年度入学生から適用)の策定が現在進行中であり、平成29年10月以降の公表が予定されている。これを受けて、平成31年度以降のカリキュラムを検討することとなるが、学内作業を考慮すると、事前相談期間には、当該課程の教科に関する専門的事項に関するカリキュラム及び担当教員が未定であることが想定される。事前相談の際の資料について、未定となる箇所があっても事前相談を行うことは可能か。	⑬その他	○事前相談段階では教員氏名を明記する必要はない。 ○事前相談段階で未定の箇所がある場合においては、回答内容もそれに沿ったものとなるため、申請書作成においては留意いただきたい。
657	8/4	申請書様式第2号(概要)に記載する「認定年度」は、再課程認定後は「平成31年度」になるのか。	⑬その他	御質問のとおり。
658	8/4	本学には今年度から開設した教職課程があり、平成31年度の段階では完成年度に至っていないが問題ないのか。	⑬その他	教職課程が完成年度を迎えていない場合であっても再課程認定は必要となり、再課程認定に対応した教職課程の見直しを行うことが必要である。
659	8/4	事前相談の予約が確定次第、文部科学省から相談日時についてメールにて返信するところであるが、申し込み後何日後に返信があるのか。遠方から行く場合、飛行機等の手配が必要のためできるだけ早く、回答が欲しい。	⑬その他	なるべく早く返信を行う予定だが、該当週の予約申請状況及び内容によっては調整を要することも考えられるため、ご理解いただきたい。

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
660	8/28	公認心理師の資格科目と教職課程の科目を併せて開設している場合において、公認心理師の資格審査の際に名称や内容変更の指示があった場合においてはどのように対応すればよいか。	⑬その他	○公認心理師に係る科目の名称については、公認心理師法施行規則（平成29年9月15日までに施行予定）により定められるため、教職課程の科目と併せて開設する場合には、同規則にも適合する科目名称とした上で申請書を提出する。 ○なお、公認心理師に係る科目と教職課程の科目を併せて開設することは可能であるが、課程認定における審査においては、他の科目と同様に教職課程の科目として適切な名称及び内容であるか確認を行うので、授業内容の変更や科目名称の変更を指摘される可能性があるため、留意いただきたい。（例えば、公認心理師法施行規則に規定する科目名称を括弧書きで付記しつつ、教職課程の科目として適切な名称を設定することなども考えられる。）
661	8/4	様式第4号の履歴書において、過去の課程認定申請では、「教育上の能力に関する事項」がない場合、「事項」の欄に「特記事項無し」と記載していたが、再課程認定の様式では、「職務上の実績に関する事項」が追加され、手引きP58の記入例では、「特記事項無し」が「概要」の欄に記載されている。どちらに記載するのが正しいのか。	⑭手引き	手引きのとおり、「事項」欄に記載する。
662	8/4	幼一種免「領域に関する専門的事項」の新旧対照表の作成例が掲載されているが、変更内容等の欄に「新設」と記載しなくても良いか。	⑭手引き	幼稚園教諭免許状における「領域に関する専門的事項」については、全てが新設科目になるため、改めて「新設」を記載する必要はない。